289.1
Ta395Ht

006952-000-5

289.1-Ta395Ht

高島秋帆

福地　源一郎（桜癡）／著

M31

ACK-0737

289.1 Ta 395 Hk

帝国図書館蔵書

福地源一郎君より博文館主大橋新太郎君に送られたる書牘

拝啓先頃御依嘱に相成り候高島秋帆先生傳脱稿いたし候まゝ原稿を尊覧に供し候僕は年少の時に知を秋帆先生に辱うしたる事も候ひければ先生の爲に其傳を作らんと尤も喜ぶ所に候是れ僕が不文寡聞をも顧みず尊嘱を欣諾したる理由に候へば貴館新刊の少年讀本に御登載ありて世に公にせらるゝ事を得ば至幸に奉存候秋帆先生の事は世の知れる所にて僕も亦幼少

国立国会図書館 29.7.22

337218

の頃家巌石橋先生より家庭の夜話に聞き又父老の人たちより寄々の物語に聞たる事も多く殊に天保以降の事は随分博く見聞したる所もあれば材料に乏を患る事は候まじと思ひて筆を執りたるに案外に存知申さゞる廉の多くて記事の不充分なるには甚だ赧顔仕り候僕が机右に備へたる重要の引書とては秋帆先生碑(細川潤次郎君撰)秋帆先生傳(全上)陸軍歴史勝海舟先生著高島四郎大夫一件調書寫本鳥居高島吟味落着書(全上)徳丸原洋砲實射銃隊操練記(漢文)江川氏秘記等の数部に過ぎずして其

餘は幕末の史料中に散見せる秋帆先生關係の部分を蒐集したる儀に御座候へば少々の誤謬は可有之候へども先生の人物事業を表示するの一段に至りては決して其正鵠を失はずと自信仕り候此稿七月上旬に筆を起し昨日書終り候間字句おかしき所は貫館編輯諸彦の御刪正を奉願候頓首拜具

七月三十日(明治三十一年)　福地源一郎

大橋新太郎様

尚々此傳を作り候に就ては屢々令弟乙羽君の御足勞を煩は

し其御蔭にて材料を得て候へば次手ながら宜しく御禮奉申
上候再拜

少年讀本
第壹編

高嶋秋帆

櫻癡居士 福地源一郎著

旧版復刻

（一）高嶋家の門閥地位

長崎町年寄高嶋四郎兵衛某が家にて嫡男出生したりとて悦び合ひしは寛政十年戊午の歳なりとぞ聞えし。此嫡男こそ火技中興洋兵開祖と知られたる贈正四位高嶋秋帆先生にてありけれ。其幼名は斜之丞、後に四郎大夫と改稱し、晩年また喜平と稱し、實名は茂敦、字は子厚、又の字は舜臣と呼び、秋帆は其號にてぞありける。

長崎と申すは、肥前國彼杵郡に屬して、深江浦と呼ばれたる所なり。此地の口碑に據れば、往古は瓊浦と呼びたる船津にて、長くも　神功皇后三韓征伐の御船を出させ給ひしも此津にて、其後遣唐使の船の出入したるも、同じく此津なり。松浦彼杵は近きあたりの境なれば、此津ぞ上代より外國渡航の港とは定まりつると言傳へたれども、其如何は史籍の徴すべきもの無ければ分明ならず。但し中世以來元寇の初年

までは、西肥前國内の一小漁村に過ぎざりしは、確實なり。然るに天文十一年(西洋一五四二年)葡萄牙國の商船が初めて九州に來着してより、引續き大明支那南蠻西班牙諸國の黒船どもも、肥前豊後の海岸に來り、天主教の弘通に及びてより、長崎は其一要津たるに至れり。是より先き應永の頃に、下總國佐倉の邊に長崎小太郎爲直と云へる武士あり、京都に來りて足利相國義滿公に訴狀を捧げ、父祖傳來の所領を失ひぬる事を嘆き、あはれ一所懸命の所領を給はん事を願ひしかば、相國不便に思召され、肥前國彼杵郡にて深江村を賜ひけり。爲直大に喜び、家從を引連て此地に移り、代代此に住居深かりければ、人皆この地を呼びて長崎とは申したり。此爲直八代の末孫長崎甚左衛門純景は、其頃この西肥前に武威を振ひて、長崎に境を接したる大村丹後守純前が勢に敵し難きを知り、其配下に屬したるに付き、純前は己が娘を以て甚左衛門が妻に與へ、家老の列に加へたり。斯て元龜元年(一五七〇)に至り葡萄牙商船一艘、颶風を避て長崎港外の福田に來り、荷物ども賣買の次手に長崎を見て是ぞ九州第一の港にてある、來年よりは必らず此津に參るべきなれば、其用意いたし置たまへよかしと、甚左衛門に暮々依囑て去たりけり。依て甚左衛門より、其旨を主人大村理專丹後守民部大輔純忠入道理專、即ち純前の嫡子にして甚左衛門が妻の兄なり)に申立てたり。理專は此儀尤も然るべしとて、其家來友長某に申付て、甚左衛門と議し、諸國商人の旅宿などの地割せしめ、高來大村平戸あたりの商人を招き寄せ、町家を建させたりしに、其翌年(元龜二年)果して媽港より商船三艘に商品を積載せて來り、夫より年毎に五六艘乃至十艘も來りければ、長崎は年を逐て繁昌し九州地方は云ふに及ばず、山陽山陰五畿東海東山諸道の國々より、移り住む者ども引も切らざりけり。

其頃近江國高嶋郡を知行しける高嶋河内守頼春が庶子に、八郎兵衛某と云へる人あり、京都に上りたる時に長崎繁昌の事を傳へ聞き、我祿々として父兄の傍に住ひ、弓箭に携はりて生涯を小閙の間に送らんよりは、寧ろ長崎に赴き、事なき日は外國の商賣を營み、事あらん時には外國相手に目覺しき合戰をも爲し、男冥加、功名富貴、は長崎にてこそ求むべきなれとて、切に其許可を乞ひたりければ、父の河内守も左迄の執心とあらば承屈べしとありて、粮料土産の料にとて若干の財物を賜ひたり。八郎兵衛大に悦び、郎從四五人召具して、近江を首途なし、恙なく長崎に着し、其旨を

甚左衛門に届出たりければ、甚左衛門大に喜び、八郎兵衛をば長崎商人等の頭人に命じたり。是れ天正二年の事なりと云へり。

其頃大村丹後入道理專は、東肥前の大名龍造寺隆信と合戰に及びたるに、長崎甚左衛門は軍資の才覺に盡果て、長崎の地を擧て葡萄牙人に質入して銀子を借入れたり。然るに合戰擧て後も、甚左衛門は其借入銀を返さず、剩へ葡萄牙人の督促を煩さく思ひ、其居住を時津に移したり。葡萄牙人は甚左衛門の所業こそ不當の至なれとて、特使を大村に送り、理專に對ひて申させけるは扨も甚左衛門長崎の地を質入して我等方より銀子を借入置ながら、其銀子をも返さず、土地をも引渡さいるは、不當至極せり、其銀子我等が私の貯蓄にてわらば兎も角も、甚左衛門初より承知の如く、南蠻切支丹宗門の公金なれば、此儘に等閑り捨置ては、我等本國へ申譯相立たず、此上は銀子を返し玉はる歟、長崎を引渡しある歟、即答あるべしと嚴重の懇合に及びたり。大村にては、長崎の土地を切支丹宗に引渡すと容易からず、去とて大金の調達、日を期して成らんと固より覺束なし、如何はせんと、事頗る難儀に及びたり。此に肥前國嶋原の領主に有馬修理大夫晴信と云へる大名あり、此人は切支丹信者にて、

大村とは緣者の間柄なりければ（晴信の妻は大村純前の娘にて、即ち理專の伯母なり）雙方の間に入りて調停を爲し、當時長崎嶋原を初として、其近鄉近在は切支丹宗門尤も行れ、多ければ、猫の額ほどなる長崎の町地を與へたりとて、何程の差障あるべきや、南蠻寺の申條聞届られて然るべしと勸めたり。理專も其意に任せて甚左衛門返金の代として、改めて長崎の町地を葡萄牙人に引渡したりければ、葡萄牙人は大に悅び、直に長崎町地を以てゼスウット敎會所領と定め、寺院を建て寺役を命じ、諸事自儘の沙汰に及べり。高嶋八郎兵衛は、初より此事を愛ひ、屢々甚左衛門を諫め、大村理專へも意見を申述たりしかども、其言用ひられずして深く無念の思を懷きたりけり。（甚左衛門が南蠻人より銀子を借入たるは元龜元年の事と普通には記せども、元龜元年は南蠻人が初めて長崎に來れる歲なれば、如何あるべきか、余が幼時長崎にて父老に聞たる說にては、長崎が一時切支丹領に成たる年に京都にて織田信長公弑せられ給へりと云へり、然らば元龜元年にはあらずして天正十年の事なりし歟、斯て長崎はゼスウキット敎會の所領に成りて、其支配を受たりしが、其後天正十五年豐臣關白秀吉公薩摩征伐として筑前國箱崎に本陣を据られし時に、長

崎の頭人等は、時機到來せりとて、急ぎ筑前に赴き、關白へ事の次第を申立て、何にもして南蠻人の手より長崎の地を取戻し給はれと願ひたり（高嶋八郎兵衛も無論この頭人等の一人にてありしなるべし）關白この由を聞し召し、其は以ての外の事なり、先づ肥前國分限帳を改むべしとて召されけるに果して彼杵郡長崎町地切支丹領とは注したり關白大に怒らせ給ひて何條わが日本の土地を割きて異國の領地と爲さしむる事やある急ぎ南蠻人に銀子を返し與へて町地を取戻すべしと直に頭人等へ命せられたりければ畏り承り候ふとて頭人等は銀子調達して葡萄牙人に渡し關白の威權に依りて漸く其局を結びたり。（是れ天正十六年の事關白は長崎山里淵村の三ケ庄合せて三千四百餘石の地を定めて殿領と成し普通には天領と書けれども殿領と書が正字なり殿下の御領と云ふ意味にて即ち關白直隷の意なり、德川幕府に移りても幕府直隷地を天領と唱へて長崎は此時より天領なりけり。）

其管轄を鍋嶋信濃守直茂に預けられ、長崎の民政幷に貿易の事は、都て頭人等の取扱に任せられたり、是より頭人、町年寄とは稱したり。

其後文祿元年、關白の命に由り、京都にて切支丹の南蠻僧徒を捕へ、長崎に送りて梟

首に懸られし時に、宗門取締の爲にとて、寺澤志摩守廣高を始めて長崎奉行に命せられ、村山東安をば御代官と成されしが（此東安は其後元和元年に至りて誅せられたり）德川家康公征夷大將軍の宣旨を蒙り給ひし初め、即ち慶長八年に小笠原爲宗を入道一庵と長崎奉行に命じ給ひけり、是よりして寬永十年に至り奉行二人、其一人は長崎在勤他の一人は江戸在府と成されたり。

されども長崎の貿易は、全く外國人と市民との間に於ける自由なる相對貿易にて、町年寄これを總管し、其市中の民政の如きも、奉行は大体を總攬する迄にて、諸事みな町年寄の取扱に任せられたれば、純然たる自治制の自由貿易港にてありけり、其後德川三代家光公の時に至り、外敎を嚴禁して、通商を唐國（支那）和蘭の二國に限り寬永十二年の令を以て、併せて其貿易を幕府に收め、所謂御用商賣と爲し、奉行の管轄の下に、長崎會所を置きて、是を掌る事と爲たれども、其會所調役と名けたる主任官は町年寄にて是を勤めたり。去れば長崎地役人中にて、武職に備はれる遠見番、唐人番、船番、町使、散使の五組の頭は奉行の直支配たれども、各町の乙名（名主）組頭、日行事（乙名の屬僚）阿蘭陀通詞、出嶋乙名、唐通事、唐人屋敷乙名、通事目付、諸目利、役長崎會

所目付、同吟味役、同會所役人等は、皆都て町年寄の支配に屬するを以て、長崎の民政財政貿易は、都て町年寄の掌理にして、長崎奉行は其實垂拱して位に備はれるに過ぎざりしのみ。

町年寄は、高嶋、福田、藥師寺、久松等の七家、いづれも門閥の舊家にして、長崎創始の頃には頭人と呼ばれ、葡萄牙人より此地を回復してよりは幾ど其領主に比しき勢を占め、幕領となり奉行を置かれ、外國貿易は皆幕府に歸したる後と雖ども、依然その實權を握るを以て、長崎の町年寄は、其地位全く他の都市に於ける尋常の町年寄に同じからず。七家みな苗字帶刀を許され、將軍家御代替り、幷に自分家督の時には參府して拜謁を遂げ、獻上拜領の式を行ふなど、都て御由緒ある土着武家の取扱に準せられ、其身は世祿として長崎貿易利益金の內より、許多の配當銀を受用し、其外に御役扶持御役料を賜はり猶其上に莫大の所得あるなれば、其家みな富榮へ譜第の家來數十人を扶持し、宛然一大諸侯の如き狀況にて、其歲入歲出は裕に廿萬石の大名に劣らざる暮向を爲したりけり。其中にも高嶋家は、配當受用も、年寄七家中の第一に位し、殊に數代會所調役を勤めたれば、尤も富裕を極めたるなり。秋帆は實に此高嶋家の嫡子として生れたり。

(二) 秋帆の少壯時代

秋帆が生れたる寬政十年は、歷卷も畏し　光格天皇御卽位の十九年、德川十代の將軍家齊公就職の十二年にして、當時有名の閣老松平越中守殿(樂翁)が寬政の改革を以て、幕府の秕政を沙汰し、士風を振興したる後なりければ、文武に名を得たる人物輩出したる寬政の盛時にして、國防の議は漸く幕府に起り、近藤重藏最上德內等が幕命を奉じて初めて北蝦夷地を探檢したる歲なり。淸國にては仁宗の嘉慶三年にして、內にては白蓮敎匪の亂未だ平かず、外にては英國の通商より漸く阿片烟行はれ、是を禁ずるも制すること能はず、淸廷の威權は正に亭午を經過し、其振興を要せるの時に當れり。又西洋は一七九八年にして、佛國大革命の時に際したるなれば、世界の機運は、我日本が鎖國の桃源に安逸するを許さゞる徵候を此時に示し初めたり。されば兵制政治に關して日本は漸次その改良を行ふべき時に當り、火伎、中興、洋兵開祖たる秋帆が長崎に生れたるは、抑も天意に出たりと云ふべき歟(火伎中興洋兵

開祖の八字は、秋帆の晩年に至り、閣老阿部伊勢守殿が書して秋帆に贈られたる所なり、秋帆は深く之を榮とし、此八字を印章に刻して用ひたりき。去れば上野公園なる秋帆の碑には、有栖川熾仁親王の御筆にて此八字を篆額に書し玉ひたり)然れども、此天意の使命を奉りたる人傑の出生とは、誰ありてか心付べき、唯〻門閥富家の嫡子誕生とて、其門に出入する地役人等が慶賀の詞を呈して、秋帆の父四郎兵衛を悦ばしめたるに過ざりけり。

秋帆の幼時は普通兒童の生育にて、差たる異聞の傳ふべきものも無かりけり。但し其頃の町年寄は

概皆驕奢宴安をのみ事として、文武の教育などは、頗る等閑なりけ

るが、四郎兵衛は其祖父の代よりして町年寄を以て長崎御鐵砲方砲術師範を兼任し、長崎奉行直轄の砲臺を掌り、長崎奉行直轄の鐵砲組番士を預りたるを以て、代々荻野新流の砲術を世傳したりければ、秋帆は少小の頃より夙に此砲術を傳へられ、成童の頃には既に驚くべき上達を爲せり（長崎港の警衛は、肥前の鍋嶋、筑前の黒田、この二家隔年交代にて相勤め、諸臺場を預るなり。但し港内にて市中接近の臺場は奉行直轄にて、即ち御鐵砲方の掌る所なり、藥師寺は西御役所、梅が崎、淡番所の三ヶ所、また高嶋は出嶋、唐人屋敷前の二ヶ所を掌れりと覺ゆ。要するに町年寄にて御鐵砲方を兼たるは藥師寺、高嶋、久松の三家なり）又文學の事は其父も左までに勸めざりしかども、秋帆は生得文學を好み、長崎の郷夫子に就て讀書を修め、詩文も一通りは出來て、門閥の若殿には稀なる程に進めり、中にも秋帆は深く孫子を愛讀し、後に明の戚繼光が奇効新書を見て、是ぞ孫子の骨髓を得たる者なると稱して、複讀三四回に及びしは、甘蔗前後の事なりと云へり、以て秋帆が少壯より文武に志の篤かりしを知るに足れり。

文化十一年甲戌、秋帆の父四郎兵衛は、病に冒されて歸らぬ黄泉の旅路に赴きたり、

是に由て秋帆十七歳にて家督を受繼ぎ高嶋四郎大夫と改名し、町年寄と爲りて御鐵砲方を兼任し、文化元年廿一歳と云ふに時の奉行の鑑識に由りて、擧られ長崎會所調役に昇任したり（此調役は會計の重職にて定員三人と限られ、町年寄七人中より是を勤むるなりされば秋帆は漸く弱冠を過たる計にて市政（町年寄財政會所調役）軍政（御鐵砲方）の三重職を兼て其局に當り夙くも良吏の譽を長崎に得たりけり。』

歳月は分明ならず、秋帆が初めて江戸に參府したるは、廿歳前後の事なりしとぞ、長崎定宿本石町長崎屋源右衛門が家に止宿し、旅中の徒然に深川の酒樓に遊び興を遣りける事もありしが、或日源右衛門を伴ひて、例の如く酒樓に赴きたるに、蠻妓數輩等は待受て待遇たり、折しも夏の事なれば、數間某は秋帆が一ッ提の烟草入の薄羽織を透て見えたるを偸見し、座定まるをも待たで、源右衛門に對ひ「扨も唯今此家の門前にて、烟草入を拾ひたる折介（武家の賤奴）は果報ものにて候ひける哉金唐革に純金の金物を打ち、珊瑚珠の八分程なるを緒締となし、一角の根付を附たる結構の品物、代價に積らば弐百兩に餘れるを拾ひて去たりしぞと申しければ、秋帆は其話を聞畢らぬに、我手を腰に廻して、烟草入を捜り見たれば、數間は今日こそ老爺を、

欺ざたりとて笑ひたり、秋帆は赤面して且し默したりけるが、腰な

る烟草入を取出し、中なる烟草を鼻紙の上に明け、其烟草入を幇間

の前に突出して、卿に興ふる程に所持せられよと云ひけり。幇閑は云ふも更なり一座みな興醒て、おな某が良なき事を言出してと、頻に執成に及びたれば、秋帆は打笑つて、否とや、余決して某に欺かれて不興したるに非ず、此烟草入幾許の價かある、僅に百兩か貳百兩の品ならずや、夫程の物が有ればとて無ければとて、此高嶋四郎大夫が身代に差障は更に無し、然るをおのれが此品を愛惜するの念あればこそ、某に心底を見透されて、男兒に有まじき卑しき振舞に及びたるなれ、余早く父に別れ、敎訓の宜しからぬ爲に、斯る奢靡の品物を持ち敎訓を某に受て、實に滿足に思ふなり、其報謝として進ずるなれば、心置なく納受あれよ、就ては江戸にて、最も廉價の烟草入は何と申す品なるぞと問ひたり。千住河原の油紙の烟草入は、一個五拾文にて候ふと答へたれば、其烟草入を求めて以來は所持すべしとて、其日は殊に機嫌よく打興じて歸りたり。扨その後は、秋帆つねに油紙の烟草入を用ひて、絶て價貴き品を所持せざりしと云へりされど秋帆が壯年の頃には飮食自ら奉ずる極めて厚かりければ、江戸滯留中、朝夕の飮食を供するに、亭主源右衛門隨分心を竭せども、曾て旨しと稱美せる品も無く、箸を下す毎にさも不味さうに喫めたるが常なりけり。或日源右衛門案内にて、當時江戸第一と云はれたる割烹店に赴きて喫めたるに、小鯛の油烝をば、秋帆これは旨し〳〵とて食ひたりけるが、頓て其副に付たる新生姜の烝たるを一口食ひて、がばと吐出し、箸をばからりと捨たりけり。源右衛門驚きて仔細を問ひしに、秋帆初めの程は言はざりしが、餘りに強う問はれて、さればなり田舍人の習ひ、魚切たる庖丁を洗ひもせで直に香の物を刻むとよ、其如く鯛を烝たる油にて生姜を烝たるゆゑ、移臭の腥くて吐出したるなりと答へたり。宜なり、秋帆が家には、抱への料理人ありて、精進魚鳥各々〳〵その鍋を別にしたるに慣れたれば、斯く移臭を嫌へるなり。以て其自奉の豐厚なりしを徵すべし（此二事は余が弱冠の頃に、源右衛門老人より親しく聞たる話なり）但し三十歳以後は、秋帆何に感じてか、飮食衣服すべて質素澁泊を旨として、大に少壯の時に殊なりしと云へり（現に余が安政年間に面會したる頃には、醇樸なる一老翁にて、更に聞傳へたる如き豪奢の風は見えざりき）

（三）秋帆が國防の憂慮

海防、即ち海岸防禦の國議は、敢て秋帆の時に當りて、初めて起れるには非ず。家光公が德川三代の將軍寬永年間に鎖國令を布き玉し時よりして、海防は實に日本國の獨立を守るの要務と成て、其備を計畫し、殊に長崎の如きは外國貿易の唯一市場たるを以て、尤も其沿岸の防禦を務めたり。然るに世は打續きたる泰平に慣れて、其海防の要務も、いつしか形式ばかり存して、全く其實を怠りけるに、吉宗公（德川八代の將軍）英主にておはしければ、深く此議に意を注ぎ、所謂享保の政令を以て、蠻書の禁を解き、有志の輩を して親しく和蘭人に就き、天文、砲術、醫療、本草等の學科を學ばしめたり。是實に歐洲文明の學術を我國に移したる第二期にして（第一期は、天文より慶長に至る迄の間に於て、葡萄牙、西班牙と交通したる南蠻通商の時代なり）長崎は主として其感化を受け、文明發達の淵藪と成たりしが、惜いかな吉宗公薨御の後は、在上に奬勵の主なきを以て、再び此發達を中止せしめ、一旦改良を謀りたる海防さへも、原の姿に陷りたると數十年。その後寬政の初年に至り、蝦夷地の反亂ありて、同き四年に魯國船初めて根室に來り我國の漂民を送り届けて通商を望み、尋で文化元年、魯國レサノツト使節として軍艦に乘りて長崎に來り、和親の條約を結ばんと望み、幕府の拒絶に

會ひ、同き三年四年を以て、蝦夷地に寇して、我北地を騷擾せしめたる事變あり。同き五年には、英國軍艦長崎に來港し、和蘭人を捕へ人質と爲し、薪水を覓めて去り、其爲に長崎奉行松平圖書頭康英は、防備の足らずして外國の侮慢を受けたりとて、切腹して以て其職掌の怠を謝したる事變あり。斯る事變も畢竟は海防十分ならざる故なりとて、幕府は其翌年文化六年を以て、當時江戸にて砲術拔群と呼ばれたる坂本孫之進、石川若狹守組與力を長崎に下して、三ケ年間の在勤中に其砲術を長崎御鐵砲方等に傳授せしめたり。秋帆の父四郎兵衛は固より荻野新流の砲術家なりけるが、此坂本に入門して其秘術を盡く皆傳し、更に研究を積みたりければ、其のち奉行の命令にて、小銃大砲を鑄立たるに、曩に坂本および他の御鐵砲方が鑄立たる大砲は、樣し打の度毎に多く破裂たりしに似ず、四郎兵衛鑄立の大砲は、其成績頗る良かりしを以て、引續き其鑄立を命せられて、其事に及びたり。されば秋帆が幼時より是等の事を親しく目擊して、父四郎兵衛の薰陶を受たるは、其他日の大器を養成するに於て、大に稗益を與へたりしと知られたり。又その頃の例とて、右の如く四郎兵衛が坂本より皆傳したる秘術も、其後自己が發明したる技術も、奉行より許を得たる輩の外へ

は教授する事を禁せられたりけるが、文化九年に至り、高嶋流砲術と名稱を改め、凡そ執心の者へは勝手次第に申談じ指南いたし候ても苦からずと許可を與へられ、是よりして高嶋流は長崎に行はるゝ事と成たりけり。

斯の如く寛政より文化文政に引續き、外國船舶の我沿海に出沒するもの年々其數を增し、東西の海岸に船を寄するものも多かりければ、幕府は文政八年二月に至り「以來何れの浦方に於ても、異國船乘寄せ候ふを見受候はば、其所に在合せ候ふ人夫を以て、有無に及ばず、一途に打拂ひ、逃延び候はゝ、追船等は差出すに及ばず云々」と命令したり。所謂文政撫夷令これなり。此令をば世上にては、幕府が撫夷の國是を定めて發布したるが如くに思ひ、後年に及びては、遂に撫夷論の基礎なりと迄に重じたり、但し事情を推究すれば、幕府は決してさる英斷を以て此令を發したるに非ず、其前年文政七年高橋作左衛門天文方御書物奉行兼帶幕府に建白して云く、近年外國船が屢々我東海に出沒するは、英吉利國の捕鯨漁船にして、來りて薪水食料を求むるの所爲たるに過ぎず、斯る僅の漁船に對し、諸家の警固を以て、弓銃兵仗を備ふるは、雞を割くに牛刀を用ふるより甚し、依て東海岸常陸下總上總安房の

海岸船寄せ易き處へ臺場を築き、玉目一貫目位の筒二三挺づゝ相備へ、兼て御代官領主地頭より、其處の名主長百姓共へ合藥を渡し置き、異船見掛次第に、玉込は仕らず、空砲を三發ばかり放ち候はゝ、決して近寄まじく候ふ、(中略)兼て阿蘭陀英吉利魯西亞等の文を以て、異國船日本海濱に近寄り候ふものは、打拂ふべき我國の掟を知ずして來りしならば、速に歸帆すべしと緩りたる御諭書を、海道の御代官領主地頭へ御渡し置御座候ふ方と奉存候云々。當時の閣老大久保加賀守は此議を採用して、文政撫夷令を發したるこ、其令文と高橋の建白書とを對照すれば其跡自から顯然たり。畢竟高橋の建白は、猪威の鐵砲にて、外國捕鯨船を我沿岸より打退け、以て無益の勞費を省ん爲の計にして、敢て撫夷を斷行せんとの趣意にあらざりしも、幕府は此議を敷衍して、無二念打拂と令したるにて、實は恐喝手段の妄斷にてありしなり。

此文政撫夷令を發せられし時には、秋帆廿八歲にして、町年寄を以て會所調役を兼ね、幷に御鐵砲方として砲術師範たり。此發令を得て大に愕き、現時我國の海防は更に備はらず、既に外國交通の要口たる長崎の砲臺さへも、形式ばかりにて、古風の大

砲、所謂石火矢と稱して口徑は僅に二寸乃至三寸玉目は一貫目より三貫目に過ぎざる唐銅筒を並べたる計なり、爭でか是を以て外國の軍艦を砲撃して聽沈せしめ得べきぞ、去とは幕府の御評決輕忽千萬の至り、攘夷の可否は姑く措て論せず、攘夷を發令せられたる今日、この兵備にて何の打拂の行はれ申すべき、詮ずる所は長崎奉行に於て、此攘夷令御遵奉とある上は、砲術の改良まづ、第一の急務にて候ふなりと、頻に長崎奉行へ意見を述べたりけり。奉行も秋帆の申す所は、實に理の當然にて、急務なりと覺り、其意見に據りて幕府に稟議したれども、幕府の評議は常に因循に流れて、更に軍備擴張の沙汰に及ばざりければ、秋帆は獨り憂を抱きて其心を苦めたりけり。

(四) 西洋流砲術

西洋の砲術研究は、全く其緒に就かざりしには非ず、前章にも記したる如く、享保年間に蠻書の禁を解かれてより、天文醫術砲術の三科は、和蘭の書籍に就て、往々是を研究し、文政の頃には、江戸天文臺に、長崎より和蘭通詞を呼寄て常詰せしめ、江戸に

於ける蘭學者と倶に、翻譯の業を執らしめたれば、天書曆象に關せる外に、兼ては砲術書の翻譯をも成さしめたり。去ども砲術の實修なき者が、書籍に就ての研究なれば、靴を隔て痒を搔くが如く、偶々砲術專門の輩が、其譯書に據りて功夫を凝したるも、益する所は太だ鮮かりけり。秋帆も即ち此研究者の隨一なりけるが、常に會得に苦しみたれば、公用にて出嶋（和蘭商館の地名）に赴ける毎に、加比丹（和蘭貿易事務官又は船長）に就て、西洋砲術の事を問ひけるが、是とても商客の事にて兵事には疎くて、果々しき效益も無かりけり。然るに文政の末より、天保の初に渉りて、當時咬巴より新に渡來して、出嶋に在住せる加比丹デヒレニューへ」と云へるは、原來武官出身にて、砲術に精しく、屢々戰地を經歷したる人物なりければ、秋帆は大に喜び、今日に當りて、此人に邂逅したるは、天助なりとて、砲術の質問に及びたれば、「デヒレニューへ」も其志の篤きに感じて說明を與へたり。是よりして、秋帆は「デヒレニューへ」を師と仰ぎ、其教授を乞ふと前後五年、幾ど眠食を廢する程に勉强し、「デヒレニューへ」も亦その教授を以て課業の如くに務めて、其秘訣を盡く傳授したりければ、其在住年期滿四年の間に、秋帆は步兵砲兵の奥儀および騎兵の要領より、兵制軍略戰術に至までを盡く會得し、此

上は書籍に就て研究し、是を實地に試みて差支なき迄に成たりけり。是ぞ秋帆が洋法火伎を習得せる初にて、夫よりしては、其火伎の名稱をば西洋流と呼たりける。秋帆は屢々長崎奉行に建議して、第一には小銃の改良これは現時西洋にては、專ら燧銃を用ふるに、我國のみ依然古流の火繩銃を襲用するは不可なり、宜しく燧銃を和蘭へ注文し、御購求ありて、銃陣編制の用に充てらるべし。第二には右の燧銃はゲウエールと唱へて軍銃なれば、細密の的中を主眼とする兵器に非ず、是には別にヤーゲルと唱へて、專ら狙擊に用ふる獵銃あり、是また御購求ありて狙擊隊に用ひらるべし。第三には車付野戰砲これ砲兵編制に必要なり。第四には臼砲攻城攻艦の爲にボンベンを發つに必用なり。第五には忽砲砲臺に備ふるに必用なれば同じく御購求あるべし、要するに目前の所は差向き小銃五百挺、野戰砲八門、臼砲四門、忽砲四門もあらば、銃陣を調練し、砲術を實修するに差支なかるべければ、先これ程を御購求あつて、銃陣編制大砲實修の緒に就き、漸次その餘を御注文あるか、又は我國にて鑄造ありて然るべき歟と議したれども、當時の長崎奉行は一年交代にて、役得を專一とする俗吏のみにて、國家の大議に通せず、秋帆の議する所を聞ては、是好功奇事の

言のみと擯斥して、更に是を助くる事を成さゝりけり。尤も奉行が秋帆を助けて幕府に稟議したりとて、幕府の閣老參政諸有司等が、是を採用もせざるは論を俟たずして察知せられたり。

秋帆が建議の行はれざる斯の如し、大抵の士人ならば、絕望して其志を廢すべきが、秋帆は決して然らざりけり、秋帆が兵制改良の志は鐵石よりも堅く、何等の障碍に會ふとも挫く可くもあらず、益々奮發して其事に當り、我家累世貯蓄を謀りて今幸に餘財あり、是實に國家の賜なり、此餘財を以て、西洋の砲銃を購ひ求めて、我兵制改良の端緒と爲さば、寔に國家に竭す所以なれば、たとひ家財を蕩盡するとも、祖先に背く所あるべからずとて、長崎奉行に上申して、其許可を請ひ、乃ち天保三年に、初めて小銃を注文し、引續き數年間に諸種の砲銃を和蘭より購求し、天保十一年に至りては軍銃凡三百挺、獵銃五十挺、野戰砲六門、臼砲四門、忽砲三門を所持したり。是皆秋帆が私財を擲つて購求したる所なれば、其爲に秋帆は幾ど其家資を竭したり。去ども秋帆は少しも是を意とせずして、公務の間には、砲術の研究のみに志を委ね、和蘭通詞にて、讀書翻譯に長じたる輩、即ち吉雄忠次郎、名村貞四郎等を初め、數人に依囑

して兵書を翻譯せしめ、其費用は都て秋帆これを支辨したり（泰西火攻全書等の數部は即ち此時の翻譯なり）其上に砲術師範とは名乘れども、其束脩謝儀に依りて家計を立る秋帆ならねば、苟も入門して教を乞ふ者あれば、悦びて教授し、彈藥等の費用をも更に徴せざりける程に、長崎奉行直轄の番士等、みな秋帆の門人と成り、又九州中國の諸大名を初とし東北の諸藩にても、秋帆の名聲を傳へ聞きて、其藩士を長崎に送り秋帆の門に入らしめたり。依て天保十一年には秋帆の子弟家來門人を併せて、凡そ三百餘名の多きに至りければ、秋帆は是を步兵四小隊砲兵一中隊に編制して、專ら洋式の銃陣を訓練し、春秋兩度には長崎の田上の原に於て大演習を實地に行ふ事となせり。扨また海上砲は、固より大船ならでは備ふべきに非ざれども、西洋にては端船に大砲を載せて發射する事もありと聞くぞとて、更に和蘭人に就て其法を講究し、乃ち彼式に倣ひ大杉板と名けたる洋式の小船三艘まで私財を以て打立て、其伎を長崎の港内に實修せしめたり。是ぞ我日本にて洋式の兵制を採用し、陸海の砲術を改良したる始なる。有名なる江川坦庵は（韮山御代官江川太郎左衛門英龍）韮山に在りて遙に秋帆の事を聞及び、天此人を生ずるは我日本の大幸なりと

感嘆し、其御鐵砲方手附中にて伎術に秀でたる者を擇びて、竊に長崎に遣し、實地を視察せしめたるに、其復命は聞しに勝る所ありければ、更に數人を遣して、秋帆の教を受けしめたり。是よりして秋帆の名は、漸く江戸に知れ渡りて、幕府にも聞えたれば、志ある人々は天晴の人物よと褒め、娟む者は、此仁或は大坂の大鹽が二の舞するにはあらざる歟と、早くも猜忌の端を現はしたり。（大鹽平八郎が大坂にて暴擧したるは天保八年の事なりき）

（五）秋帆の建議

和蘭商船が、毎年長崎に入港する時には、和蘭風說書とて、海外に起れる重要の事項を書集めて、長崎奉行に報告し、長崎奉行より是を幕府に轉達するを例とし、其報告は公然披露したりとて固より差支なかるべきを、幕府は故意に是を秘密、御用と唱し、和蘭御忠節と名けたり。天保八年に差出たる風說書には、日本國にて鎖國の政を行ひ、外國の船舶を寄港せしめざると、然る可からずとは、現時歐洲諸國の輿論なり、中にも英國は近來印度を其屬地と爲し、更に支那に掛て大に貿易を開き、其兵勢尤

も強大なり、此英國より印度に派遣せられたる總督モリソン、軍艦に乘込みて、近々に日本へ渡來し、通信通商の儀を請願いたすべしとの風說あり、此モリソンは一軍團の大將にて、十八ヶ國の語に通じたる英國の大臣なり、御取扱等粗略ありては以ての外の御大事に及び候ふべし」と報告したり(モリソンは英國商船の名にて、天保八年六月太平洋を通航の砌り、浦賀に寄港せんと試みて果さゞりし船なり、尤も當時英國にては、東印度商會の總督を使節として、日本に送り、通商を開かしむるの說も、爪哇に聞えたりければ、和蘭人は謬聞して、此二事を混同して一事と思ひ、モリソンとは彼總督の名なりと臆斷して、此報告を爲したるなり)此報告に載せたるモリソン渡來の風說は、忽に江戸中に知れ渡りたりければ、物議騷然として起り、蘭學者等は交々文政攘夷令の不可なるを論じ、中にも渡邊登(華山)は愼機論を著し、高野長英は戊戌夢物語を著して、切に時勢を議したりけり。然るにモリソン一條は謬聞に出たりしと、翌年の和蘭風說書にて知れたりければ、幕府は渡邊登高野長英等を捕へ、處士橫議して人心を蠱惑するの罪に問ひて獄に下し、其餘の蘭學者にも連及したり、是を當時蠻社遭厄の難と名け、是が爲に蘭學の進路を一時に阻礙したり。抑々

當時の閣老首座は、水野越前守殿にて改革家を以て知られたる人傑なるに、斯も渡邊高野の諸人を罰したるは如何と云ふに、是偏に御目付鳥居耀藏が讒構に出たりと云へり(耀藏は後に受領して甲斐守と成り、越前守殿が天保改革令を發したる時に當りて、大に用ひられて町奉行に累遷し、權威を振ひたる陰險刻薄の人物なりき)印度總督モリソンの渡來說こそ謬聞にてありけれ、歐洲諸國が東洋に志を展ぶるの望ありと云へるは、決して虛傳に非ず。支那にては其道光十九年(我天保十年一八三九年)に廣東總督林則徐が鴉片の輸入を嚴禁し、英國商館に貯へたる鴉片を取上て燒捨たるより事起りて、英淸の戰爭と爲り、淸國大敗を取りて、遂に香港の地を割て和を請ひ、英國の貿易に諸港を開きたる始末、續々として我國に聞えたりければ、異國船を二念なく砲擊して釁を開くは長計に非ざるの議および兵制を改良して我國の海防を嚴にするの議(即ち非攘夷議と海防嚴備議)とは當時の一問題と成りにけり。秋帆は其宿志たる洋式の砲術を幕府に採用せしめて、兵制の改良を實行せんには、此機失ふ可からずとて、天保十一年九月を以て、一篇の建議を長崎奉行田口加賀守に差出したり。其略に云く、

西洋諸國は、火砲幷に船艦を以て、武備第一の事と定め、砲術は最も護國第一の術と仕り、專ら盛に相備へ習熟仕り候。殊に近來連年戰爭相續き、總て業合大に相違仕り候哉の趣にて、戰爭以來、戰場實用を相試み、砲術一變仕り候哉に御座候。然る處、英吉利國の儀は、「唐國(支那)に較べ候へば、土地頗る褊小にて、殊更その戰爭は、十分の非理に候へば、英國の方戰勝の利は無之筈に候。然るに、右樣に大膽に襲ひ來り、唐國大に敗亡に及び、英國の方には一人の死亡も無之趣は、全く平生所持の武器に由り候儀と恐案仕り候。唐國の儀は、武備周密にて、急度禦備すべき威嚴あるべく候へども、右樣英國人ども、苦勞も無く、一時快心を取り候儀、初より必然の事と相心得、輕々敢軍艦を仕出し候儀、全く唐國の砲術は兒戲に比しと嘲り候儀は、兼て和蘭人共より承り及び候儀ゆゑ、右等の譯合にも由り候儀にも御座あるべく候。

皇國の儀は、太古以來、神武赫耀仕り、諸蠻夷の畏服する所にて、天文年中蠻夷より鳥銃傳來の後、猶御當代(德川氏)も御収用ひに相成り、火砲の儀、漸く盛んに成り、誠に萬全の御計と窃に感嘆し奉り候。但慨むべきは、當時諸砲家の術は、西洋にて既に數百年前に廢棄したる遲鈍の術、或は無稽の華法等を以て、各々門戸を立て、互に奇秘いたし、徒に觀美を競ひ候事どもも少なからず、勿論國家御武備の儀は、前々より、神妙不測の御手當も是あり候間、是等の得失に相係り候事も無之、尚又御大方御砲術の儀は、同日の論に無御座候と奉存候へども、萬一諸家(諸藩)の樣子蠻夷共へ洩れ聞え、日本の武備は是式に限り候やう心得違ひ候ては、護國の術、却て招侮の媒と相成り申すべきや、諸蠻夷共、今に戰爭の時に候へば、敗軍の兵士どもも諸方の海邊にて劫掠仕り候儀も候よし、是等は平生不畏死の賊に候へば、妄りに侮慢の心を生じ、吾率土に來りて、强て水糧を求め候事、絶て有るまじきにも無御座候。是式の寇に神武を穢し候程の儀は、是ある間敷候へどもも、諸砲家の術未熟に候へば致し方も無しと奉存候。隨つて長崎表の儀は、異國通商の場所に候へば、右樣の不慮、最も戒むべき故か、御備向格別に御嚴密にて、私輩に至るまで、砲術師範等仰付られ候程にて、地下人一統安堵仕り、千萬有がたく奉存候。是に由て、御國恩の萬分一を酬ひ奉り度と、丹心を凝らし、荻野新流、その外諸砲家の術どもも、聊か修行仕り候へども、十分滿意の儀も御座なく、然る所蠻夷を相禦ぎ候には、彼方の術を

相心得候方肝要の儀と奉存候間、相及び候だけは色々探索仕り、彼方砲術の理も承り候ところ、實に尤の筋合に相聞え、戰場實地に於ては、左も可有之哉と相考へ候事のみに候へば、蘭人ども、諸家の砲術を兼々嘲り候儀も、無理ならざる次第と相考へ候、彼方の業合は、大略御覽の通にて、本邦玉砲碌の類も、種々秘法と仕り候業に候へども、迚もボンベン等の烈しき業に及び候儀は無之哉と奉存候、餘は御賢察あらせらる可く候。諸家の砲術不精練と申すには無之候へども、其儘に相濟み來り候原因は、畢竟古來よりの砲術は、失火自傷の懼れ多く候ゆゑ、甚だ危殆の事に相極り、高貴の御方は強て御習練なきに由り、其利鈍の理も分明に御鑑察相成がたく、殊に砲術には、別に秘術も是ありて、非常の節は、其場の打方も有之哉に て事濟み候へば、先づ砲術の譯拵は、全く徹賤の師範たるより、終には寒士浪人等の糊口の資に仕り、皇國神武の羽翼に相成り候程の儀も無御座段は、竊に大息仕り候。近ごろ恐多き申上事に候へども、砲術の儀は、護國第一の武備に候間、憚ながら、御大方高貴の御方幷に御火砲家の御明鑑を以て、理非を御取捨遊ばされ、普く天下の火砲一變仕り、實備に相定り候はゝ、我邦の武威は彌々光揚仕り、御治

世永久の吉瑞と奉存候。モルチール筒幷に近來發明の筒有之候に付、何卒急度御備にも相成り可申と奉存候間、江戸表御備等にも置かせられ候て如何あるべき哉。且又諸國海岸の御備向も、長崎表御兩家(黒田鍋嶋)御備の樣子にて、粗々推量仕り、滿腹の愚意も候へども、餘り恐入り候間、是のみ默止仕り候、憚ながら、若し御採用下し置かれ候はゝ、望外に奉感佩候。猶又非常の節は、當地五組のもの、(長崎の遠見番、唐人番、船番、町使、散使の五組番士)夫々手割り、持場等相固め候へば、誠に總三四人づゝの割付に相成り、御奉行所御手勢向も甚だ御人少に付ては、此儘にては、如何あるべきや。然る所、地役人共の内には、結構に御役料頂戴仕り候者共も少なからず候間、右の者共へ、平日武藝等相勵まさせ候樣仰付け置かれ、非常の節は、夫々手割に割込み候はゝ、御奉行所御手傳も可なりに人數相備はり可申哉、憚ながら篤と御賢察あらせられ候樣仕り度奉存候。右樣種々狂言仕り候段は、不敬の罪遁れ難く奉恐入候へども、廣東一件英清戰爭に付、年來存念の儘を奉申上候間、格別の御恩怨下置かれ候はゝ、有がたき仕合に奉存候、以上。

子九月(天保十一年)

長崎町年寄　高嶋四郎大夫

此建議を一讀すれば、當時天保の末年に際し、我國海防の如何に薄弱なりし歟を知るに餘ありとす。秋帆は英清戰爭の結果を以て、我國の砲術の更に實用に適せざるを論じ、洋式の新法を採用あらん事を望み、長崎の現狀を推して、江戸灣の海防も亦整備せざるを知察し、且つ長崎の武備に充つべき番士の寡少なるを患ひ、文官たる地役人の輩をも、募て訓練して以て兵に充ん事を望めり、此末項の如きは、秋帆已に自から諸人を勸誘し乙名(町名主)會所役人(會計吏)和蘭通詞(譯官)唐通事(同上)諸品目利役をして、高嶋氏の門に入り、洋式の銃陣を習はしめたる、其數百餘に至れり。然るに秋帆の建議これ等の事を云ふに當り、迂餘曲折にして、深く己れを諷遜し、在上に言を進むるの禮を重んじ、國家の急務を議するに激昂憤惋の語勢なく、說來り說去りて、自から人をして首肯するに至らしむるものは、秋帆の胸中初より餘地あるが故に非ずや、而して其卓絶したる識見凜然として顯はれ冒すべからざるの氣象は秋帆其人の器宇を想像するに餘ありとす、彼の當時の兵學者流が唖喝自ら悅び無責任の壯言大語を事とする輩に同しからざる、此建議に於て明かなり。時に秋帆四十三歲。

(六) 德丸が原の演習

長崎奉行田口加賀守は、秋帆の建議審を受理し、且は秋帆が諄々たる陳述を聽きて、大に其時勢の肯綮に中れるを覺りたりければ、自分の意見をも添へて、此建議書を幕府に轉達し、採用あらん事を望みたりけるが、越前守殿は秋帆の建議頗る其事理ありとて、幕府文武の重職有司に下して其意見を言はしめたり。從來幕府の御鐵砲方は、井上左大夫、田付四郎兵衛の兩人に代々其職を奉はり(江川太郎左衛門は嘉永六年に至りて、井上田付と同列に進みたれども、原來江川は世襲の韮山御代官にて、下田浦賀兩所の海岸御臺場を築營れるを以て、御鐵砲方の名稱を得たるにて、當時は井上田付と同格には非ざりき)砲術の業は已れが家筋の外には有る可からずと信じたりけるに、今や秋帆が西洋新式の採用を稟議したるに會ひ、其爲に家職を妨られん事を恐れ、心中已に反對の念を懷きたり。然るに御目付鳥居耀藏は(林大學頭平素深く西洋進步の事物を嫌ひて、擯夷の意見を固持し、既に渡邊崋山高野長英等を羅織して、罪に陷れたる、陰險の酷吏

なれば、秋帆の建議を見て、爭でか默止すべき、其天保十一年十二月を以て反對の意見を幕議に提出したり、其趣意の概略は

・西洋の曰、砲は的中の兵器に

非ず、敵勢群集の所へ猛烈の火藥を打込むばかりなり、是れ西洋諸國の習俗は、禮義の國に異なりて、只々厚利を謀り、互に勇力を闘はす迄にて、和漢の智略を以て勝利を取るの軍法とは、大に相違なれば、西洋に利用ありとて、一概に信用す可からず、俗情新奇を好むは、古今の通弊、況や蘭學者流は、好奇

の病尤も深くして、火砲のみならず、行軍布陣の法より、平日の風俗教習までも、遊行する樣に成りては、其弊害少なからず、唐國廣東の敗は敢て火砲の利鈍に由るにには相成らず、申上候趣は御沙汰に及ばれ難き旨を仰渡されて然るべし、但し、蠻國傳來の火砲、追々發明の術あるやも計り難ければ、其專門たる井上左大夫、田付四郎兵衛、其外諸組與力の內にて砲術師範いたす者等へ見分させ、格別便利の器にてあらば、銘々家傳の外に修行いたさせても然るべき歟、兎に角右の砲器は御取寄の方と奉存候

是れ當時御目付一統の評議なり、以て其頃幕府の士風が如何に兵事に疎かりし歟を知るに足れり、然るに江川坦菴は、太郎左衛門既に秋帆が砲術に精しく、兵制改良の大志あるを識りたれば、率先して幕府の諮問に答議し、速に高嶋四郎太夫を江戸に召され、其砲術練兵の狀を親しく御實見あるべし、今日の急務これに過ぐ可からず、と論じたり、抑も坦菴の名聲は其頃より漸く幕閣にも聞えたれば、平素容易く人に許さゐる江川が、斯く迄に擧ずるを見れば、高嶋が技術も或は觀るべき所あらん歟と心ある要職の有司は是に同意して其趣を稟議したり、越前守殿は初より秋帆を江戸に呼寄て其術を試みさせ度ものをと思はれたりければ、直に此議を採用し、然らば高嶋四郎大夫事、其所持の洋式新砲器、たるカノン砲、忽砲、野戰砲、小銃等を携へ、子弟門人等を引連て、江戸へ罷出べしと長崎奉行に達せられたり。

秋帆は江戸出府の命を奉はり、其翌年天保十二年閏正月廿二日を以て、嫡子高嶋淺五郎、及び家來門弟數十人を引率て長崎を發し、三月上旬に江戸へ着したり、江川坦菴は、直に秋帆を旅宿に訪問して其勞を慰め、之を迎するに師禮を以てし、一見舊識の如く、諸事の談合に與かりて其便利を謀り、幕閣に對ひては、秋帆の練兵および大砲の打方を實地に見分あるべしと勸めて、其議を決せしめ、又秋帆の爲には、其下稽古の準備等何くれと無く周旋し、爲に人數をも募りたり、是に依て、秋帆は大に其便宜を得て、猶も門人等を諸方より招き寄せ秋帆父子を外にして百二十三人の人數を江戸に蒐集するを得たり。

此江戸滞在中に天保十二年三月　秋帆は改めて幕府の士班に列せられたり、其達に云く

長崎表唐人取締向、幷に唐方商賣仕法組替、御仕法改に付ては、會所銀繰立直骨折出精相勤候に付、新規被二召抱一諸組與力格被二仰付一、其身一代限り七人扶持被二増下一、會所調役頭取可二相勤一候

長崎町年寄　高嶋四郎大夫

是れ秋帆が砲術の故に非ず。長崎にては支那人商賣の事に付き流弊頗る甚しく、爲に會所の收入を減ずるに至りければ、秋帆深く是を憂ひ、數年前より、長崎奉行に稟議して改革を行ひ、以て政府の所得を增加せしめたり。此賞として長崎奉行より幕府へ申立て諸組與力格に列せられたるなり。但し與力は幕士の末班たる御抱席なれば、實は秋帆を榮するに足らざるなり（幕士の席班を大別すれば（一）布衣以上（二）御目見以上（三）席以上（四）御抱に分ち、與力は御抱にて末班に位せるなり）

扨また坦庵は秋帆が江戸に着するを待ちて、其門人たらん事を幕府に願ひ、其許可を乞ふこと數回に及べども、幕府は坦庵の入門を許さゝる而已ならず、長崎にて既に門弟たる者の外は、誰人も敎を秋帆より受る事を許さゝりければ、坦庵は纔に其御

鐵砲方たる資格を以て、秋帆の練兵を參覩するを得たりけり。

秋帆の練兵砲術は愈々其年天保十二年五月九日を以て江戸城を距る西に三里なる武州德丸原に於て愈々見分せらるゝ事と定まり、其主任は御目付水野舍人これを承はり、幕府の要職有司にして海防事務に關する諸奉行、大目付御目付、諸番頭諸番士、井上田付江川および諸組與力にて砲術師範の嚆、其外大小名にて參覩懇望の向は、此日の早天より練馬村下宿に集まり、主任御目付に屆出で參列したりければ、見物所は言ふに及ばず、幕園の內外みな群集して寸隙の餘地も無かりけり。

此日や秋帆の一生に於て最大得意の日ならりければ、秋帆は子息淺五郎および門人を引つれ、惣勢百廿五人整列して參着したり。其門人の兵士は、皆黑塗錐圓形の小陣笠を冠り、黑筒袖の半纖黑股引、黑脚半、紺足袋、草鞋にて帶の上を手綱にて堅く締め、脇差一本を差し、彈藥入と銃劍袋を皮帶にて腰に付たる身輕の裝束（秋帆と淺五郎とは其日の司令官たるを以て、黑の筒袖羽織、黑の太刀附を着て、雙刀を挿みたり）なりければ、見物の諸人は、まづ此裝束の異樣なるに一驚を喫して堅唾を呑み、其技術の如何を見ばやと待受たり。

當日の大砲打方及び銃陣の調練は、見分の有司より左の如く幕閣に報道せられたりけり。

臼砲にてボンベン横打。但し八丁目に目印小旗を建つ

一番 廿六間後切レ 高嶋四郎大夫
廿七間越シ

發

二番 二間後切レ 高嶋淺五郎
廿五間越シ

發

三番 六間後切レ 高嶋四郎大夫
一丁越シ

發

臼砲にて燒玉

目印同斷

四番 四十間後切レ 高嶋淺五郎
一丁廿間餘落

燒

五番 四十二間後切レ 高嶋四郎大夫
十四間越

燒

忽砲にて榴彈横打

目印同斷

六番 眞通リ三町程川ニ入ル 高嶋淺五郎
道火通セズ玉知レズ

燒

七番 凡二間後切レ 高嶋四郎大夫
一町程越

發

忽砲にてドロイフコーゲル 但し四丁目に目印を建つ

八番 四町ヨリ六七町ノ間 高嶋淺五郎
散弾若

馬上砲往返

グウェール備打

下知方 四郎大夫門人 近藤雄藏

野戰筒 三挺一挺ニ八人掛り 人數九十九人

下知方 四郎大夫門人 高嶋四郎大夫

右グウェール野戰筒備打○一文字備、々中左右へ打方○右一文字備を變じ、後打方又元の備に成る○一文字備其儘左り備に取直し打方○三方備に變じ打方○グウェールに鎗を付け、一重備に變じ、敵に突掛け打方○一重備より三重備、又一文字に變じ○小口引に成る○亂足野路押前○一文字備隱し、野戰筒備四切に亂射○野戰筒押出し早打○追打に變じ打方○繰引打方○輪備に變じ打方○一文字備に變じ打方

人數廿四人 高嶋淺五郎

以て其大砲發射と、銃陣砲兵演習の狀とを知るに足れり。當時の大砲は概ね的中の細密ならざるを常とせしに、秋帆父子が此發射に於て、如何に苦心したるか、又步兵砲兵の操練に於て、如何に功夫したるかは、知る人ぞ是を知つたるなれ。但し大砲の

着發に就てこそ多少の批判もあれ、歩砲兩兵の運動迅速にして奇變極まりなかりしには、皆人舌を卷きて驚き合ひたりけり。

(七) 井上の批難江川の辨駁

秋帆が德丸原の演習を畢りたる後は、其伎の巧拙得失は幕府中の問題と成り、毀譽交々相半せる中にも、尤も是に向つて反對の意見を提出したるは、井上左太夫なりけり。左なきだに此の井上左太夫は秋帆の武伎の非凡なるを疾より娼み居たるに、目前その熟練を見て益〻嫉妬の焔を胸に燃したる所に、御目付鳥居耀藏が同意なるに力を得て、同僚の田付四郎兵衛に協議して、大膽にも批難の書面を幕府に呈出したり、其要領は左の如し

○鐵砲備打　空砲なれば其的中を知るに由なけれども、火移らざる銃わり、銃の取廻し足並等は至極揃ひたれども、童子の戲に比しき仕方なり、且つ此銃は、尺長く、目當は先ばかりに付き、引金堅く當り強ければ、銃動きて的中惡し、日本銃の輕便なるに及ばざるなり。○野戰砲　是も空砲なれば的中如何を知るに由なし、斯る輕き筒を、多人數にて進退するを以て、手廻し等は宜しく見ゆれども、無益の業なり、我流にては打前一人手傳一人にて自在に打放す事を得るなり、○馬上砲　乘方打方とも甚だ見惡き不出來なり、日本の馬上筒は平日馬をよく鐵砲に馴せば、是より輕便なり○臼砲にて打たるボンベン玉は、世間にて刻割玉と唱ふる品なり、決て新奇の術に非ず、御秘事の虎の子は至て輕便にて臼砲に勝れり、臼砲の如き重量の器は異國製なれば用ふるに足らず○忽砲臼砲に比すれば、玉行も遠き砲なれども、車臺等は砲量に應せず異國風の手重き製作にて不便利の品なり○榴彈　格別猛烈の品に非ず○燒玉　我流の火毬は至て着發よく、此燒玉に比すれば十倍も燒立ちて殊に火勢強し○備打に異体の服笠を用ひ、和蘭語にて、指揮いたすは心得違なり、宜しく禁止せらるべし○右の臼砲忽砲を献納せしめ、更に功夫を加へなば、御用にも相立ち申すべし、其外の砲銃幷に高嶋四郎大夫の技術は一切御用に立つべきものに非ず

井上左大夫が田付四郎兵衛に協議して、此批難を發して幕府に上申したるを手初として、諸流砲術師範の輩は、渡りに船を得たる心地して、各々批難の書を捧げて、秋

帆を攻撃したり。江川坦庵は初めこそ是を不問に置たりけれ、衆口鑠金の譬の如く、斯る愚説の囂々たるが爲に、或は遂に幕議を變更せしむるの恐なきに非ずとて、公然これを辨駁して申しけるは(一)我國にて刻割玉炮碌玉と唱ふるは、西洋の古流にて、口火管の活用自在ならず、加ふるに危險なるを以て、平日に用意するに難し、ボン ベン丼にガラナードの自在にして製造用意の安全なるに及ばざるや遠し(二)虎の子と唱ふるは「ハンドモルチール」の古製なるもののみ、今日の洋式「ハンドモルチール」は一人にて自由に發射するを得るなり、固より日を同くして其便否を議すべきに非ず(三)臼砲を御用立ち申さずと云ふは、其理由とする所は異國製なるが故にと云ふに過ぎず、今日我國に用ひ傳へたる大小銃は、其昔し皆異國製に仿ひて作りたるに非ずや、西洋の古式は我に便なれども發明に發明を重ねて改良したる新式は却て我に便ならずと云ふの眞理は安にかある(四)我流の火矢は、高嶋が發射したる十三貫目の燒玉に比ぶれば、十倍も燒立て火勢も強しと誇れども、唯ゝ十倍と計りにては空漠の言たるに止まれり、同量の彈にて町數と時刻とを比較し來らざれば、其強弱遲速を判す可からざるなり、而して彼の井上左太夫は未だ曾て十三貫

目の火矢を實地に發射したる事なきに非ずや、斯る無稽の説は識者の言ふを恥る所なり(五)忽砲の批難も亦臼砲に同じく、異國製なるが故に製作手重くして御用立ずとは何等の理由あつて然く放言するぞ、殊に車臺は砲量に應せずと云ふが如き、其應不應をば如何にして實驗したるか、未だ一回の實驗なくして之を議するは、即ち妄言なりと云はざる可からず(六)馬上砲に關し、乘方打方の不出來は其人の罪なり、馬上砲の罪には非ざるなり、日本の馬上筒は馬さへ馴るれば輕便なりと云ふと雖ども彼果して之を實修し得たるか、古式の馬上筒と新式の馬上砲とを比較せば、新式の銃が馬上にて容易く發射し得らるゝが即ち輕使の實證に非ずや(七)小銃備打を見て、矮銃の引金強くして的中の惡きを論ずるは、更に戰場の事を知らざるの言なり、夫れ戰陣には互に其隊列を破りて、是を突崩すを目的とす、敢て的中の細密を主とするに非ず、狙撃の如きは別にヤーグル銃を以て組織するの別隊ありて之に備ふるなり、夫れ戰陣に於ては、敵を左右前後に引受け、大將の指揮に由りて倏忽その隊列を變形し、縱横自由に變化して、之に當らざる可からず、我古式の火繩筒にて此活動に適するを得べきか、二千三千の兵を進むるに當り、其火繩を如何にして

用意すべき歟、雨天の行軍の如き、若くは敵の偵察を避けて、夜中進軍する時の如きに臨みては猶更の事たるべし(八)我國には鎗長刀太刀あるが故に、銃鎗は不用なりと云ふなるが、是れ吶喊して敵陣を突くの戰法を知らざるの言なり、鐵砲組にて鎗組を兼得ると、兼得ざるとは、孰れを利ありとするか(九)野戰砲一門に八人を要するは不便なり、我流にては二人を以て足れりとと云ふが、其二人にて果して一門の野戰砲を進退運動し得るか、彼が平素大筒に於ける、許多の人足を以て是を運動せしむるを常とし、野戰の如きは未だ曾て實修せざる所にあらずや、況や砲兵の馬制未だ備はらず、人を以て之に代るの今日に於ては、是が警衛に要するの兵なからざる可からざるに於てをや(十)歩兵演習を以て、童子の戲に比しき仕方なりと云ふに至りては尤も戰陣の事を知らざるに驚くなり、夫れ兵は訓練を貴び、訓練は演習を專らとするに在り、畢竟精兵と稱するは、此訓練を積み、一進一退、都て司令官の指揮の如くに運動して、其隊伍を整列し、血戰の際に至るも、敢て其列を亂さゝるを云ふなり、西洋は勿論、戰國の兵家に於ても、古より此訓練を旨とせり、然るを是を目して兒戲に比しと云ふは、是れ未だ全く兵法の初歩にだも通せざる者なり、如何ぞ兵制を議

するを得んや、詮する所彼等が百端の非難は、一も其肯綮に中る所なし、此江川太郎左衛門不肖なりと雖ども、我國從來の砲術に於ては、未だ曾て一歩だも彼等に讓らず、且つ我邦從來の軍法兵術に關しても、一流の奥義を極め多年習練する所あり、然るを今日、高嶋四郎大夫の洋式砲術と、銃隊演習とを見て、深く其精練に感じ、遂く及ばざるを自覺し、其門人と爲りて學ばんと希ふ者は、砲術軍法兩つながら其逈かに我右に出ると、日を同うして論ずべきに非ざるを知るが故なり、此上は高嶋を煩はすに及ばず、異論ある砲術家軍法家は、太郎左衛門が高嶋に代り十分引受て討論すべしと公言したり、井上等は初めの擬勢にも似ず、坦庵が辨駁の道理明晰なるに抗敵するを得ずして、口を鉗めたれば、流石の鳥居耀藏も默然として復た異議を唱へざりけり。

(八)　高島流の砲術

江川坦庵は幕府の要職有司に對ひて、頻に秋帆の砲術を採用あらん事を望み、且つおのれ眞先に秋帆の門人たらん事を切に願ひて止まざりければ、幕閣も遂に其事

に議決し、乃ち此年天保十二年七月廿五日を以て、其持參の臼砲忽砲各々一門づゝを幕府に献納せしめ、砲術傳授の事を命し、左の如くに達したり

金五百兩

其方所持の大筒二挺、御用に付き、御留に相成り、書面の通り、御金下され候間、其意を得べく候

銀子貳百枚

其方、異國の火術等心得罷在候段、譽置き候樣、御沙汰に候、猶此上厚く心得、火術にも限らず、彼國の武器等相心得候て、御爲にも相成べき品これあり候はゝ、捜索いたし、自分共まで(閣老)申立候樣いたすべく候、且又此度德丸原に於て、火術見分有之候に付ては、彼是入費も可有之候に付、御手當として、書面の通り、銀子下され候間其意を得べく候

諸組與力格長崎町年寄　高嶋四郎大夫

高嶋四郎大夫

其方傳來罷在候火術、傳來の秘事まで、殘らず、當地に於て、御直參の內、執心の者一人へ傳授いたし、右名前等届け申すべく候、且又右の外諸家へ相傳へ候儀は、仕る

高嶋四郎大夫

まじく候

右の三通は、水野越前守殿御書付を以て仰渡されたれば、在府の長崎奉行柳生伊勢守は秋帆を自宅に呼寄せて、公の申渡を成したり。秋帆は其所持の臼砲忽砲が幕府の御用に成りて、江戸に留置るゝと、洋式砲術を江戸に開くの端緒と成るの悦びが上に、其價の下賜金あり、其上に將軍家より譽置けとの御沙汰と云ひ、將來猶も洋式の兵制を移すの責任を屬せられたりければ、秋帆は滿足その身に餘りたり、但し御直參(德川氏の旗本)一人にのみ傳授いたし、諸藩の者へは相傳ふ可からずとは、是れ當時封建の時勢に行はれたる陋弊にして、越前守殿は斯る陋弊を墨守するの閣老には非ざりしかども、幕廷有司の衆議に依りて、斯は達せられたる事と知られたり。

秋帆が右の達を得たる頃には、江川坦庵は恰も江戸を去りて、韮山に歸りたる時なりけり。柳生伊勢守は秋帆に對ひて、扱卿は御直參の內誰に傳授すべき心底なりや、其人をば此席にて指名せと命じたるに。秋帆對て申しけるは、御直參衆の內にても江川太郎左衛門殿は卓識明智の人にて、兼て西洋新式の砲術に望を屬し、將來我國

の兵制を改良せんとてすべき大業に任ずる人物なれば、此人へと存じ候ひつるが、今日在江戸ならぬこそ笑止なれ、此上は詮方なし、下曾根金三郎殿を指名いたすべきと、頗

る本望ならぬ景色なりけり。柳生は此由を密かに越前守殿に申上たるにや、數日を經て後に越前守殿より

高嶋四郎大夫

其方、心得罷在候火術傳來の秘事まで、殘らず、下曾根金三郎へは、傳授仕らず、御代官江川太郎左衛門へ傳授可仕候、

と達せられ、江川坦庵へも同樣の達ありければ、坦庵は急ぎ出府に及びたり。秋帆は大に喜びて、此度出府の初より、一方ならぬ御芳志に預り、德

丸が原にて、拙者存意の如く銃陣演習を行ひ得たるは、全く貴殿の御周旋に依る所なり、殊に拙者參府の砌に於て、師禮を以て遇せられたる貴殿なれば、拙者が心得たる程の砲術をば、公命を以て貴殿に傳へ參らすると、生前の悦び、是に過ぐ可からずとて、其秘蘊を竭して授けたりければ、坦庵も亦大に其宿志の達したるを悦び、敬を秋帆に受け畢りて

私儀高嶋四郎大夫砲術傳授を請け候樣仰渡され候に付、同人心得罷在候砲術傳來の秘事、殘らず傳授を請け申候、依之此段御屆申上候以上

丑九月　江川太郎左衛門

と幕府に屆出たりければ、秋帆は御用濟として、御暇を賜はりて、長崎へぞ歸つたる。

扨も江川坦庵は、秋帆より洋式の新法を傳授せられたるが、幕議にては秋帆が、西洋流と名けたる流名は不都合なりと改むべき旨を達せられたり、是に由て高嶋流は秋帆と坦庵と兩人の間に存して世間の嘱目する所とは成たりけり。扨また秋帆より差出たる臼砲忽砲の二門は、襄に井上左大夫が預りと成たるに、今や坦庵は秋帆より、其流義を皆傳し了れば、此二砲を幕府より拜借して實修いたし度と願ひ立て閣老の許可を得て、其請取方を井上に掛合たるに、井上は是を渡さずして、翌年天保十三年四月に至りたり。其廿五日と云ふに、坦庵は屬僚齋藤左馬之助を井上左大夫が許に遣はして請求せしめたるに、左大夫は怫然として申しけるは、太郎左衛門殿この大砲拜借願を致さるゝには、先づ以て其差支の有無をば、我等に問合はさるゝが至當の順序なり、幕閣とても其如く、太郎左衛門へ下渡しても差支なきや否と、御下令の前に我等の所存一應御聞あつて然るべき歟、然るに雙方とも其儀なきは、畢竟我等の職掌を蔑視せらるゝの取計ひなるが故に、相渡すと罷成らず。左馬之助、太郎左衛門は、高嶋四郎大夫所持の大砲を、幕府へ御留置に相成たる儀は存知つれども、誰殿の御預りと申す事素より存知仕らず、既に高嶋流の傳授を得たる上は、此大砲實修に必用なるが故に拜借を願ひたるに、何の不都合の候ふべき、殊には幕閣より許可を得たれば、仔細なく御渡し下さるべし。左大夫否々我等御預りの上は近日鎌倉に於て相試みつる上ならでは、幕閣の御差圖たりとも、太郎左衛門殿へ相渡す事罷成らぬと言張つたり。坦庵これを聞て、こは以ての外なりとて、更に幕府に上申したりければ、左大夫も幕命には抗し難くて、遂に右の二砲を坦庵に渡

したり。是は左大夫が、右の二砲を得て、竊かに是を試み、以て已れが功と成さんものをと謀り居たるに、坦庵に交付して其望を失ひたれば、是より益々坦庵に遺恨を懐き、時機もあらば坦庵秋帆の師弟もろ共に陥れんものをと竊に鳥居耀蔵に其志を通じたりと云へり。

扨また秋帆は、天保十二年十月を以て長崎に歸り、錦の袋は挙て諸人の羨む所となりて、奉行の用ひも重かりければ、其權威も隨つて重く、長崎會所調役頭取に成り て町年寄の上に位し、凡そ貿易財政の諸務、すべて其指揮に出で、自づから地役人の頭領たる實權を占めたり。又砲術に於ては、高嶋流の元祖と崇められ、將軍家の御稱譽を蒙りたる手柄、世上に赫々たりければ、長崎地役人は云ふに及ばず、九州中國その他諸道の大名より藩士を派出して其教を乞はしめたるに、從前は長崎奉行の聞置にて、門人を取つたれども、去年天保十二年江戸にて諸家へは傳授仕るまじく候と達せられたるを以て、是を授くると能はず、此儀甚だ本懐に背く次第なりとて、其旨を坦庵に言送りたるに、坦庵とても同じ境界なりければ、其旨をば越前守殿へ內々申立に及びたり。越前守殿は、尤の次第なりとて、更に幕議に提出して、前令を變更し、此

年天保十三年六月を以て左の如くに長崎奉行へ達せられたり

諸組與力格
長崎會所調役頭取　高嶋四郎大夫

右四郎大夫儀、先達て出府の節、兼て心得罷在り候火術、傳來の秘事、殘らず、御直參の內執心のもの一人へ傳授いたし、右の外、諸家へ猥りに相傳へ候儀仕る間敷旨申渡し置候處、以來は其儀に及ばず、御直參は勿論、諸家執心の者へは、勝手次第に傳授仕るべき旨、申渡さるべく候、尤も異樣の冠り物、衣服等は、相用ひず、常体の笠或は陣笠、野服、小袴、陣羽織等にて、稽古いたさせ候樣致すべき旨をも、申渡さるべく候

とありければ、秋帆は是よりして再び門人に廣く敎授するを得たりけり。江戸にても江川坦庵より、同樣の願を出して、偏く門弟を取りて敎授の事を乞ひて、九月七日に其許可を得たりければ、信州眞田の藩士佐久間修理(象山)即日來りて門人と成り、御勘定奉行川路左衛門尉(聖謨)は翌日來りて入門し、其後若年寄(參政)本多越中守および仙臺の藩士大槻平次(盤溪)も其門に入り、引續き知名の士、爭ひて坦庵の門人と成りて、高嶋流の砲術を學びたる程に、坦庵秋帆東西相應じて、洋式の兵制を廣め

秋帆の武名は、日本全國に響き渡り、正に中天の旺運に際したりけ

るが、思はざる事よりして突然囹圄の禍に罹る事と成れり

(九) 本庄茂平治の讒言

秋帆第一の高弟たる江川太郎左衛門坦庵は天下に知られたる一個の豪傑なり其家系を按ずれば鎭守府將軍左馬權頭源滿仲が二男大和守賴親に出で、宇野太郎親信に至り、保元年中大和國奥の郷宇野を出で伊豆國に移り、八牧の郷江川に居住し、賴朝に從ひて武功を顯はしてより、代々鎌倉の將軍家に仕へ、江川の庄一圓を知行したりければ、其後家名を江川と改め、伊豆國の旗頭と成りて三千貫を領したり江川太郎左衛門英長に至り、三州岡崎に赴きて德川家康公に謁して其臣下に列し、小田原の役には、北條氏直を說きて開城せしめたりければ、其功に依りて本領安堵の恩命を得たり。然るに北條の遺臣より差障りを申立たれば、領知五千石の分は、先づ御代官所と心得て、其物成の十分一をば所得にせよと達せられ、夫より代々伊豆の韮山に居住して御代官を世襲し、追々に新田を開墾して所領と成したるにぞ、名稱は御代官と云へ、其實は儼然たる土着の一小諸侯にて、多くの家來を扶持して、其狀は高嶋秋帆と相似たる所あり。殊に當時の太郎左衛門坦庵は滿仲より三十七代の

後胤にて、其人となり識見卓越して、文武の道に通じ、外國の事情をも粗々聞知りて屢々當路に上申したる事もありけり。然るに天保十年四月と云ふに幕府は御目付鳥居耀藏をして伊豆相摸安房上總の海岸を巡視せしめ、坦庵をして其副役に命じたり、時に坦庵三十九歲坦庵は享和元年の出生にて秋帆より若きと三歲僅つて其事に當らんと期し、渡邊華山の紹介を以て當時有名の算術家內田彌太郎を賴みて測量に從事せしめたり。鳥居は其屬吏たる小笠原貢藏および花井虎一を召連て出張したるが、其前には曾て會見したる事なければ、鳥居は坦庵の人物を知らで尋常の田舍御代官ならんと思ひ侮りたるに、海岸見分に及び、海防の意見を議するに至りては、坦庵は博く中外の事跡に涉りて時勢を論じ、砲臺の位置等を察する事なほ皆盡く實地に據りて頗る精密なりければ、鳥居は大に驚き、詭辯を振つて是に當りたれども、着々坦庵に論破せられて、殆ど活路なき迄に窘められたり、其上に坦庵が測量の成績と云ひ、防禦の建策と云ひ、全く鳥居が上申する所に異なりたりければ、鳥居は是が爲に其面目を失ひて恨を坦庵に含み、其後時機に觸れては過失を構成し以て坦庵を初め正議の士流十八人を水野越前守に讒したりければ、坦庵及び松

平伊勢守羽倉外記(用九)は嫌疑を蒙り、渡邊登(華山)高野長英は獄に下されたり。斯て坦庵は天保十年より十一年までは鳥居の氣候を避けて韮山に引籠りたりけるが、十二年に至り、秋帆の出府に付きて、同じく出府したりけり。扨また鳥居は秋帆が西洋新式の砲術を主張するを忌み嫌へる所に、乘て憎しと思へる坦庵が其を稱贊して其門人と成り、剩へ鳥居が賴に思へる井上左大夫等をば論倒して餘ます所なきに至れるを見て、憎くし、夷狄の道に心醉せる奴讒かな、何にもして彼等を羅織せんと思ひたる程に、秋帆は坦庵と共に、鳥居が爲に共同の敵と見做されたり。然るに本庄茂平治と云へる奸物が讒口は、計らずも其導火線とぞ成たりける。

本庄茂平治は初の名を辰次と呼びて長崎出生の俗根賤しき素性の者なりけるが、一時下級の地役人と成り、犯せる罪わりて長崎を逐電し、諸所を彷徨ひたる末に、江戸へ來り、旗本中小姓の渡り奉公を爲し、天保十二年頃より鳥居耀藏が家來と成りて住込たり。此茂平治極めて險惡の性質にて、已れ一身の利欲の爲には、何なる惡事をも行ひて更に顧みざる兇漢なるが、其容貌は温順に見えて世才に賢く、劍術は一流の免許を得て筆算も可なりに出來、言語應對に巧にして、萬づ信だちて勤めたり

ければ。鳥居は又なき者に思ひ、中小姓より給人に取立て秘密の用事をも命ずる迄に至れり。』抑々長崎の市政貿易財政の事たる、前にも述たる如く、長崎奉行は其員に備はりて大要を統攬し、諸事は都て長崎町年寄および地役人の計ひに歸し、彼等の所得は夥しき事にて、其富は幕吏も及ばざる程に裕なりければ、幕閣にても長崎の改革を行はんと思立ち、其議を決せし事も度々なりしが、其度毎に失敗して行はれざるが常の例なりけり。されば天明年間、田沼が閣老の頃よりして、幕閣にては三禁物と名け、一に將軍家の後宮、二に金銀座の仕法、三に長崎の貿易此三件には浮と手を着く可からざる者となせり。初よりして十分に其當局者および關繫者の承諾を得ずして改革を行はんと謀る時は、何程に將軍家の御信用を得て其權力を專らにせる閣老たりとも、忽に衆口鑠金の讒構渦中に投ぜられて、其職を失ふに至れるなれば松平越中守殿の如き賢相にてさへ、此三禁物には思ふ如くの改革を行ふと能はざりしなり。然るに水野越前守殿は天保十二年正月大御所十一代將軍家齊公薨御の後に當將軍家十二代家慶公の信任を受け、大に秕政の改革に着手し、驕奢を禁じ節儉を勵め、冗官を汰し、文武を勵まし所謂天保の改革を嚴行せる折柄なりければ、長崎の事をも

根底より改革せんと思ひ、其腹心の重職有司へは薄々内議に及びたり。鳥居耀藏は固より其腹心ではあり、己れ長崎奉行に昇進して此改革の任に當り、天晴功名を顯はさんものをと屹度心に思案して、或日本庄茂平治を書齋に招きて、余は斯々の存念なり、汝は幸ひ長崎の出生にて、曾て地役人をも勤めたりと云へば長崎の市政貿易に關しては其弊害の大要粗々存知の事ならんが、是より長崎へ罷越し、歸省の体にて陰に詳密の探偵を遂げて歸府いたし、余に報告せよ、余長崎奉行を命せられぬる上は、汝を長崎會所役人に登庸すべきなれば、汝が立身は實に此一事にあるぞ、且つ高嶋四郎大夫は（秋帆）異國の砲術を主張し、我意に適ぬ人物なれども、江川太郎左衛門（坦菴）を制するに必要なれば、汝名利を以て彼を說き、余に隨心いたす樣に肝煎るべし、此儀も極めて肝要の事にてあるぞ、尤も汝が瑣細の前科は、余より長崎奉行へ申遣して、豫じめ宥免の沙汰に及すべければ、歸鄉したりとて捕縛に罹るの恐あるべからず、但し鳥居が家來と名乘りては、長崎にて諸人汝に心を許すまじければ、表面は汝すでに鳥居より永の暇を取て、今は浪人なりと吹聽することこそ宜かるべけれと付囑めたり。茂平治は大に悅び、委細承はり候ふとて支度を整へ、鳥居より申受

たる路銀を懷にして、江戸を立ち、天保十三年の三月と云ふに長崎に着し、鳥居が爲に諸事の探偵を爲したるが、或日秋帆を訪問たり。秋帆は平素人に接するに城府を設けず、訪問者あれば誰にても面會するの人なりければ、茂平治は曾て知たる漢ではあり、江戸の狀勢をも聞たければとて、面會に及び、四方山の話をも爲して、夫よりは茂平治屢々秋帆が許に來りて面白き閑話なども爲したりけるが、或とき間に乘じて秋帆に向ひて申けるは、扨も尊臺の御英名は日本全國に知れ渡り、砲術中興の豪傑なりと其譽高く、僕が此程まで主人と頼みたる鳥居耀藏殿は、殊に感服して居られ候ふなり、然るに尊臺の御身分は依然たる原の町年寄にて、諸組與力格とは何事ぞ、與力は幕士の末班たる御抱席にて、申さば輕き身分なり、其すら長崎唐方商法御仕法替の御恩賞にては候はず、抑〻幕府の御特筒頭は布衣千五百石高、御先手御鐵砲頭も布衣千石高にて、何れも其組々の與力同心を支配して武官の重職に列なる尊臺と其職を同うせる御鐵砲方井上左太夫（持高九百石）は布衣、御役料貳百俵にて、大筒下役組頭、與力、同心、大筒下役、御田付四郎兵衛（持高八百石）鐵砲鍛冶等を支配し、其子息たる井上又次郎田付主計等の若輩と雖ども、見習とし

て三百俵を賜はりて兩御番の上に列し、御鐵砲玉藥奉行の如きも猶持高の上に、御役料廿人扶持を賜はりて御納戸組頭の次席たり、此振合を以て考ふれば、尊臺には井上田付御同席に進められて然るべき筈、但し新規御取立の故に初より布衣以上は其例なしとあらば、布衣以下にても責ては兩御番三百俵御天守番之頭四百俵御書物奉行二百俵大御番二百俵の格式に御取立あつて當然なり、現に町醫師町儒者には其例これあるに候はずや、然るを德丸が原の御見分に於て、御擧置の御沙汰もありながら、更に其事に及ばざるは何事にて候ふぞ、是れ畢竟は幕府の重職有司中にて、尊臺を推擧する方なき故なりと存じ候ふ、其に就ては、鳥居殿を御賴みあつては如何、僕きつと御執成を仕り申すべし、鳥居殿は當時越前殿の腹心として、尤も其威權あれば、尊臺だに御隨心とあらば、賢を貴び能を愛するの鳥居殿、かならず悅んで尊臺を推擧して、赫々たる御立身の運あらんこと其疑なく候ふ、殊に鳥居殿は、其初こそ尊臺の御建議に付て、彼是と反對の評議も致されたれ、實地に其利銳なるを見られしより以來は、頓に我を折りて、高嶋は實に當代の人傑ぞやと常に其噂して居られ候ふなり、男子青雲の志を懷かば上位に在りて我を知るの人に從ひ、其推擧を蒙らざるは、實に無智の至りと申すべき歟、尊臺ひそかに然るべき音物の品々を調へられて僕へ御渡あらば、僕それを持參して江戸に赴き、鳥居殿を說き、越前守殿に執成させ、見事に御立身の樣を計ひ申し候ふべしと、辨舌巧に說たりけり。

秋帆は茂平治が申す所を聽き、此奴利を以て我を誘ひ、鳥居に隨心させ、其上に賄賂を貪らんずる心底よな、憎き奴とは思ひたれども、斯る小人を敵手にせんも長氣なしと思ひ返して、碌々其答はせで、餘事に話頭を移したり。茂平治は其とも悟らず、其後度々秋帆に迫りて、煩き迄に至りければ、秋帆今は堪兼て、儼然容を正し、去とは聞ふ町年寄と成りて、地役人一統の上に位し、會所調役を相勤め、妻子を育み家從を養苦しき鄽が申條かな、此四郎大夫は祖先以來長崎に居住すること幾ど二百七十年、代ふと、是れ冥大の君恩に非ずや、其上父祖よりして御鐵砲方を兼ね、御臺場を預り、要害の警衛を承はると、誠に一家の憂れ一身の面目たり、たとひ我身を粉齏に致すとも、君恩の萬一をも報じ難きに、年來刻苦して研究したる砲術の御聽に達して、特に御膝下に召させられ、公儀公儀とは幕府を指して云へる敬語なり)御役人衆の御見分に相成たる而已か、忝くも將軍家より譽置との御沙汰を下し賜つたると此上、

も無き武道の名譽身に餘りたる光榮と肝に銘じて感佩し、數萬石の領地を賜はりて受領任官仰付らるゝも、是には過ぎじと存じ奉りて候ふなり、諸組與力格に仰付たるだに恐入たる結構の儀と心得たり、爭でか妄りに門閥の御旗本衆に比較べて不滿の心を存すべきや、凡そ男兒たる者が、世に在りて國家の爲に盡さんと所存を決するからには、只一途に其志を貫かんとこそ心掛るなれ、爵祿の高下は固より目的とする所に非ず、不肖なれども高嶋四郎大夫は、人爵の爲に心を左右する卑劣者にては候はぬぞ、次に鳥居耀藏殿の御事は、卿の申さるゝ如く當代の人傑なるべきが、果して眞の人傑にて、此四郎大夫を御用立べき者と知り玉はゞ、我等が願ひ申さずとも御勝手に御推擧あるべきなり、卿の執成に由り、音物を以て依賴せでは行屆かずとならば、實に賴もしからぬ人傑なり、四郎大夫苟も一個の男兒なり、賄賂を以て立身を謀らんと思ひも寄らざる事なり、卿は年齡すでに四十に近く、理非の分別あるべしと思ひたるに、斯る非分の說を以て、人に不滿の心を起させんと巧み、剩さへ賄賂立身の媒を致さんと申聞らるゝと奇怪千萬、聽くも穢しく存ずれば、疾と此席を立去れよ、向後は我等方へ立寄るゝと無用なりと、辭勵しく面折して、茂平治を

追歸したり。若し秋帆にして名利に羈さるゝ人たらば、渡りに船と茂平治が勸めに任せ、賄賂を以て鳥居に結托し、昇進の途を計りたるべきに、斯も剛直にして、斯も茂平治を退けたるは、即ち秋帆の秋帆たる所以にて、其禍を買ひたるも亦この剛直に因由したるなり。

(十) 秋帆謀叛の嫌疑

此に、長崎町年寄に福田九郎兵衛と云ふ者あり、秋帆よりも先輩にて、長崎會所調役の筆頭を勤め、頗る威福を振ひたりけるが、(其頃長崎の地役人中にて、一向の俗物は概ね福田に隨從して其擧援を賴み、又聊にても氣概あり學識ある輩は、皆秋帆を尊崇して其下風に立ちたりければ、彼は黑組(九郎兵衛の黨)是は白組(四郎大夫の黨)と、黑白二黨に分れて、時に或は軋轢したる事もありけり。)然るに、福田は秋帆が諸組與力格となりて、會所調役頭取に命ぜられ、己が上に座りて、諸事を指揮する事に成りてより忽に其權勢を失ひ、威福また往日の如くならず、門前に雀羅を設るばかりに成たりければ、俗士の常情として、深く秋帆の時めけるを娼み、何にもして秋帆を蹴落し、已れ再び

原の權勢に復さんと望み瞋恚の炎に其胸を焦したり。茂平治は秋帆に面折せられて其望を失ひ、恐怒の餘り恨を秋帆に含みたる折から、福田が秋帆に快からざるを聽き、是ぞ究竟の手掛なるとて、漸く〳〵に福田に取入て懇意を結び、其心底を洞察したる上にて、福田を說て曰く、尊公の御境界こそ誠に御氣の毒に候へ、彼の高嶋が僅ばかりの砲術の伎倆を以て、公儀の御役人方を瞞着すると笑止の至りに候ふ、其も砲術の上にて立身いたしたるならば、兎も角もあれ、正しく町年寄本分の勤向に骨折たりとて、與力格に成り、會所調役頭取に仰付られ、先罹老功の尊公をも憚らず、傲然として上座に居り、尊公までをも屬吏の如くに取扱ひ、萬事我物顏に振舞とは、扨々沙汰の限りなり、尊公いかに寬仁の君子にて御座すとも、正しく彼が下風に立つて、腰を屈め肩を窄め、其下知を受て御座あると、世間の嘲り諸人の嗤ひ、御胸苦しとは思し召さずや、此狀にて歲月を送らば、尊公も遂に尋常の地役人と成り果て、町年寄の御威權は全く地に墜ち申すべし、其時に至り後悔臍を噛とも及び候ふまじ、幸なるかな、僕が故主鳥居耀藏殿は當節の利物なれば、僕尊公の爲に事情を說き、高嶋が身分を落して、會所調役頭取をば改めて尊公に仰せ付らるゝやう、屹度執成申すべきが、尊慮如何にと說たりけり。福田は欣然として膝を進め、貴殿まことに其心あらば、音物費用は何程にても我等差出し申すべしと、忽に依賴に及びたり。扨高嶋を退けんには、其惡事過失の證據を取調へで申立るに如かず、茂平治は福田に謀りて、種々の風說を蒐集め、福田より許多の音物金銀を請取り、其年の秋に江戸へ歸つたれば、鳥居耀藏は既に諸大夫になり受領して甲斐守と改名し、町奉行にぞ累遷したりける。

茂平治は攀擧に托して、秋帆より賄賂を貪らんと試み、大に秋帆に恥しめられたる事ぞもは、噫にも出さず、彼の高嶋四郎大夫は怪かる人物にて、主公の御事をば痛く罵り、宛然仇敵の思を懷き居り候ふなれば、中々御手に從ひ奉るべき樣の無きのみかは、俺までも御恨み申し居り候ふ、其仔細は云々、又彼が惡事は斯々なりと、長崎にて福田等が手より聞及びたる探偵の密報に、數々の尾鰭を附け、有と無とこき交て、誣罔の讒構を揑造したりけり。鳥居は首肯きて、彼四郎大夫が料見は、實にも左こそあるらめ、可々余取計ふ旨ありとて內心に思ひ定めたり。

鳥居は越前守殿に密告しけるは、長崎の高嶋四郎大夫、年來私財を擲つて、西洋砲術を和蘭人より傳習仕りて、只管國家の御爲と申立ると、抽者初よりして頗る不審に存じ候ひつるに、案の如く果して謀叛の企て、恐しき巧みあつての事にて候ひける ぞや、先づ彼奴が住宅と申すは、長崎の町外なる小嶋郷と申す所の要害に據りて居住を構へ、石壁高く築立て、儼然たる城郭を爲し、事ある日には邸内に用意の大砲小銃を配り、籠城の支度おさ〳〵行届き、彈藥兵器すべて庫内に充滿して候ふと、其隱なし、次には事を起す時の用意にとて、彼奴は其門人等に内意を含ませ已が預りたる長崎會所の公金を利用し數萬石の糧米を買入れ、市民の爲の準備と名けて、是を貯藏させて候ふは、其事實判然たり、其次には右の謀叛の軍用金を獲るの手段とて、長崎にて八幡と唱へ候ふ密貿買を行ひ、其利潤を以て是に充んが爲に數艘の早船を私費にて造り、船軍の調練と名けて遠の沖合に乘出し、唐商船と洋中にて密貿買を致させ候ふと、是以て其證據なきに候はず、凡は彼奴が是迄に砲術研究の爲に費したる私財の金額は、皆この密貿買、或は不正の筋を働きて掠め取たる公金或は賄賂囑托より生じ、爾も其砲術は已れが非望の爲にする所にして、彼が非道不埒の廉は、即ち此通にて候ふとて探偵密告の書類を披見に入れ、斯る次第にて候へば、早早長崎奉行へ御内達あつて、四郎大夫および同類の輩を召捕へて江戸表へ差出させ、嚴重の御吟味に及ばれて然るべく候ふ、若し此分にて打過ぎ候はゝ、彼奴異國にて謀を通じて内外相應じ、事を不意に擧んも測り難し、然る時は其騷動は實に容易に候はねば、彼奴が惡謀は遠くは寛永の四郎（嶋原一揆の巨魁天草四郎慶安の正雪忠彌（由比正雪丸橋忠彌）にも勝り近くは明和の大武右門（山縣大武藤井右門）數年前の平八郎（大鹽）の上を超し、國家大亂の基とも相成り候ふべしと條理を立てゝ演述に及びたり。越前守殿は、高嶋秋帆が西洋砲術研究の目的は、さる恐しき深意ありての事にも非ざるべく、又秋帆いかに長崎にて勢力あればとて、鳥居が申立たる如き非望を企て得べきやとは思はれけれども、證據の廉々書列ねたる探偵の密告、殊に三奉行の一たる町奉行鳥居甲斐守が申立て、閣老の職權たりとて、さすがに此申立を捨置べきに非ざれば、越前守殿は、右の探偵密告を評定所一座の（寺社奉行、町奉行、御勘定奉行、大目付、御目付）秘密評議に懸たりけるに、一座の評議は、甲斐守申立の如く、速に御吟味に及ばるべしと多數を以て議決したりければ、越前守殿も、さらばとて

其趣を長崎奉行へ內達し、高嶋四郎大夫を召捕へて直に江戸表へ差出すべしとの沙汰及ばれたり。

當時の長崎奉行は伊澤美作守なりけり、伊澤は此內達の沙汰を得て大に驚き、斯る根據も無き謀叛の罪狀を高嶋四郎大夫に付けて捕縛せられんと、以ての外の儀事なり、先づ彼が小嶋鄉に城郭の要害を構へて居住いたすと申すと、其事實は從來四郎大夫、大村町に居住したるに、往年火災に罹りて類燒したるに由り、普請落成いたす迄は、現に小嶋鄉の別莊に住ひ申すと雖ども、其別莊は丘陵の中腹に在りて、表の方こそ崖に臨みて高く石壁を築立たれども、裏手の方は高き丘陵を背にしたるなれば、要害としては尤も用心あしき地勢なり、是に籠りて防戰なぞの出來得べき所にあらず、殊に一體の構造を見るに、更に城郭に類したる所は見受け候はず是一つ。次には兵粮米と申すと、是は曩に天保八年饑饉の時に、四郎大夫は長崎奉行に申立て、肥後に人を派出して、數千石の玄米を買入させたるが、其代價は長崎會所の積金より操替へ、其米を市中の米商共へ賣渡し、價格を定めて細民の食料に分配せしめたるが事實にて、此外に四郎大夫が密に兵粮米を貯藏すると曾て候はず、是二つ。次

に唐和蘭の貿易に、密賣買を嚴禁するの防備は頗る周密なり、巨大の船舶を艤裝して、遙の大洋に乘出し、其所にて賣買いたさば格段なれども、鯨船早船ごとき小舟にて、其事を行はんは出來得べきに候はず、彼の四郎大夫が打立たる大砲演習用の杉板は其數二三艘に過ぎずして、彼が私財を以て造りたるも、猶船番取締の下に屬して候ふ、其上鯨船は奉行の直轄にして、船番これを預りて候ふなれば、四郎大夫爭でか是を自由に私用し得べき、其密賣買の事實なきこと分明にて候ふ、是三つ。然れば四郎大夫謀叛の嫌疑たる主要の三ヶ條は盡く無實の誣言たる明白に候へば此嫌疑を以て召捕れんと尤も然る可からずと、事情を具して江戸へ復申に及びたり。越前守殿は伊澤の復申を披見し、然る上は高嶋四郎大夫召捕へ吟味にも及ぶまじき歟と、一應は其意中を洩されしかども、鳥居が主張は中々に手強くて長崎奉行伊澤美作守が四郎大夫を保庇はんとて、斯樣に申立て候ふとも、四郎大夫はぜの者が、年來深く巧みて、內密に計畫せる用意ぞも、美作守が耳目に及ばざる所ある哉も知り難し、其上に假令美作守申立の如く四郎大夫に謀叛の嫌疑は是なきに致せ、其他の條々彼が私欲不正等は歷然たるに、其をも不問に置かれて可かるべきや、現に長

崎の情弊を御改革あるべき時機に當り、其巨魁たる四郎大夫を此儘に差置れては、長崎の御改革實行せられんと存も寄らず、彼地の情弊を依然存在せしむると然らざるとは、四郎大夫御處置の如何に由て定まり候ふと抗論したれば、三奉行大小御目付も、烏居の論辨に蠱惑せられて、是に同意したり。各方の衆評それに定まる上は其分に取計はれよと、越前守殿も止を得ず其指揮に及ばれければ、在府長崎奉行より直に其趣を長崎に通達したりけり

（十一）秋帆の初吟味

此年天保十三年十月二日の事なるが、秋帆は例の如く午前に長崎奉行所へ出勤したりけるに、卿と公儀に於て御不審の次第これ有りて、御奉行直の御尋に及ばせらるゝと、奉行附與力は嚴重に言渡して秋帆が佩たる刀所持品を取上げ、引立て一間の中に籠置て、當番の役人に命じ嚴しく張番いたさせたり。秋帆は我何事の御嫌疑ありて、斯る囚人の取扱に及ばるゝか頗る以て其意を得ずとは思ひつれども、此役人等に向つて抗議せんは無益なり、良々奉行の面前

その訊問に應じてこそ辨明をもせめとて、更に怖るゝ色も無く、尋常に引かれて、其吟味をぞ待受たる、其擧動の泰然として容貌言語些とも平日に異ならざるを見て、與力等は偖も秋帆が落つき方かなと、且は驚き且は感じたりけり。斯て秋帆は程なく白洲（法廷）に呼出され、美作守御目付立合にて、一應の吟味に及び、即日揚屋入を申付られて獄に繫がれたり（揚屋は武士を收監する獄、牢屋は農工商の町人百姓を入るゝ獄にて、其体裁を殊にすれども、比しく獄屋と謂ふの名なり）秋帆の子息高嶋淺五郎は町年寄見習にて、其日は早朝より出役してありけるが、斯る變事ありとは夢にも知らで、出役の公務を了りて歸宅したるに、程もあらせず、父秋帆には唯今云々にて揚屋入とならせ給へりと親しき人より内々の報告に會ひ、そは何の仔細何の咎ありてかと、餘りに不意の事變に打驚きて、如何はせんと、一家のもの上を下へと周章て騷ける處に、同僚なる福田源四郎は（是は秋帆を敵視して茂平治に與し讒構を謀りたる福田九郎兵衛とは別人なり、長崎町年寄には、福田兩家ありしなり）入來りて、淺五郎に向ひ、御用の儀候ふ間、麻上下着用にて直に奉行所へ同道あるべしと達したり。淺五郎は畏りて罷出たるに、其方父四郎大夫儀御不審の筋これあり、吟味

中揚屋入申付候に付、其方儀は同役預け仰付らるゝと達せられ、藥師寺宇右衛門、その預り人に命せられたれば、禁獄とこそ成らざれ、嚴しく一間なる所へ幽閉せられたり。同時に奉行所より、與力同心その外の役人ども、秋帆の家へ向ひ、先づ大小砲銃、刀、槍、甲冑の武具を初とし、秋帆が手許の書物類は都て取上て奉行所へ持參いたし、其他の家財、衣服、金銀等も、一々檢査して土藏に納めて是に封印を施し、裏門出入口をも嚴しく鎖して封印を付け、總に家族等が當用の品々をのみ止め置かせて立去り。是に代りて御役所附を勤めたる町年寄兩人は、番士數人を引連て來り、膝代にて晝夜とも嚴重の宅番を爲し。秋帆父子の妻子及び家來は謹愼を命せられ、其手當向は町年寄一同に命せられたり（此時奉行所へ取上たる秋帆の大砲小銃は、長崎會所の預り。火藥は御代官高木定四郎の預り。唐人屋敷前の砲臺は與力朝倉彦太郎の預と成たり）また是と同時に秋帆が家來の內にて、城戸治八、杉林嘉平の兩人は、召捕られて直に入牢と成り、地役人には唐大通事神代德次郎、唐小通事西村俊三郎、元唐小通事末席彭城清左衛門事山田蘇作（當時五嶋左衛門尉家來）長崎會所請拂役盛善右衛門、長崎會所吟味役柘植長次郎、橫瀨大助、その他數人みな同日に召捕られて入牢

と成たりければ、長崎市中の騷動は一方ならず、宛然晴天の霹靂と一般。高嶋四郎大夫謀叛露顯と傳ふるものもあれば、秋帆が年來の私欲一時に顯ての事變なりと唱ふるものもありて、其仔細確ならずして風說も亦區々なり。秋帆を尊崇せる輩は、胸打騷ぎ膽潰れて、明日は我身の上かと危ぶみ、秋帆を忌嫌ひたる族は、是よりぞ我身の出世は便あるべきと喜び、其當分は何事をも捨置て、寄るも障るも唯この事をのみ語り合ひ、長崎市中一同は流血を見ざる爭亂に遭へるの思を爲したりけり。

奉行美作守が秋帆を訊問に及びたる個條は

（一）天保十年まで唐小通事末席を勤めたる彭城清左衛門と申すもの、（當時五嶋左衛門尉家來）來山田蘇作唐人より密買の品を持出たる節に、唐人屋敷表門にて改出されたる一件、其方（秋帆）手限りにて程よく取計ひ、右清左衛門出奔いたしたる一條

（秋帆の辯解）事實は、右清左衛門は、唐人に賴まれ銀の袂時計一個を懷中して、唐人屋敷を出るに臨み、表門詰の探番、その擧動を怪しみ、懷中を詮議に及びたる所、探番とは地役人中の尤も輕輩にて、唐人屋敷および出嶋和蘭商館の門に詰めて、出入の人々の懷中品を改め、密賣買を防ぐ爲にする者の役名なり）清左衛門は露顯した

りと覺り、右の時計を其處に捨て、探番の手を振拂ひ、其儘に駈出して行衛知れず。

凡そ幕府の法律にては、唐和蘭人と密賣買を爲す者は、其品の多少を論せず、死刑に處するの掟なれば、此清左衛門は長崎市中引廻の上打首に成り、唐人屋敷の門前に梟首せらるべきに該れり。然るを彼探番および其支配頭たる唐人番等の內評議には、僅か銀時計一個ばかりの事にて、通事の身分ある彭城滑左衛門が現行犯を表面に申立て、其罪を摘發して極刑に處せさせんも不便なり、內々の取計にて清左衛門を助命させんは如何とありて、右番人より其儀を自分(秋帆)へ相談に及びたり。此相談表立て自分へ差圖を伺ふ事なるか、但し番人共の存寄にて、勘辨いたし申すべきとの趣きなる歟と尋ねたり。然るに番人共は、固より我々共の存寄を貴殿(秋帆)へ內話いたし候ふ迄なりと答へたり。然らば各方の存寄り通りに取計はれよ、四郎大夫敢て差圖を致すには非ずと申聞たり。是に依て番人共よりは、清左衛門の名前は顯はさず、何者とも知れず、唐人屋敷表門內に銀の袂時計を捨去り候ふと、奉行所へ屆書を差出し、自分共(町年寄)へも同樣の屆に及びたり。但し此儀は其節自分より、其內情を奉行戶川播磨守殿へ內聞に達し候ひしに、播磨守殿も不便の次第なれば、其分に致し置き然るべしとの內意を漏されたり。依て清左衛門は表面病氣の體にて其職を去らしめて候ひけるなり。尤も右の取計ひは法を曲たる致方なりと御沙汰に候はゝ、四郎大夫別に申披は仕る間敷候よ。

(二)其方は、唐大通事神代德三郎より、許多の賄賂を貪り取り、同人の業前勤功の如何を論せず、同人一人を推擧して、不時の昇進申し行ひたる哉の聞えあり、此一條

(秋帆の辯解)神代德次郎は、年齡四十未滿に候へやも唐商法仕組替に付き、格別に精勵いたし、尤も御用立ち候ふ人物に候ふ間、自分より申立て昇進の儀を執行ひて候ふ、此儀決して德次郎の請托に出たるに非ず、其上この四郎大夫、先祖以來、御代々樣の(將軍家)御高恩に浴し、家計も可なり裕に相暮し、別に不足をも覺え候はねば、更に賄賂なぞ申受たる事なし、德次郎如き身分の者たとひ其身代を擧て貪り取り候とも、自分の家產に比較べ候へば、何程の高にも候はざるべし、此儀を以て自分の潔白御高察願ひ奉る。

(三)其方、自分格式昇進の事に付、當時の長崎奉行田口加賀守へ音物を贈り、其取持を賴みたる哉の聞えあり、此一條

(秋帆の辨解)自分義昨年諸組與力格に仰付られたると、誠に莫大の御恩、この儀に付ては、田口加賀守殿より幕府へ仰立られたる廉ありての御事と存じ候ふ。但し自分は不肖ながらも皇國の一男兒なり、金銀の賄賂を以て昇進を望み、與力格の榮を得て、以て自から喜ぶ程の卑劣漢にても候はず。是迄とても、江戸表および當表に於て、或は來りて自分を說き、權門勢家に取入りて攀援し、更に昇進青雲を謀るべしと申勸めたる輩も候ひけるが、一々是を拒絶して候ふなり。現に尊公には親しく自分の性質を御賢知にて在せられ候へば、此申條に僞なきと、御明察を望み奉る

(四)其方、昨年出府の途中より、神代德三郎へ文通いたし、其頃いまだ仰出されも無き、其方自分昇進の事を、報道いたしたるは如何、誰人より承はりて、斯る次第に及びたる乎、此一條

(秋帆の辨解)自分儀昨年閏正月廿二日長崎を出立いたし、二月十九日を以て大坂に着仕り候ふ處、同所に於て久世伊勢守殿(在府長崎奉行か)用人金子徹之進が二月上旬江戸出の私狀を落手いたし、其狀中に、自分昇進の事すでに閣老水野越前守殿より、正月廿二日を以て、在府長崎奉行へ仰渡されたる趣を報告いたし是あり候ふ。尤も長崎奉行より自分へは未だ申渡なしと雖ども、既に閣老より御書付を以て仰渡されたる以上は、敢て秘すべき事に非ずと存じ、別懇の間柄なれば、大坂より神代德次郎へ內報したる迄の事にて候ふ。

右の如く秋帆の申披、一々明白にて、罪に問ふべき程の事なかりければ、伊澤美作守は、此旨を江戸へ報告して、更に宥免あるべき旨を上請したり。然るに江戸の評議は、中々の氣鋏にて、美作守が吟味頗る手緩きに似たり、其條ならば四郎大夫早々江戸表へ護送いたすべしと公達に及ばれたりければ、美作守今は力及ばず、其年の十二月上旬と云ふに秋帆は囚人籠に乘せられて長崎を發し、翌年天保十一年正月下旬江戸に着し、直に小傳馬町なる囚獄の揚屋に繫がれたり。去ぬる天保十二年の春には、許多の門人を引從へて江戸へ着し、西洋流の銃陣砲術を演習し、尤も得意の境界にてありしが、僅か二年を隔てたる今日は、幽囚の身と成りて、三百六十餘里の外に護送せられ、榮枯忽に變りたる泡沫流轉の光景は、餘所の見る目も哀なり。されども秋帆は太だ悲しみ嘆ける色も無く、恰も甘じて此阨難を受る、ものゝ如く、一言の憤怨を

も發せず、默して獄中に座したりけり。

(十二) 秋帆の罪狀宣告

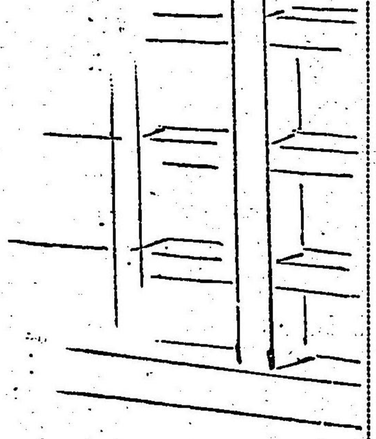

▲奉行鳥居甲斐守(耀藏)

秋帆の吟味は評定所五手掛り(三奉行大小御目附)にて、町人及びたるに秋帆の申披は着々明白にして其無辜の讒構たるの證據判然たり。然れども鳥居の陰險刻薄なる、初より秋帆を罪に陷れて、西洋風の根を絕さんと思ひ極めたる事なれば、更に秋帆の行爲に付き探偵の密告を根據として、極々の羅織を爲し、其爲に連累せられて、法廷に召喚せられ、或は入牢或は責付に成たるもの數十人の多きに及び、實に當時の一大獄を構成したりけり。蓋し鳥居一派の有司は、到底秋帆を死刑に處するの決議を爲したりけるが、江川坦庵は深く是を悲しみ、密に川路左衛門尉に事情を告げて、其擁護を乞ひ、たれども、川路とても、其頃は未だ要職に居

その主任なりければ、他までも秋帆を以て謀叛の不軌を計り、外國に通じて日本を傾くるの異志ある者なりと邪推して、訊問に

らざりしを以て施すべき手段を得ざりけり。然るに伊澤美作守は獨り幕廷の群議に抗し、秋帆不レ可レ殺の說を唱へて、鳥居等の反對に立ちたれば、其獄は容易く決するに至らざりけり。斯る事情は長崎に知れざりければ、長崎にては秋帆を罪に陷れたるは專ら美作守が計ひに出たりと信じ、此故を以て美作守を惡ざまに誹りたりけり、其後秋帆が罪を免されて召出されたる時に、秋帆は第一に美作守が許に赴きて其恩を謝したり、伊澤殿は我命の親なり此人なかりせば我は天保十四年を以て刑場の露と消たらんと必定なりしものをと常々人に對ひて語られたりき。秋帆が鳥居の訊問に遇ひて、何なる吟味を受たるかは、其記錄の存せざるを以て、是を今日より知るに由なしと雖ども、其羅織の甚しかりしは推て想像するに餘ありとす。其證據は此後弘化二年に至り、水野越前守は閣老の職を免せられ、十二月二尋で參政若年寄を上使として將軍家より御尋の趣旨に三月十日

其方儀（越前守）先々御役中長崎表高嶋四郎大夫外掛り合の者ども吟味の儀鳥居甲斐守掛り仰付置れ候處、其方儀萬端差圖に及び、不正の吟味詰を以て口書取扱ひ候やと（將軍家）御不審に候ふ、重き御役相勤め候ふ身分をも顧みず、不屆の至り、

御不興に思召れ候ふ、之に依て事實委細に申上べしとの上意に候ふ

とありて同時に鳥居甲斐守が禁錮せられたるも、秋帆吟味詰の不正その重因にてはありけり、是に由て秋帆の吟味は一旦甘結したるも更に吟味を新にせらるゝ事とは成たりけり。（是は其頃阿部伊勢守殿が閣老に成られたるに由り、江川坦庵は伊勢殿が信用せられたる松平河内守および川路左衛門尉等の重職有司を說きて、秋帆を救ふ事を計りたるの結果なりと云へり）河內守左衛門尉の人々こそ、坦庵より西洋の事情をも少しは聞き、又秋帆が有用の人物たる事をも識たるなれ、他の重職有司が秋帆に於ける、信疑相半して其善惡邪正を辨じ難く、殊に幕廷が一旦嫌疑を以て獄に繫ぎ吟味詰にまで及びたる者をば、無罪放免とせんは、幕廷の威信を損するの嫌ありとの俗論また盛んなりければ、秋帆は其年弘化三年七月日欠を以て左の宣告を受たり。

諸組與力格長崎會所調役頭取

高嶋四郎大夫

其方儀長崎町年寄勤中（二）御代官高木作右衛門娘かつを、悴淺五郎妻に貰ひ受け、

其上追て身分相應の者を頼み養女に致し、表立て緣組願差出すべき心含を以て、内々引取、その後男子出生の節も妾腹の由相違の儀を相届け(二)又は、肥後國佐伊澤村石本勝之丞借入れ候銀子とは心附かずとも、勝手入用の趣を以て、會所役人引受け、市中入札商人共より銀子借受け貰ひ度旨を、同人手代内藤大内藏より申聞け候を、如何の儀と心附ながら、右取計ひ方の儀を、會所吟味役助柘植長三郎へ沙汰遣し(三)或は兩度昇進の儀に付き、在勤中の奉行并に家來共の内へ、追々の内願に及び、時々音物等を相送り、厚く頼み込み、追て諸組與力格仰付られ候砌り、右は兼々願置き候奉行并に家來ども、一通り差含み取扱ひくれ候樣の儀と存じ、相當の音物を相送り(四)殊に右格式等仰付られ候以來は、會所向は勿論、土地一体の事をも引受け取計ひ候身分、會所役人共の儀、從來の舊弊に因循いたし、自儘の取計に及び候を見聞に及びながら、其段申立ざるは勿論、同所有銀の内多分の不足相立ち候をも存せず、都て勤方等閑に打過ぎ(五)其上寄合町の廉平は在留の唐船主周霖亭の悴にて、紺屋町の德三郎、掟を背き引取置き、又は千代次の寡子の趣にて申し僞り、反物目利駒作方へ養子に遣し候は、何れも如何の取計にこれある儀を、

唐大通事神代德次郎申すに任せ、右反物目利仲間内にて故障申聞け候者どもへ、品よく理解いたし遣はし(六)或は、松平出羽守領分雲州表に於て製法に成り候和人參を、同家の用達町人共より俵物役所へ差出したる後に、唐商人どもへ、直組手間取り、虫喰等出來て、多分の損失に相成り候を歎き、相場下直の節に、相當の直段に買取り相成り候やう致たき旨、これまた同家來宮澤郡藏外一人申すに任せ、掛り通事を以て、唐商共へ理解に及び、殊に右貫高の割合に應じ、度々差贈り候銀子幷に甲冑等受納いたし(七)又唐船持渡り所望の品々は、其時々在勤の奉行へ伺の上にて引取べき筈の處、右取計ひ方の儀を、猥りに德次郎へ相任せ置き、既に先達て會所向取締申渡し候以前、數年の間、同人取計を以て、格別出割に相成べき品は、其方所望の名目にて引取り賣拂ひ、右代を引去り、殘銀を差越し候も、流弊に泥み、如何の筋とも心附かず、員數も覺えず、請取り置(八)或は、俵物役所に於て、市中町人共より借入れ候銀子へ、所持銀差出し貸附候ならば、益筋に相成べしと、手代喜野右衛門申聞け候は、素より不筋の儀に之あり候を、其通り取計ひ、殊に其身右掛り致し罷在り、名前顯れ候を厭ひ、銀主名前人これあり候はゝ貸出すべき旨申聞け、同

人存寄を以て、東筑後町卯三郎等を相頼み、銀主名前に取扱ひ、貸附け候を、如何の儀とも心附かず、右證文に奥印いたし、多分の利銀を受用いたし(九)其外唐商共へ賣渡し候和人參は、差定めたる商人共の外は、賣込み候儀相成ず候處、細川越中守家來池邊啓太が頼に任せ、右長次郎を相頼み、越中守領分製產の人參を、右俵物役所へ賣拂ひ遣し候段、何れも自儘の取計にて(十)其上、密買の儀は、重き御制禁の段を辨へながら、五嶋左衛門尉家來山田蘇作儀は、元彭城清左衛門と申し、唐小通事末席勤中、其節の在留唐船主施世弟より袂時計の賣捌方の頼みを受け、唐館を持出し候節、同所大門新番所高尾恭大夫外一人見谷め差押へ、其段申聞るならば、有体に申立べき處、右一件吟味に相成り候はゝ、唐人共も引合ひ、自然唐船出帆の差支にも相成べしと存じ候とて、右の者共へ申し談じ、相違の屆書を差出させ、猶その末其節在勤の奉行戸川播磨守家來中西常造より尋を請け候節、事實有体に申聞け候とは申しながら、自然吟味に相成り候ては、其方に於ても、右体如何の差圖に及び候次第も糺し受べしと存じ含み、一向穩便の取計を受たき段、常造は勿論、其外へも品々引合ひ、其上一存を以て、清左衛門へ愼み申渡し候迄にて、手當にも

及ばざる故に、同人逃去り候次第に至り(十一)或は、德次郎幷に西村俊三郎より、俵物取替渡等の臨時願書案の相談を受け(十二)又は、唐人共より願書差出し候のち、品よく評議いたしくれ候やう、右兩人申聞け候をも、其儘承り置(十三)既に德次郎等御國禁を犯し、唐船主共より船毎に銀札を貰ひ受け候次第に至り候段、其方地役人共の内にて重立ち相勤め候身分別して不屆に付き、遠嶋申付べき處牢屋敷近邊出火の節、放ち遣し候處、立歸り候に付き、中追放申付る、但し此もの手放し難きに付き、安部虎之助へ永預け仰付らる。

右は評定所に於て、寺社奉行久世出雲守、大目付深谷遠江守、町奉行鍋嶋內匠頭、御勘定奉行久須美佐渡守、御目付稻葉清次郎列席にて(即ち五手立會)佐渡守が申渡たり

幕府の頃は、囚獄の近傍に火災ありて、類燒に及ばんずる時は、囚人を集め、三日の內には必らず歸り來るべしと命じて放ち遣はす、斯て三日の內に立歸りたる者は罪一等若くは二等を減じ、立歸らざる者は、追捕の上にて一等若くは二等を加ふるの制なりき。秋帆は本文の如く立歸りたるにて、減等と成たるなり。是に反し高野長英は、此放ち遣はしの後に立歸らずして潛伏したるに由て、居所相知れて

捕吏が向ひたるにて、其免る可からざるを知りて自殺を遂げたるなり）

秋帆この宣告を受たれば、是に關係して西丸御留守居（元長崎奉行）伊澤美作守は御役御免差控を仰付られ。西丸御留守居（元長崎奉行）戸川播磨守は差控へ。小普請（元長崎奉行）田口加賀守は閉門を仰付られたり。其外、秋帆を密告したる本庄茂平治は遠嶋の所、牢屋敷近邊出火の節放ち遣し立歸りたるに付き中追放。伊澤美作守家來武田矢柄は押込。長崎町年寄見習高嶋淺五郎は押込。五嶋左衛門尉家來山田蘇作は（元唐小通事末席彭城清左衛門）唐人屋敷門前に於て獄門の處、牢屋敷近邊出火三ヶ度とも立歸つたるに付き、江戸十里四方追放。木下圖書助へ永預け。唐大通事神代德三郎は唐人屋敷門前に於て磔の處、牢屋敷近邊出火兩度とも立歸たるに付き中追放、松平相摸守へ永預け。唐小通事西村俊三郎は、同處に於て獄門の處、同斷に付き中追放、山名靭負へ預け。長崎會所吟味役拓植長次郎、横瀬大助の兩人は輕追放。戸川播磨守家來中西常造、三澤半次の兩人は押込。久世伊勢守元家來金子敬之進は遠嶋の處、失火兩度立歸たるに付き輕追放。松平右京亮家來市川熊男、細川越中守家來池邊啓太、松平出羽守家來尾原定四郎は何れも押込。長崎御代官高木作右衛門元締手代千

嶋東一郎は押込。五嶋左衛門尉家來貞方堅吉は急度叱り。同く宮崎貢は押込に處せられ。此外にも猶罪蒙りて所拂ひ或は押込られたる輩許多ありて、實に一大獄にてありけり。

（十三）秋帆の赦免

江川坦庵が秋帆に於ける、去し天保十二年に其門人と爲り、數月の間に高嶋流の砲術を皆傳したるに過ぎず、然る坦菴は秋帆が天保十四年の春を以て囚人と成りて江戸に護送せられたるの禍に遭へるを見て、深く其冤罪たるを悲しみ、百方その辨解に勞したれども、更に甲斐なかりけり。秋帆が此年より弘化三年まで小傳馬町の

揚屋に繋がれし間は、坦庵の手より金銭食物等を差入れて其不自由を慰め、安部家に永御預けと成りての後も、内々の手蔓を以て物を贈り安否を訪はせ、十餘年の間一日も怠る事なかりけり。秋帆が憂き歳月の間に、一綫の望を繋ぎて其生命を存したるは、全く坦庵の力にてぞありける。

斯る中に星移りて嘉永六年と成りけるに、其五月某日と云ふに、坦庵は左の一書を草したり。

元諸組與力格長崎會所調役頭取高嶋四郎大夫儀、不屆これありて、弘化三午年中中追放仰付られ、安部虎之助へ御引渡し相成り候、然る處原來四郎大夫は、親の代より荻野流砲術を心掛け、師範罷在り、近頃は別して西洋の火術格別精密に至り候趣を承り及び、四郎大夫儀自己の失費を厭はず、長崎在留の和蘭人等に相學び、又は書籍を買求め翻譯を仕らせ、種々丹精を盡し、研究の上、これまで仕來り候流法の用立がたきを發明仕り、自然西洋火術御取用にも罷成り候はゝ御用立申すべき旨を其節の長崎奉行田口加賀守へ申立て、天保十二丑年、四郎大夫出府、武州德丸が原に於て大小砲打試し、幷に銃陣備立等見分仰付られ候儀に之あり、其以

前より私儀も素々砲術執心に付き、何流と無く夫々相試み候へども、品々差支へ、不便利にして實用に覺束なく奉レ存候　問西洋火術穿鑿中の折から、幸ひ御用向これあり出府仕り居り候に付き、四郎大夫へ入門稽古仕り度段伺書差出し、伺ひ中に、四郎大夫へ同人心得罷在り候火術傳來の秘事まで殘らず私へ傳授仕るべき旨仰渡され、其段私へも御達これあり、即ち皆傳を受け、四郎大夫より御買上に相成り候大砲、願の上拜借仰付られ、其後私儀、一旦御鐵砲方の御用仰付られ、尚また四郎大夫門人下曾根金三郎へ、浦賀奉行組與力同心敎示方仰付られ候程の儀にて、當今外寇防禦第一の要術神器を相開き候は、全く前書に申上げ候通り、四郎大夫儀御爲筋を專ら心掛け、數年の間自分の入用を費し、切瑳琢磨の辛苦を經たる故の儀、その段は實に容易ならざる大功と奉レ存候、且つ師弟の內にも、私儀は砲術の儀に付ては、一通ならず厚き世話を受け候恩義も之あり、何卒老後の見屆も仕り遣し度奉存候間、相成べき儀に御座候はゝ、出格の御許讓を以て、私方へ御引渡し仰付られ候やう仕り度、然る上は私豆州韮山屋敷住居の內へ圍を補理ひ入れ、家來を附置き、聊か不取締の儀これ無きやう仕るべく候、自然右願の通り

仰付られ候はゝ、火術の儀に付ては、私心得を以て相談仕り候儀も是あるべく、左候はゝ尚格別新規の儀も相開け、御用にも相立ち申すべきやと奉存候、之に依て此段御内慮奉願候以上

亞五月（嘉永六年）　江川太郎左衛門

是を懐にして、坦庵は川路左衛門尉を訪れ、何にもして此願書の進達を乞ひたるに、川路は姑く打案じたりけるが、足下の心底至極の尤もありて、我等も深く感服いたし候へども、秋帆の嫌疑は、今以て俗吏僚屬の間に於て消滅したるに非ず、然るを今足下より此願書を差出されなば、所謂死灰再燃の狀を惹起して、當に足下の爲のみならず、秋帆の爲にも極めて悪かるべき歟、先づは時機の來るを俟たれて然るべしと、忠告に及びたり。蓋し當時の人情は、概ね守舊を喜びて進歩を嫌ふが常なりければ、坦庵の如きも、進歩を說けるが爲に俗流に忌まれ、動もすれば其讒口に罹るの狀ありしを推知するに足れり、されば坦庵の苦心も其効なくて、秋帆は依然幽囚の中に在りけり。

然るに思はざる事よりして、此狀勢を一變したるは、坦庵が右の願書を草して川路

に謀りてより、未だ一月を經ざりけるに、此年嘉永六年六月三日と云ふに、亞米利加國の軍艦四艘突然江戸灣に乘入り、提督彼理かの國の全權使節となりて國書を齎し、武州久里濱に於て、幕府の要職有司に面會して國書を渡し開鎖の利害を說き、來春再渡して確答を承はるべき間篤と廷議を凝らされ、平和開國の國是を定め玉ふべしと嚴重に申立てたるぞ一大事件にてありける。彼理渡來に付て、幕府の騒ぎは左ながら鼎の沸が如くにて、江戸を初として、武藏相摸伊豆下總上總安房の海岸は、俄に諸大名へ仰せて其警衛を命せられけるに、二百有餘年の泰平に慣れたる悲さは、武備とては更に整ひたる狀も無く、急に商家に就て甲冑武器を買求め、用達に命じて足輕を雇ひ入るゝなど、恰も驟雨に會ひて板庇の雨漏を防ぐの光景、其笑止さは、目も當られぬ程の仕宜、たま〳〵武備整頓と誇顏せる大名も、其警備に繰出したる人數の行粧を見れば、或は小具足陣羽織にて皆紅に日出したる陣扇を翳せるもあり、或は重代の着長紺糸縅の大鎧草摺長に一絡したるもあり、滋藤の弓脇に挾めど、截符の征矢をば負ふや負はずや、大黒の駿馬に鞍置ど、鐙泥障を掛くるや掛ずや、伊達鞘掛たる大槍は旃檀柄より半朽ち、猩々緋の袋に入たる鐵砲は巢内の錆附たるを

何にすべき、三貫目の大筒は牛車に載せられて、陣道具と伍を同して引出され、百發入の火藥筒は人足に擔がれて、辨當箱と倶に相

並びたり、早打の注進、乘切の物見、櫛の齒を引くが如く、臨時の登城夜中の出仕、人橋を掛たるよりも繁く、凡そは日本六十餘州の騒動、喩ふるに物なかりけり。

亞米利加軍艦は、此月六月十二日を以て、一旦は出帆したりけるが、曾西亞軍艦四艘は七月十七日と云ふに使節布恬廷を戴せて長崎に渡來し、國書を差出して其返答を求めたり。東西の事變一時に集りたる處に、將軍家家定公の御繼承とは成たりけり。幕閣は亞國の書翰を急ぎ翻譯せしめて一讀に及びたれば、乘て期したる事ながら、思ふに勝りて手強き掛合ひ、日本政府にて此忠告を聽入なくば、兵力を以て迫りても、開國を促さん覺悟の文体、容易ならずと大に周章て、大小名に是を見せ、意見は如何と尋ねたり。和戰の評議は區々なれども、水戸殿老公初め諸大名旗本に至るまで、唯々拒絶あれ、打拂はれよ、祖宗以來の鎖國の制度、變更あらんは然るべからずと云ふ說のみ多くして、和親開國を云ふ者は寥々として五、六落には過ざりけり。薩摩、越前、彦根、佐倉等の諸藩は開國說なりき。閣老阿部伊勢守殿は、今日の群議は戰論に歸着して、攘夷と事定まるとも、目下の武備にて異

337218

國の軍艦を藏沈めんと、如何あるべき歟と內々にて江川坦菴に問はれけるに、坦菴對へて、和戰の決は國家の御一大事に候へば、其儀に付ては、太郎左衛門別に所見の程を改めて上申仕るべく候、但し目下、公儀は勿論諸藩の兵備にて、異國の軍艦を敵として戰爭に及び、勝利を得んと迚も思ひも寄り候はず、一戰忽に敗北いたし申す。べきは目前明瞭の御儀なり、去ぞも庙議にして御開戰と御治定あらば、勝敗は問ふ所に非ず、此太郎左衛門戰死以て君恩に報じ奉らんは素よりの覺悟にて候ふ、是に附ても、十餘年前より太郎左衛門不肖を顧みず、屢々海防の事ども建議仕りて候ひつるに、庙議は是を打捨て置かれけると、返す〳〵も殘念にて候ふと、落涙して申たりければ、伊勢守殿も實に太郎左衛門が申す通なりと思ひ悟られたり。但し伊勢守殿が此後ひそかに幕僚の重職に詢りて幕閣の內議を凝らし、亞國に對しては兎も角も應接の談判を開き、止を得ざる次第に由りては、和親の請求を一時は承諾して禍機を延すべし、內國に於ては一意に軍政を修め、攘夷拒絕を實行するに差支なき程に兵備を擴張すべしと內決したるは、坦菴が此答を爲したる上に、秋帆が一大長篇の意見書を呈したるに因れり、事は次章に詳なり。

坦菴は兵備擴張の今日、この機を失ふ可からずと、屹度思案して、松平河内守、川路左衛門尉を説き、秋帆赦免の願に付き其同意を得幕閣の評議も、其事に內決したりければ、此年八月日を以て、坦菴は表面一通の內願書を差出したり、其文に曰く

先年安部虎之助へ御預け相成り候ふ高嶋四郎大夫儀は、私砲術師匠にて熟練の者にて御座候間、見越の儀を以て申上候は奉恐入候へども、向後御預け替、又は此度重き御法會も御座候折柄ゆゑ、萬一御赦免に相成り候儀に御座候はゝ私へ御引渡し成下され候やう奉願候、御內含まで申上候以上

丑八月

江川太郎左衛門

坦菴は兵備の急務第一たる今日に於て、何んぞ秋帆はどの先覺を徒らに幽囚せしめ置かれて可かるべきと、身力を竭して說き廻りたる効ありて、此年八月六日左の如く遠せられたり

元諸組與力格
長崎會所調役頭取

高嶋四郎大夫

其方儀、出格の譯を以て中追放赦免安部虎之助へ取籠め置候儀も差免し、御代官

江川太郎左衛門へ引渡され候事

幽囚に一生を送ると覺悟したりける秋帆は、此赦免に會ひ事全く不意に出たれば、其嬉しさは喩へんに物なく、夢に夢を重ぬる心地して、是は抑何にと驚きたる折しも、坦菴は乘物昇かせて自から迎に來り、秋帆を唯一目見るより涙をはら〳〵と流して、老師、ようも無事にて此十餘年が間御命生て御坐ましけるよ、事の趣はゆるゆると申述べ候べし、疾々僕方へ渡らせ玉へとて、手づから助けて秋帆を駕籠に乘せ、其身は甲斐々々しくも駕籠に附添ひ、人の見る目も憚らばこそ、恰も海士の子が龍宮に入りて如意寶珠を取得たる心地して、悦び勇み、己が芝新錢座なる邸へ伴ひ歸りたりけれ。

坦菴は秋帆を座敷に招して、恭しく兩手を突き、扨も十餘年が間の御札明、御身の御不自由、御心の御無念、推察し奉るに詞なく候ふ、大恩ある老師の御身の上、太郎左衛門心魂を挫きて種々に謀り候ひしかど、且は其節の嫌疑の深くして、浮雲空に重なり、清風も是を拂ふに能はず、且は不肖の勢力の薄くして、微衷上に達せず、素意も徒らに背きたる計にて候ひし、然るに天道に私なく、老師の無辜は漸く露れて青天白

日の御身とならせ玉へると、此上の御儀や候ふべき、太郎左衛門生前の悦び此事にて候ふ、及ばずながら太郎左衛門かくて候ひぬる上は、御心安く思召し、打くつろぎて御身心の勞を休めさせ給へ、其上にて事の次第をも追て申上げ候ふべしと申たりければ、秋帆も涙を流して、四郎大夫、勤向に不行届ありて御咎を蒙りたると、固より此身の過にて候ひつれば、假令磔梟首の極刑に處せらるゝとも、敢て公儀に對して御恨を存じ奉るべき次第は候はず、曩に烏居甲斐守殿の不正の吟味詰に遇ひ、身に覺なき謀叛の大罪を企て、密賣の大禁を犯せる、極惡非道の者と羅織せられし時には、天道是か非かと、無念に堪兼たりし事も候ひしか、其後更に改めての御吟味に、至當の罪過を糺されて滅等の中追放、安陪殿へ永御預け、身首を保ちて一生を幽囚の中に送り候は、猶公儀の御慈悲と有がたき事に存じて候ひぬ、然るに老生天保十四年當表に護送せられて揚屋入と成たるより、今日まで十一年が間、間斷なき貴君の御芳志、衣食金錢の御心遣ひ、師弟とは申すでう、僅ばかりの西洋砲術老生が研究の事ども幕命に由りて御傳へ參らせたる而已の事をば、恩誼の好と思召され、骨肉も及ばぬ御信切、四郎大夫身に餘りて忝く、何の世にかは報じ奉るべきと存じ候ひ

しに、今日計らずも御赦免と成り、再び甦りて天日を拜するの悦び、是全く幕府格別の御恩にして、貴君の御執成に出る儀と承はり候ふ上は、御禮を述ぶるは後の事、抑〳〵何なる仔細ありて、此四郎大夫を貴君に引渡されたるか、遂一に語り聞せて賜び給へ、それ承はらぬ中は、四郎大夫身も心も休まり候はずと申したり。

左候はゝ、事の仔細詳に申し述べ候べしとて、坦菴は、秋帆が獄に繫がれたる禍の原因は、烏居甲斐守が守舊に執拗なるが爲に、一途に歐洲文明の新事物を我國に移し入るゝを忌み、是を以て無上の國害と思ひ誤りたるに起り、其近因は本庄茂平治が導火線と爲りて、秋帆を讒構し、烏居が此獄を羅織し、秋帆を大罪に陷れて、以て洋法砲術家および洋學者の一派に一大打擊を與へ、全く撲滅せんと欲せしに出たる事情を說き、幕廷は烏居の惡事露顯にて秋帆の獄を再吟味に及びたれども、猶秋帆の心事に就て多少の疑團を懷きたると、執法の俗吏等が、世間に對して誤判の譏を厭ひたるが爲に、故意に細疵微瑕を摘發して其罪を構成したる事情、それよりして世運は漸く多事に向ひ、海防砲術の事も要務と爲りたる折から、亞國使節彼理が江戸灣へ渡來したる事實、および魯國使節布恬廷が現に長崎に渡來して、幕府の返答

を待てる事實に渉り、兵備の急務を第一とするの今日に當り、幕議は漸〻坦庵の願を容れて秋帆を赦免し、不日に登庸の御沙汰あるべき內議ある事を語り、又西洋流の砲術および銃陣は、秋帆が幽囚中十餘年の間に益〻進歩し、秋帆が門弟たる坦庵と下曾根金三郎とが牛耳を執りて師範を爲し或は蘭書に就て研究を累ね、或は新規の砲銃を和蘭より取寄せて實試を積める事情をも語りて、秋の夜の更るをも知らざりけり、

（十四）秋帆の登庸

明れば八月七日、坦庵は、秋帆が十餘年間の幽囚に受けたる身体の窶れ精神の疲れを、數日の間保養させ、其上にて幕府へ申立んと思ひ居たりけるに、秋帆は朝疾く目を覺して、やをら身を起し、筋も骨も未だ屈伸自由ならぬを事ともせず朝餉の畢るを待兼て坦庵に對ひ、扨も昨夜の御物語にて老生差向の所用三ケ條あり、第一は貴君に對ひて再生の恩を謝し奉ると、第二には伊澤作州の許に參りて、往年老生が身首處を殊にせらるべかりしを救はれたる恩を謝し奉ると、第三には貴君が門弟を

訓練せらるゝ實況を拜見して、我國の砲術銃陣の進運を知り度事にて候ふなり、貴君の芳志は千萬詞に盡し難ければ、今日以後老生が行爲を以て志を表するの外候はず、扨第二の事は何に候はんと問ひたりければ、坦庵老師の御謝詞は僕あへて是を請るべきに候はず、僕が今日ありて、幕閣の御諮問を受け、聊か國家に報い奉る樣に相成り候ふは、是全く老師莫大の高恩なれば、御謝詞は僕よりこそ申上げ、向後の行爲を以て志を表し奉るべきなれ、次に美作殿御訪問は突然にては却て先方迷惑の恐あらんも計られねば、先づ僕より先方へ內々の問合を致し、其上の事に致させ玉へ、次に砲術稽古の御覽は、何時にても差支候はねども老師の御疲勞御回復ありての上の御事にて候ふべしと對へたり。秋帆、さあらば老生すでに朝餉を畢りて、別に所用も候はねば、是より直に敎場へ參りて拜見いたし度、苦しからずば御案內下させ玉へと、身を起したりければ、坦庵は押止めて、去とは御性急なり、御身は永の幽囚にて心体倶に疲れさせ玉ひ候ひぬ、殊に殘暑も未だ褪かぬに、赫々たる秋陽に照されて敎場に臨まれんは良しからず、御保養の上の御事で候ふべしと云ひける所に、庭の板塀の彼方に當り「小隊＝進メ―小隊＝止レ―肩へ＝筒―」など云へる小隊

運動の號令の聲、風につれて遙に聞えければ秋帆は耳欹て、あな勇しの號令の聲や
な、十二年ぶりにて聞つるぞ、餘人の耳には修羅の叫びとも聽ゆるか、我耳には瑤臺
の仙樂極樂の梵唄も是には過じと覺ゆるぞ、是聞ながら爭でか座して居らるべき
と、思はず立上り、踉蹌く足を踏締て、椽端に出て、柱にすがりて背延し、彼方を打見遣
たる眼光の鋭き音聲の爽かなる、精神自から溢れて、顏色忽ちに快活に見えたるは、
五十六歳の長者が前後十二年の永牢を出たる計の擧動とは思はれざりけり。左ま
での御執心に候ふ上は、御覽あるも却て御保養に候ふべし、いざ御案內いたし候は
んとて、坦菴は秋帆が手を執り扶けて、邸內の敎場へ伴ひたり。
秋帆の懽きは望外に出でたり。秋帆の悅びは言語に絕したり。十二年前の燧銃は雷
管銃に改まりたり。銃の製造は改良を重ねて全く一變したり。銃陣の運動は迅速に
なれり。其布置は變化自在になれり。號令の蘭語を何に翻譯せば、其氣勢を表し得べ
きと、獄中にてさへ思ひ煩ひたりしが、今は日本語にて十分に號令し得られたり。德
丸が原の調練には二小隊を募集するに難かりしが、今は江川の敎場のみにても、平
日すでに二中隊の人數を見たり。況て野戰砲の操練の如きは、其發射の速かなる、進

退の意の儘なる、豫想の反ばざりし所にて、忽砲臼砲の改良と云ひ、實丸榴彈の改造
と云ひ、見るとして盡く新奇ならざるは莫く、聞として皆徵妙ならざるは莫く、心神
茫然として自失する計にて、地上にむづと坐し雙眼に涙を泛べ、坦菴に對ひて伏拜
みたり。坦菴は急ぎ秋帆を助け起して、是はそも何に何にや何にや何にと呆れたりければ。
秋帆は落る涙を兩の袖もて押拭ひて、扨も我國の砲術銃陣かばかりに進みて候ひ
つる哉、十二年の星霜を經たる今日、これを拜見いたしては、浦嶋の子が七世の孫に
逢ひたる心地せられて候ふぞや、貴君繁昌にて御座しぬれば、老生すでに世に遠けら
れて候ひつるとも、砲術銃陣の事は猶その命脈を我國に存し候べしとは信じたれ
ども、斯までに進みて此發達あらんとは思ひ期して候はざりけり、此狀況を拜見
しぬる上は、四郎大夫今日死ぬるとも思ひ殘す事候はず、是と云ふも實に貴君の御
盡力に依て致せる所、その上に下曾根君の敎場も同じ樣にて、諸藩にも行はるべき
勢なりと承はりぬれば、日本國の兵制改革これより確かに其步を進みなば、將來は
歐亞各國と其衡を爭ふ程の强國に成り候はんと何の疑の候ふべき、神國の大幸あ
り難うこそ存じ候へと、人目も恥ぢず大聲揚て嬉し泣に泣かれければ、坦菴も、實に

國事大切と思召されての御感泣、今日こそ太郎左衛門老師の志を承繼て國家の爲に心盡しの効も知られて候らひけるぞやと、同じく落涙に及ばれたり。其座に居合たる人々は、是を見て、秋帆坦菴の兩先生揃ひに揃ひたる師弟の御心事こそ尊けれと感じ合へりけり。

斯て秋帆は、其翌日より甲斐々々しく裝束て、日毎に坦菴の教場に出て助教の若き人に對ひ、何にも銃陣の新法を教へさせ玉はれよと懇に賴み、身の疲勞を厭はいで、小銃肩に引擔き、十五歳より三十歳までの人の間に交はりて、銃槍の取扱ひ隊伍の訓練を學び、大砲なぞをも自から引廻して、教の儘に操練し、朝より夕に至るまで、更に怠りなかりければ、坦菴は益〻感じ入りて、生徒に打向ひ、卿等は我老師の御振舞をば何に拜見いたしつるか、此御熱心あればこそ、百難を排し萬苦を凌いで、我日本の砲術兵制の改革に著手し玉ふたるなれ、此太郎左衛門が師匠と仰ぎ奉つたる御器量、恐入つては候はぬかと、且は誇り且は勵まして、愈〻秋帆を尊敬に及ばれたり。

同じ月八月の某日に日次、幕府は兼て坦庵が申し請へる旨を採用ありて、秋帆を呼出し、改めて富士見御寶藏番格に召出され、新規百俵高に成し下され、御鐵砲方江川太郎左衛門の手に附き、砲術教授方相勤むべき旨を命せられたり。初め坦菴は秋帆が我國に大功あるを以て、突掛に御目見以上の格式を賜はり、下曾根江川等が上班に置かれん事を切望したれども、乘出に拜謁以上に叙任せらるゝ事は、儒醫兩道の外は、曾て幕府に其例なし、其上に秋帆は一旦罪科に處せられたる身分なれば、席以上の格式に召出さるゝさへ異常の特例たり、當席より次第に順序を經て進むるの外ある可からずとの評議にて、內實は此事さへ坦菴が切なる願意に面して、執持の重職等が、群議を排斥して閣老の決斷を得たる登庸なりければ、坦菴も、然らんには、秋帆は其勳功伎倆の比較に於て不滿あるとも、當分は堪忍ばせ候はんとて、扨は此御召出とは成たりけるなり。然るに秋帆は、刑餘の罪人たりし此身が再び幕府の士班に列すると此上も無き面目なり、何ぞ班列の高下俸祿の多少を論じ候ふべき、不滿なんぞ申す心底は聊も是なくて候ふ、但し今日我國砲術の進歩は此四郎大夫が企て及ぶ所に候はず、老境に臨み候ても大小砲を取扱ひて兵士の任に當り候ふは、素より此身の願ひなれども、教授方の御役は恐多し、御免蒙り度く候ふと、頻に辭退

に及びたり。坦菴は、否とよ、老師の教授方と云へるは、名義上の事にて、其實は老師が多年の勤功を思召されての勤賞なれば、心置なく御受ありて、將軍家の高恩に浴し玉ふべしと勸めたり。秋帆、左候はんには謹んで御請を申上げ候べし、但し師弟と申すは私事、今日よりしては貴君の屬官たる老生、昔日の師匠なれば、とて些とも御斟酌ある可からず、唯尋常の配下もて御取扱あるべしと斷りて、教授方の命を請け、其時よりして、高嶋喜平と改名し、毎日教場に出でゝ坦庵を助け、生徒の訓練に從事し、其間には己れ自からも坦庵より新式の事を學びて、孜々其業を勉強し、老の將に至るを知らざりけり。

坦菴が門弟等の中にて、心なき輩は、袖牽き指さして、秋帆の擧動の異樣なるを嗤ひたり。坦菴いはたと怒りて、汝等さる淺果の心底にて、秋帆先生の御事を批判するなぞゝは以ての外の事ぞもなり、先生の眼中には國家あつて師弟なし、國家一途と思ひ入り、國家の爲に竭さんとの御熱心なればこそ、砲術の大勳ある身が、甘じて此江川が手附と爲り、六十に近き老境にて、曾て前に教授したる者の弟子と成り、其又弟子に就きて教授せらるゝを厭はせ玉はぬなれ、此心英雄に非ざれば決して識り能はざる所、汝等宜しく先生の草鞋の底に着たる泥を乞受て懐中なし、以て丈夫國の爲にするの志を養ふ守にせよと、罵り誡めたり。又坦菴の門弟服部峰次郎と云へるもの或日坦菴に對ひて、高嶋秋帆は往年其砲術を我師に傳へたりとは申せども、其以來我師が非常の丹誠を以て、研究を重ね改良を加へ玉ひたればこそ、今日の盛大にも及びて候ふなれ然らば高嶋流と唱へんよりは、江川流と唱替へさせ玉ふと至當の議に候ふべしと申したりければ。坦菴は顔色を變て、汝奇怪なる事を申す奴よな、汝が師匠は、誰よりして其術を學び授かつたるか、苟も今日に於て、小銃を執り大砲を操りて砲術を修行するもの、誰か我老師たる秋帆先生の御恩に與らざる者のあるべきぞ、武士たらんずる者が、其原を捨て其恩を忘れて宜かるべきかと、大に懲し窘められたり。去れば坦菴は屬官とは云へ秋帆を遇するには必らず師弟の道を以てし、酒莚なぞ催す時には秋帆を上席に置き、己れは下座に付て酒殽を勸め、如何なる場合に於ても其尊敬を欠きたる事なかりければ、其門人等は云ふに及ばず、下曾根はじめ旗下の諸士にて砲術を修行する人々、誰ありて高嶋喜平と呼捨にする者なく、皆坦菴が詞に倣ひて、高嶋先生と呼び秋帆老師と稱するを以て通例の稱呼

とは爲したりけり。

（十五）秋帆の一大意見書

此時に當り、日本全國の士論は頻に主戰說に傾き、外患一たび其釁を開く時は、何なる禍害を招きて、遂に我國の獨立を危くするに至るべきか、夫等の前見は更に無く、外夷は砲銃の業にこそ長ずるなれ、短兵接戰の際に臨まば、我一以て彼が十百に敵すべし、弘安の役に蒙古十萬の敵を殲にしたるを見よ、文祿の役に朝鮮八道を風靡したるを見よ、慶長年間長崎に於て黑船を燒打したるを見よなんど、勝利の歷史を擧て今日を論じ、其氣燄當る可からざる程にてありければ、幕閣中には世論斯の如くなる上は、擯斥も亦或は良る可き乎と云ふ人もありて、和戰の間に依違したり。秋帆は大に之を憂ひ、我鎖國の制既に不可なり、況や兵備未だ整はざるの今日に於て、無名の戰無謀の師を起さんと、國家を滅亡せしむるの失擧たるに於てをや、余苟も國士を以て自ら任ず、如何が滿腹の意見を開陳して、幕閣の惑を解き、國家の大計を定しめずして良るべきやと、きつと心に思ひ定め、乃ち筆を執りて數萬言の一大

意見書を草し、坦菴に對ひて幕閣に進達あらん事を望みたり。坦菴これを閱讀したるに、我國今日の兵備は以て歐米諸國に敵すること能はず、是を知らずして戰議を決するは無謀なり、和親貿易は敢て恐るゝに足らず、幕府は宜く斷然として通交通商の國是を定めて、外國と和親を結び貿易の利を以て國を富まし、大に兵制を改革して強兵國たるの策を執らるべしとの趣意なりけり。坦菴は、秋帆の卓識を感嘆して曰く、老師の意見實に肯綮に中りて僕とても同說にて候ふ、但し今日の世論は專ら主戰說に傾き中々の氣燄なれば、左しも開戰の不可なるを知りて御座なる伊勢殿さへも、朝野の反對を慮りて、むざと主和議を決し兼て居られ候ふ程の狀勢、去かるに老師が憚なく此議を建言あるは頗る遠慮なきに似たり、具眼の識者こそ老師を知りて非凡の卓見に感服いたし候ふなれ、世間尋常の輩は老師をば猥りに夷狄を尊崇して其下風に立つ者と思ひ誤り、隨分惡ざまに非議する者も少なからぬに斯る建議を公に御差出し候はゝ、夫見よ、秋帆は神州をして膝を夷狄に屈せしめんとの冀ふしれものぞやと思り騷ぎ、國賊朝敵なんどの如くに憎み立て、折角十餘年の幽囚を出させ給ひける御身が、又もや不慮の禍に罹らせ給はんも知れ難う候ふ、兎角

は來春亞國の使節が再渡して、幕府の御確答を促し申すべき時機を待たせ給ひて然るべしと存じ候ふなりと、且は秋帆の身に過あらせじと翼ひ、且は時機に乘じて此建議を呈出せん事を望み、辭を盡して諫めたり。秋帆は篤と聽畢りて、老生が一身を思ひ計らせ給ふ貴君の御芳志、身に取り過分に存じ候ふ、去ながら男兒國に報ずるの志を懷きて危急の際に立ち、一身の安危を慮りて、是を傍觀する事の候ふべきか、弓矢取る身は、思出のと乘て言置べきものにて候ふとは、昔より武士の覺悟と申傳へて候はずや。高嶋喜平この意見を申述ぶると、一身の功名を博せんが爲ならねば、一身の禍害も敢て恐るゝ所なし、時機に投じて封事を奉るは策士の所業にて、國士の屑とせざる所なり。但し貴君御取次ぎ下さらずとあらば、據なし、老生自から伊勢殿へ持參いたすべしと言切て、思ひ止まるべき色も無かりけり。坦庵仰せ誠に御尤に覺え候ふ、左までの御決心に候ふ上は、僕何とて止め奉るべき、素より同じ意見の事に候へば、僕も亦別に一書を草して鄙見を陳べ、此議御採用あらん樣に盡力し、老師と倶に進退仕るべく候ふと答へ、秋帆の意見書に曰く

恐ながら謹で申上げ奉り候。去る卯年天保十四年以來度々異國船渡來して、專ら交易を願ひ、當年も嘉永六年亞米利加魯西亞等、浦賀長崎に渡來して、何れも交易を願ひ候趣微賤の私、愚見を申上候は、身分に出過て恐入たる仕合、殊更多年の幽蟄中、世間の事情、當時の形勢をも相辨へず候へば、差控へ申すべき筈に候へども、世間の風說を傳聞するに、來年安政元年二三月にも至り候へば、戰鬪相始まり候なぞ申し觸し、據所なき筋に相聞え候。隨て交易筋願のみの儀に候はゝ、干戈を動かさゝると、深遠の御籌畫と奉存候、自然兵端一たび開けて外患ある時は、內訌必らず生ずると、古より是ある儀に候間、生民塗炭の禍を免れ候樣あり度と望み、忌諱に觸れ候を願みず、心中遺らず左に奉申上候。

一天保年間、長崎に於て、和蘭加比丹（交易事務官）ニイマンと申すものが、新に持渡りたる大幅の三輿地圖を其廣間に掛けたるを見て、諸國の風土等を尋ね、淸國の事に及び、歐邏巴諸州、廣東へ商館を建て、各々彼に服從して、其制を請るは、痴鈍の國と雖ども、大國にして武備盛なるを以て、侵掠すると能はざるが故かと相尋ね候所。ニイマン答へて、淸國を侵伐して我有と致し候は、誠に易き事にて候、三ケ年を

勞せずして、歐邏巴の物と爲し候は相違なく候へども、餘り大に過ぎ、宜き取頃と申すに是なく、一旦は清國を掠略いたし候とも永久相保ち候は相成り兼候、和蘭國などは、一國の兵を移し候とも、尙不足に是あり、尤も歐邏巴三四ヶ國申し談じ候て、配分いたし、領地に仕り候はゞ、永遠相保ち候事は相成り申すべきも清國は西洋諸國の田畑の如きものにて候へば、此儘に差置き、有無を交易して、互に利を得、國用を辨じ候方よろしく、皆國民を養ふ爲の事に候、清國は大國なりと雖ども、是を攻取るは易き事に候と相答へ申候。其後三四ヶ年を歷て、清國に於ては、鴉片一件より事起りて戰爭に及び、清人ども平生は下輩の者と雖ども、自國の外は都て禽獸無智の者のやうに思ひ輕蔑仕り候所、水陸共に一戰の勝も之なく、却て敗衂のみにして、其敗衂の出て候處は、都て火器の爲に御座候。清國は明を併呑仕り候程の儀にて、戰場に火器を相用ひ、火器の戰鬪に利用多き事も相心得て、康熙帝自製の大砲も是あり候へども、明に勝たるを砲術の極と思ひ、太平に至りては研究仕り候者も無き處より、英國の砲陣に敵對すると能はず、遂に敗極り和を乞ひ、金を出し、國削られ、居ながら降を乞ひ候も同樣の儀、實に國体を失ひ申候。然るに

皇國火砲の術は、文祿朝鮮の役に初めて相傳へ、其後幾程も無く昇平に相成り、昇平中に相開け候儀に付き、未だ戰場實地の經驗なき所より、正法と存候も、皆華法の類に候て、戰場の便否には貪着仕らず。譬ば拾匁筒を重厚に拵へ、目込に仕り候て、厚物を打潰し候と。何にも正法に相聞え候へども、戰場の得失は一人一術とは違ひ候儀にて、研究不足の事に候。且つ三匁五分等の小筒は足輕筒、拾匁以上は侍の打べき筒と定め、拾匁筒を持筒などゝ唱へ候へども、先手足輕にこそ遠に及び候利用多き筒を相用させずしては相成らず、侍は鎗間に至りて打候心得なれば、三匁五分の筒にても短用の功は是ある譯に候所、筒に名分これあり候も、攷究の足らざる故に候。角場十五間、角の中り外れにのみ屈托仕り、或は無用の遠きに及ばせ候を主と仕り、皆砲術の開けざる所より、彼に侮を受け候。右英國に對し候時は矢はり清國の火器も同樣に候。夫に付き相考へ候へば、彼が我邦に對する、其長ずる所に從ひ、如何なる功夫を仕り居り候やも計り難く、短兵接戰に長じたる國と存じ候節は、其長ずる所に就て、砲陣陣勢も必らず相改め、勝算を握り候を專一と仕り、古法に固着仕らず候間、本邦に於ても、深く御神算を運らされ度候。敗衂を

招くは、己に恃む所ありて油断仕候より生じ候儀にて、刺撃の術に長じ、火縄鉄砲を以て懸針を射落し候とて、當今異國の砲戦に對し

ては、中々萬全の師とは相成り申す間じく、砲陣大隊に對し勝算ある所まで、詳明に仕り候上に是なくては、合戦は相成り申す間じく存じ奉り候。清國は大に過ぎ候て能き取頃と申すに無之との説に至りては、深く考ふべき事と奉存候。

一清國は、二百餘年の昇平に馴れ、武備荒廢して敗衂を取り候様に申せども、敢て左様にも是なく前明の政弊その殷鑑も候へば、別して武備には心を用ひ、滿州蒙古漢軍の廿四旗を以て、二京十八省に分ち、總軍八十餘萬人、この數は清初の事にて當今は百餘萬の數にも及び候由にて、武藝練熟の者は、文官同様に及第仕る由に

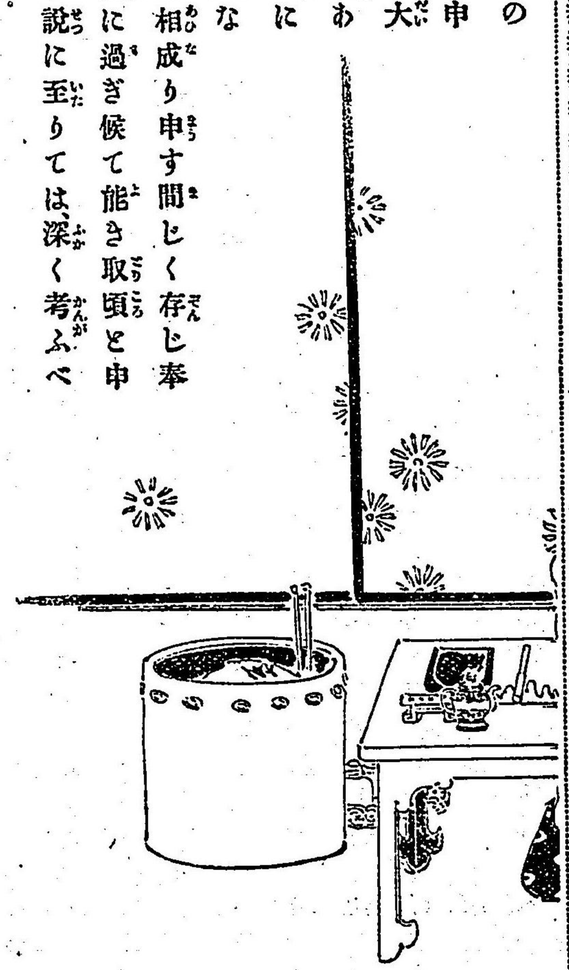

候へば、戰術にも餘ほど骨折り候と承り及び候。本邦にては、諸侯がた甲冑を着て調練あると、是まで承り及ばざるに、清國に於ては、三歳に一度大閲を執行ひ、皇帝甲冑を着け刀を佩き、玉公大臣八旗の將士軍丁に至るまで、甲冑を着け、驍騎、護軍前鋒火器營等の諸隊ありて陣を爲し、金鼓、旌旗、號砲等の相圖は勿論、進退周旋すると九度、第十度に至れば、礮を列ね齊しく發して更に間なく、金を鳴らせば即ち止み、是より振旅の手續と相成り申候。是等は年來相欠け候儀も無之殊に邊寇の戰鬪は度々にして、國中の戰爭には時々戰捷も是あり候に付き、陣營戰法皆是に て事足り候とのみ相恃み、油斷仕り、廣東に於て歐邏巴諸州の者が交易利潤の爲に清國を尊敬仕り候を見て、是れ聖人基業之國と申し、殊には滿漢二國を一統し世界中の大國たるが故なりと恃み、他國を蔑視して四夷八蠻臣服すると相心得て、外國の强盛なる事には更に心附かず、林則徐暴威を振ひ苛刻の取扱を仕り、是が爲に兵端を開き、居ながら降を乞ふに至り候も、全く我强を恃みたる油斷より生じ候儀に有之候。畢竟は、清國脆弱の艨艟、古制の城堡、火器は佛狠機、將軍礮、震天雷、地雷、噴筒、火桶等の類、火繩鐵砲に三匁五分や四匁の鳥銃を以て、彼の水戰には

堅實厚大なる戰艦に猛烈なる火器を備へ、陸戰には、節制精明練熟の銳兵を有したる英國に當り、その剛敵を引受け、三ヶ年の戰爭は、大國にて兵數も夥しき故か と感心仕り候。然るに我國の兵數は清國に較べて甚衆寡如何これあるべきや、勿論清國の弱兵とは違ひ候へども、古戰の趣を以て相考ふれば、驍勇の士と雖ども火器の爲には力を施す所なく、敗軍に及びたる例も有之候、況て當今の火器に至りては、古と違ひ、奇功彌々究まりて便捷猛烈の火器と相成り、其效力大に違ひ候所より陣制戰法も是に從つて改まり、古の戰場に用ひたる火器とは比較相成り難く候。然るに我五十騎一備を以て申し候時は、實戰の數に至りては、從者まで一軍五備凡千人にも及び申すべし、是等は日々糧食を費して戰ふ者は半を過ぎず、外敵に對して合戰相始り候はゝ、此中先手三四匁の鐵砲漸く三十挺のみにて、弓廿張ありても未だ其用をなし申さず候、彼は千人千挺の鐵砲にして無用の手明なく、彼が打出し候步數と我打出し候步數とは、長短大に差ひありて、我に十分の害を蒙り候節も、弓は勿論、鐵砲も未だ其用を成し申さず、加之三十挺の鐵砲と千挺の鐵砲とは、孰れが害を受け候と多く候や、長柄騎馬後備に至るまで、手を空く

して、徒に彼が標的と成が如く存じられ候。假令變に應じて勝を制するの軍法あ
りと申すとも、小筒幷に弓等は、其及ぶ所の力に定りありて、別に秘術は是なき事
に候間、改むべきを改めずしては、我の用ふる所と、彼の用ふる所と、強弱遠近遙に
差ひ候へば、勝敗如何と心配仕り候。又魚鱗鶴翼、如何なる嚴陣を布き候とも、敵間
の頃合よき所にて、地中より湧出し候事は相成がたし、小筒の効力ある所まで押
進み、陣形を立て候中には、味方を損じ候儀も少なからずと存じられ候、去とて又
拾町ぐらゐより直しくらに馳込候儀も相成がたく、馳込み候とて、呼吸相逼り候
ては十分の働は出來まじく候間、先手小筒より改め申さず候ては相成ざる儀と
奉存候。水戰も斯の如きものにて、前中後兩翼等、船列正しく陣形を爲し、中軍の指
揮に從ひ、進退聚散自在に相成り、正奇端なく相進み候とも、敵間の頃合よき所に
て、水中より湧出て候術も無之、いづれ十町廿町より漕出し申さずては相叶はず候
所、彼が船上より打出し候玉は、先手の船に向つて戰を始むると申す定法は無之、
前後左右の手分を以て打出し候に付き、何なる良陣の法あるとも、陣形は皆無用
の物と相成り、中軍先に沈沒する時は、令を下し候者無之と申すものに候、到底堅

實の軍艦放射熟達のもの數多これ無ては、異國との水戰は相成り難く候。是等を
申上候は、所謂釋迦に說法とも申べく候へども、諸向悉く釋迦に相成り申さず候
ては、勝算は計り難しと奉存候。譬へば、本邦へ兵を向け候とも、清國へ差向け候程
の軍勢は之ある可く、左候時は、我が兵士、刀槍の術に達し、勇氣にして奮戰いたす
可きも、水戰には力を施す所なきに付き、一切の器械相揃ひ申さゞる中は、利を失
ひ候迄にて、合戰如何と心配仕り候。戰爭相開け候上は、敵船は三艘四艘の船には
無之候間、篤と御功夫あらせられ度奉存候。

一豐臣氏、征韓の役は朝鮮の兵を以て嚮導と爲し、明を併呑するの趣意にて、朝鮮も
し命を拒まば、鏖滅して遼東より直に北京を襲ひ、明を奄有し、其土地を割て諸侯
功臣に予へん、是を算すること已に熟せり、難きに非ずとの事のよし。朝鮮八道に向
ふに、西南四道の兵を八軍と爲し、水陸の軍十五萬人、遊軍六萬人を以て應援に備
へ、東北三道の兵を以て自衛とすと之あり候所、我兵源平以來戰鬪止む時なく、數
百年打續きたる戰時にて、元寇天正に至りては、彌々練熟精銳の兵と相成り、開闢
以來尤も强盛の時にて候。朝鮮は代々唐國に服從仕りて、爭ひ候事も無く、兵禍こ

れ無き國にて、實に羸弱なる兵、明の援兵と雖ども、二百餘年の昇平に政を失ひ衆心離散の時にして、邊窓の合戰は之あり候へども、戰鬪不練の弱兵、壞垣を推すが如きものに候。我精銳練熟の兵を以て、彼が太平備なきの弱國を伐ち候ゆゑ、戰はずして潰へ、守を棄て遁走するの類にて候間、一舉して朝鮮を從へたるも、是は我至強の時を以て彼が至弱の時を伐たる故に候。右樣に練熟の兵にて候へども、朝鮮の將李舜臣が、大砲を以て我船を打碎き候に付ては、本多康親は是に死し、脇坂安治は苦戰して其衆を亡ひて退き、陸軍と合し候策應も相成らず、石田三成は馬灘に敗れ、蜂須賀は龜尾浦に破られて候。明の援兵來り候ては、李如松火器を以て平壤を攻め、一日の合戰にて所々を陷いれ、死傷甚だ多く、小西行長守を棄て即夜潛に衆を率て遁走いたし、毛利秀元、加藤光泰、細川忠興等の七將も皆晋州を攻て大敗いたし候後役にも我將菅正、陰碧波亭下に戰ひ、李舜臣大砲を持來りて攻め正陰敗死いたし、嶋津正弘八壘を築き候所、數壘を攻落され、彼が新寨を攻むるに至り、木砲を以て大門及び城墻を摧き、我城兵殊に死戰いたし、至極危く相成り候所に、彼が砲炸て煙四方に迸り、明軍大に亂れ候折から、其機に臨み衝入候間、漸

く勝軍に相成りて候。是は明軍火器の取扱方の拙き故にて、左も是なくば、我が敗軍とも相成べく候。此ノ如く互に勝敗も之あり候所、凡そ刀鎗の働きは朝鮮の役に過たるは之ある間じく戰場練熟の將士、一卒と雖ども弱兵なく、忠勇を盡して奮戰いたし候へども、前後七年の合戰に、明韓の兵に防がれて、遂に明境に入ること能はざりしは、遺憾の次第に候。今の清國は滿漢二國を合せ、其頃の明に較べ候へば、一層の大國にて候を、英國これを攻め、三年に過ずして降を乞はしめ候は、何に長じたれば、斯の如き勝を制し候や、我國の征韓に較ぶれば、大に優る所あるが如し。是を以て相考へ候時は刀槍刺擊の術に長じ候とて、恃には相成り難く、火器の精銳と練熟の者多く、之なくては、當今異國の合戰には甚だ危く奉存候。豐臣氏は天受の雄才大畧にして、ニイマン」は凡庸の賈人に候へども、唐國の實勢を視察して、永久保ち難しと云ふ一事に至りては、豐臣氏の上に出たるが如し。是れ豐臣氏が唐國に對して穿鑿の足らざる所ありしが故と奉存候。

一慶長十四年己酉五月、有馬氏が黒船燒討の擧を以て、異國の船は容易に燒討の出來候ものと相心得候は、甚だ料簡違の樣に奉存候。右入津仕り候黒船と申せしは

亞媽港仕出の商船にて、本邦を襲はんが爲に來りし船にわらざれば、武備の手當は固より無之候、外國の風として、商船と雖ども、海賊を防ぐため、石火矢少〻は備付け居り候。其頃有馬氏より異國へ仕出の船、洋中にて破損したるに付き、亞媽港地に寄せて修理を加へ候砌り、螢人と喧嘩仕り、一船乘組五十人悉く殺され候由然る處、その後長崎へ入津の亞媽港船に、先に喧嘩いたし候者乘組居り候と申す儀承り及び、討取方の儀を公邊へ御願に相成り候所、一船の內には罪なき者もあるべき間、加比丹を捕へて推問いたす可しとの御下知に相成り候。其事黑船に洩聞え、夜に紛れて逃出し候を、有馬氏聞付て、兼て用意を致したる兵船並に燒草船數百艘を出して追掛候、黑船は風なくして逃ると能はず、勝敗を決せんとの趣意にても候ひしや、碇を入れ、追船を待受け一戰に及び、遂には定例の通り、彼國風の討死として、船中に籠へたる火藥に火を點じ、討死いたしたる事にて候。黑船の人數は總にして、有馬氏の死傷は千餘人に及び候由、全く商賈の爲に入津仕り、不慮の儀に遇ひ、恐怖して逃出し候位の事にて候、亞媽港は勿論、西洋と雖ども、其頃までは航海幷に砲術も都て相開けざる時にして、殊に只一艘の商船にて、燒討出來

たるも、彼より自焚いたし候故に、右樣の戰捗とも相成りて候。當今の西洋にては海軍諸術も相開け、且つ戰闘の用意を致し、數十艘押寄せ來り候を、燒討なぞ申す事は出來べき儀に之なく、紙上の空論までに候。一艘の軍艦と雖ども、我漁船等の小船を以て圍繞いたせば、其小船を乘沈め走り出て申すべきに付き、燒討の手段は全く無用の事と相成り申候。今に於ても我國の兵を談ずる者等は、南塘が水戰法に倣ひ、小船を以て大船を圍繞し圍攻いたし候積りに候へども、南塘の戰法は倭寇の大船に大砲なきに對して出たる策にして、彼が火砲の技は拙かりしと雖ども、間近く接して打碎き候程は出來候ひしならんが、當今の西洋軍艦は三百目や五百目の筒にて打洞し候事相成がたし、此より打ち候筒、効力烈しく候間、未だ近寄り申さゝる內に打碎かれ申す可く候、且又彼船は進退自由の働も仕り候間、不利と存じ候節は、疾く洋中に退き候事と奉存候。兵家燒討の良策は、空船偶人に對しては其法行はれ申すべきも、彼も智惠ありて大砲を初め、諸々防守の法備はれば、容易に燒討は出來間じく候。異國船襲來り候は、一二艘の船に限り候如くに存じて、考へ出したる兵家の戰略に候間事に臨みては、大

なる違ひに相成り、小事にては之ある間じく候。黒船の一捷を以て特と仕り候は甚だ迂濶の様に奉存候。彼より輕侮を受け候は、彼にあらずして皆我に在る事に候間、何事も穿鑿行屆き、戰備相整ひ候上にて、御英斷御座候やう仕り度奉存候、一寛永十四年の嶋原一揆は、大阪落城を距ること僅に廿四年にして、瘡痍未だ愈ざるの時にて候。然るに一揆の勢は百姓貳萬八千九百餘人、都合四萬貳千餘人にて、實地に相働き候者六人相加り、女子童壹萬八千三百餘人、内浪人にて頭立候もの十五人、有馬、鍋嶋、黒田、小笠原、毛利、水野、寺澤、松倉等、九州の諸侯、皆武功の大將にして、其臣下にも實戰を經たる者共ありて、其勢拾六萬餘なりしが合戰の度々利を失ひ同く十五年正月元日、三番攻の節は、寄手總勢廿六萬餘、總大將の内膳正殿は、大坂御陣に於ても有名の御方にて候所、賊城の櫓下まで押寄られ、鐵砲の爲に戰死に相成り、手勢いづれも討死いたして、賊城を拔き候と能はず、松平伊豆守殿下向の後も一揆これ無く、貳萬餘の百姓勢を伐ち候に廿六萬餘の大軍を以て攻たれども、二百餘日が間落城いたし申さず、然るに逆賊は兵糧玉藥も盡果て、最早籠城の術

計これ無き處より、討死と相定め候ゆゑ、落城に相成り候、もし兵糧玉藥十分に蓄へ候はゝ、急に落城は覺束なしと存じられ候、寄手の討死は三千人と申したれども、内實は其數計り難き趣にて候。然るに我兵家の中には、西洋人を我足輕百姓町人等に比して蔑視仕り候者も是あり候、蔑視仕り候は差支なく候へども、其爲に手輕に思ひ、防禦行屆かざる向も是ありと奉存候。且らく假に西洋人をば、嶋原一揆の百姓と同じ程の者と視候ても、此位の兵力は之あるべく、殊に彼は海上の堅城を以て、形勢を選び、險に據り、進退周旋に自在を得、猛烈の火器を十分に相備へ、防守の法も精究仕り居り候に付き、容易に乘入り、短兵急に接戰仕り度も、其儀は相叶はず、蒙古幷に朝鮮の船なぞの類には之なく候間、是等の先例を以て勝を制し候樣に存じ候ては、所謂杓子定木に相當り候事と奉存候。僅か四五艘の異國船にても、嶋原一揆には優り候と知る時は、格別に厚く御用意なくては、勝算如何と心配仕り候。疆場の責ある者は、實に據りて以て對へ、實に從つて力練すること申し候へ、本邦は天然の險にして、四面滄海を環らし、暗礁四方に蟠り、海岸は都て遠沙淺洲なるを以て、異賊の船艦は近づく事を得ず、加ふるに、人皆勇悍勁捷にして

利及堅甲刺擊の術に長じ候なゝ、專ら稱贊仕り候が、其說の通りならば、特とも相成るべく候へども、實地とは甚だ齟齬いたし、信じ難き廉も候間、是を特と致し候ては敗を招くの端緒とも相成り申すべき哉。本邦に生れて本邦を尊敬するは、臣子當然の義に候へども、夫も事と品とに寄り候、既に明人が、其下も亦諛辭を爲して其上を悅ばしめ、而して懈を貪る、是故に其勝往々敗端と成ると申せし如く、諛辭を呈して在上を悅ばしめ、己れが譽を取らんと只〻心掛候は、昇平の弊風に候、苟も國家の安危に係る事は、實に據りて言上仕り度ものに候。累勝之卒と雖も、之を取する未勝に倍すと申す位に、心を大切に用ひてこそ、勝軍とも相成り申すべきに、只〻夷狄を弱きものとのみ心得させ候は、全國に油斷を敎ふる譯に相聞え、隨つて防禦の手當も行屆かざる塲合に當り、卒然の變これ有り候はゝ、如何と懸念仕り候。夷狄の强盛を知らしめては、人心先づ怯して、戰はざるに敗るなど心得候ものは、是れ僥倖の捷を希ひ候道理にて、事その意外に出る時は、敗北仕る より外なし。畢竟個樣なる儀は、其時に臨み、一時の權道にして、平生に於ては强盛なる者は、其强盛なる所以を示し、以て其右に出る樣に、專ら攻究して、萬全萬勝の

國と仕り候と、皆在上の鼓舞に依る儀と奉存候浮氣の勇、華法の術は、特に相成り難く候間、實心の勇、實正の術に相成り候やう、希ふ所に御座候。

一本邦は孤立の國に候へば、彼を防ぐには、彼を防ぐの具を設け、彼に十倍の兵力を有せざれば、安心は成り難く候。本邦武士の氣風として、性命を惜まざるを貴び、事あるに臨みては討死とのみ、各々覺悟仕り居り候へども、婦女子も怒に觸れば身命を捐候ものなれば、命を捐るばかりは易き事に候、本邦の武士が、外夷の砲彈に當り千百相次で續々生命を捐候とて、勝軍に相成り候とは差極がたく候、詮ずる所は外夷の爲に我國を奪はれざる樣に、生命を捐て力を盡し、以て其效を奏すると大切の要旨に御座候、如何なる勇士も、君に率じ義に死するの具なき時は、所謂乳犬虎を犯し、伏雞狸を搏つ、鬪心ありと雖も、之に隨へば必らず死す、徒に我衆を魚肉にする者なりと申たる如くに候。されば軍艦巨砲の戰具相整ひ候上は、思召の通りに御塵戰あらせられ度く希ひ候へども、夫等は未だ更に相整ひ申さず、特び所は僅に臺塲のみに御座候、陸地に長蛇の陣を布き、弓馬槍劍に棟達の勇士相守り候とも、異船より打出し候彈丸に、其堅陣を打碎かれ候時は、一頭兩尾相應

し候事も相叶ひ申さず、勇士は空しく拳を握り候迄に候、是等の利害にも通せずして、異國との合戰には武藝第一と、專ら柔術などよる骨折出精いたす者も之あり候、柔術もとより無用の技に非ずと雖ども、對外の戰爭には、場合違とも申すべき歟、今日の軍備は、斯の如き類のみ多くして、水軍の戰器は中々相整ひ申さず候間、勝敗如何と心配仕り候。只今の急務は大砲にして、其御世話も候て、大砲は先づ可なり出來候間、大砲の精器は是ありと致し候ても、精藝の者は未だ甚だ少なく候へば、大砲の一事すら連續したりとは申し難く候。抑〻弘安の蒙古は戰捷と申すには無之、その後、明、朝鮮、亞媽港人に向つては、我國の神武を試みたれども、歐邏巴人に向つては未だ一戰の鋒を交へたる事これ無く候間、明朝鮮の例には參り難く候、我一を以て彼十に當ると申す事は、我が精銳の兵を以て、太平に狎たる明韓の弱兵に當りたる古例の史談に候へば、今日我太平不練の時を以て、歐邏巴人に向ひ候比例には決して相成り難く候、況や西洋諸國にては、水陸の戰法を訓練して其用意尤も相整ひ候へば、御一戰の儀は四五年は御見合せ御座候やう、伏て祈り奉る所に候。

一來年渡來の亞國船、一戰にて殲滅いたし、提軍に相成り、亞國其御武威に畏縮して再び覬覦の念を斷ち候はゝ、希ふ所に候へども、彼等一旦敗衂仕り候節は、同盟諸國より加勢の兵を出し候儀も之あるべく、且つ亞國は大國にて候へば、再擧して會稽の恥を雪ぐの計を運らし申すべく、其上に魯國英國等の諸國より軍艦を差向け、本邦の所々を衝き候時は、追々手に餘り候樣に相成り、我武士勁提勇悍なりと雖ども、諸侯の兵數に限りあれば、衆寡敵し難きに至り申すべき歟。必定その戰鬪連年に涉り候時は、鐵砲石火矢は姑く相揃ひ候と致し候ても、第一懸念仕り候は國中の火藥にて、一ケ年の戰鬪にも足り合ひ申す間じく候。諸國近來の振合は心得ず候へども、近國にて、硝石製造所一ケ所、一日の煮上高一日四五貫目位の物に相當り、夫とても年分間斷なく、其高に上り候には之なく候。殊更諸方にて稽古の爲め、日々打捨候高も少からず、國々にて盡く硝石製造いたすにも是なく候間、硝石甚だ乏しと奉存候。然る處諸向にて鐵砲鑄造あるに從ひ、砲數に較べ候へば火藥は益〻足り合ひ申さゝると現然に候。火藥は海防第一の品に候へば、和蘭國などにては、過分の火藥を貯へ、平日硝石丘を掘へ、人造硝石を過分に製し置き、猶

其上にも、硝石代料引合候はゝ買取たき旨を申出候はゞその儀に候。砲戰の次第、火藥の用意は、御方略中に是あるべく候へども、國々の便利に從ひ、硝石丘を拵へ立て候やう仰出され、二三年の中には、多分の硝石相備はり候て、可なり相嚢へ候やう仕り度、この儀急務と奉存候間、存じ附き候まゝ奉申上候。

一一戰も致さずしては、彼が兵威に懼れ、彼に弱を示し、御國威相衰へ、御恥辱と相成り候との論議も相聞え候へども、兵道は勝つを要と仕り候、其遲速は時に依りて變じ候へば、戰期を延し候も、御籌畫の一策と奉存候、所謂其鋭氣を避けて、其惰歸を擊ち、戰はずして人の兵を屈する者なりとの古言は、戰場のみならず、只今相用ひ候て然るべき時かと奉存候。清國が英國の爲に脆く敗衂仕りたるは、彼西洋人が大に志を得る所にして、本邦の戰法の稍々清國に似たる事も承知に候へば、清國に對して握りたる勝算を以て我に臨み、我好まざる交易等を願ひ、其成否に由ては或は不敬を働き、我より兵端を開かせて、遂に戰爭に及び、掠奪いたすべきの趣意と申す事、事情その通りに候はゞ、彼が心術は實に憎むべき事に候へども、其憎むべきに堪へずして、我より釁を開き候時は、彼が術中に陷ると申すものにて候。

此處御功夫第一と奉存候。尤も彼が術中に陷り候とて、我に確乎たる勝算さへあらば、聊か心配なく候へども、未だ海防向御全備なき所にて、一度合戰相始り候時は、早くも四五年は休戰相成がたく、硝石は勿論、糧餉等も如何あるべきや、恐らくは三年の蓄ある御向は是ある間じき歟。抑々攻城には攻城の器械を要する如く、夷狄を防ぐには夷狄を防ぐに足り候程の軍備、盛に整ひ申さずしては相成がたく候。然るに我長と彼短とを比較して勝算を定め候は、是れ皆紙上の空論に候、水戰に至りては、攻城よりも接戰し難きを以て、短兵の勇氣も施すべき所なく、空しく彼が砲丸に我兵を失ふ迄に止まり候は、何にも殘念の次第に候間、御軍備相整ひ候までは、一戰御延引に相成り度候、自然一戰に及び、半途にして兵を紓べ候事に至りては、御國体を失ひ候外は是ある間敷と奉存候。彼西洋の砲術、陣制、戰法は皆一國一流にして、國家の爲に力を竭し、戰闘の度々、戰後に至り候へば、其非を改めて、專ら精究仕り候間、命令も能行屆き、萬人一心とも申す可く候。然るを神武の我國にして、却て國家の安危に係る儀をば置て論ぜず、只〻自己の門戸を爭ひ、一身の利害を以て可否を議し候ゆゑ、料簡も區々にて、從つて諸事の研究も行屆ざ

る樣に相成り候。先づ本邦今日に行はるゝ陣營の体は、凡そ長崎表に於て見分仕り候に、壹は數百の旌旗を建て、夜は數千の挑灯を懸渡して、勢衆軍威を示し、軍船には旗、吹貫、弓、鐵砲、數槍等を備付け、船を列ねて嚴整に相繋ぎたる形容は、恰も源平水戰の繪畫を見るが如く、至極武威盛なる樣に相見え候へども、彼が砲戰實驗の眼より見れば、却て可笑味ある趣に相聞え候間、竊に其意を探り候所、旌旗、挑灯の盛なるは美事にして、玄かも大砲放射の照準の便には宜しく候、列船陣形を爲すと雖ども、一船一發の玉を受け候時は、萬衆倶に沈沒いたす可く候、弓は西洋古代に棄て、火繩鐵砲も戰陣に不利なれば棄て用ひず、弓矢を用ひ候國は、未だ戰理の開けざる國の證據に候、臺場の築造、煩臺砲車の製作に至るまで、日本は有用を棄て無用を飾り、更に實地に力を盡さゝる國なりと思ひ候とて、竊に冷笑いたし候由に候。斯る輕侮を受け候も、其理なきに候はず、旌旗挑灯を以て、勢衆を示し軍容を張り候は、孫吳時代火器なき時の策にて、只今にては遠く隔り候とて、砲丸は飛び來り候遠目鏡一本あれば、敵の虛實衆寡は相分り候間、刺擊の術に長じて人勇猛なりと申すとも、水戰に於ては勝算定め難しと奉存候。彼が軍艦には、猛烈

の大砲數十門を相備へ候處に、我水戰法にては、百石積の船は五百目筒を限るなどゝ定め、夷船の厚薄も知らず、洞貫の力を試みたる事も無き術者の空想は、決して恃に相成り申さず候。當今の如く御世話も候て、砲術彌〻相開け、何時にても實地の合戰相成べき御用意さへ整ひ候へば、假令交易御免に相成り候ても差止め候事は、何時も出來仕るべく候間、今日の所は、兵端相開け申さゝる樣に取扱ひ、御用意向は當時の振合にて四五年相送り申度、其上にては思召し通りに御英斷御座候やう仕度奉存候。

一體夷互に有無を通し、交易仕り候は、彼國の常にて、此品を以て彼品に易へ、其利潤は互の事にて、敢て一國の利を貪り候趣意に非ず、交易は各〻國民を撫育する爲にして、仔細は是なき儀と心得候所。本邦に於ては御深遠の御趣意ありて、御許容なき所より、甚だ齟齬したる意味に相成り候。彼等は本邦の產物多少有無を委しく知らざれば、有る物を與へざる樣に思ひて憤怒を懷き候、もし交易願の通り御免に相成り、雙方商賈取組み、代り物に相成べき物產に、彼等が好みの品これ無き時は、却て後悔仕るべく候。遠洋を乘渡り交易仕り候には莫大の利益ある品を代

り物に請取り申さずしては、其詮も無き次第に候。和蘭船今日まで滯なく入津仕り候も、全く銅を御渡しに相成り候故の事、至然銅御渡し是なき時に至らば、外に利潤に相成べき品は一種も無きを以て、決して渡來は仕る間敷候。亞國魯國交易御許容の有無は、本邦の治亂兩端に係り候儀にて、今日の異國は、古の夷狄に無之候へば、小事より大事に及び、容易ならざる儀と竊に心痛仕り候。就ては交易一向の事は、凡そ彼國の風に習ひ、手輕に御取扱ひ相成り候やう仕度候。其手輕に取扱ひ候と申すは、先づ交易に付ての御理解、左の意味にて仰渡され度、曰く我國に於て外國交易を嫌ふに非ざれども、國小にして舶來の貨物を消費するに國力に限りあり、又我國の物産とても、甚だ少なければ、代り物に請取りて利潤たるべき品も是ある間しき歟、往古南蠻諸國と交易の時は、右代り物は主として金銀を渡せしに、其金銀も遂に出方これ無き所より、銅を以て相渡し、其銅も追々出方減じて渡方に差支へたれば、和蘭互市の法をも相改め、銅の渡高定額の半を減じ候程の儀なり、右に付き、唐和蘭積渡りに同物相嵩まざる樣の仕法を立て國內消費の力に應ずるの有樣なり、譬ば、和蘭人持渡の丁子の如き、一ケ年綿に三千斤を以て交

易の定額と爲し、此高を過ぎて持渡る時は、其過斤の分は、例格元買直段を減ずる程の次第、殊更銅の出高は、近年必至と相減し、國用にも差支候程の儀に付き、代り物として相渡すべき餘裕なし、依て長崎に於て我國產の諸品を熟覽いたし、其直段出產の多少をも委しく承知いたすべく、又外國より積渡り交易いたすべき諸品名書、並に直段等も、逐一に申立て、先以て我國貿易の仕法篤と承知の上にて、彌々御定の所を再び申立て、雙方差支これ無き筋に候はゝ、願の通り許容いたすべしと仰渡さるべく候。夫にて彼方より達て相願ひ候はゝ、假に交易御免の思召を以て、兩三年御試として御免の御返翰を遣はされ、交易取組方を試させ候方、永く國家の御爲に宜しく、覬覦の情も自から絕え候事に成行き候儀に御座候。畢竟交易は、今日市中小商賣も同樣にて、品物代料に自然の相場ありて、爭ふ所は利潤の多少に拘り候へば、利潤薄ければ、彼より退き候事に相成り候間、其爲に公邊を煩み奉る次第は無御座候。

一右樣假りに一國へ交易御免に相成り候はゝ、他國へも遂に御免に相成り申さず候ては叶ひ申す間じく。然る時は際限もこれ無く、本邦の資財は彼に絞り取るべ

しと存じ候儀も是あるべく候へども、實地は決して左樣の次第にあらず、一國御免の上は、諸國より願出候こと、當然の事にして、本邦に取りては猶更相好み候所に候、何程莫大の荷物を積渡り候とても、我國力に限りあれば、國中にて竭く消費すべきに無之、積渡品格別下落仕りては、彼等引合ひ申さず、猶代り物に請取べき品も無き時は、渡來いたせと申候ても、渡來は仕り申間じく候間、右樣相願ひ候はゝ、都て先例の通り、試として御免仰付られ、商賣取組ませ、試方仰付られ候方、然るべく候、商賣の儀は、取組方仕法のみに之あり候間、聊か御懸念の筋は無御座候。

一　唐和蘭へ代り物に相渡し候品々、銅を相除き候外は、都て我無用の品を相渡し候事に候所、彼國より積渡り候諸品には、必らず我御國用に相成べき品も是あるべく候間、其御國用に相成べき品のみ積渡らせ、右代り物に我無用の物を渡し候時は全く良法の交易と相成り候に付き、兩三年交易試として御免に相成り候後も、引續き交易相願ひ候はゝ、實に御國益の交易たるを以て、彼より相止め候迄は、御免に相成り、聊か害は是なく候。就ては亞國魯國等交易の願は程よく御あしらひに相成り候方、御爲に宜しく、商賣取組方に由り、御國益も相增し、國中融通にも相

成り、且つ國中出産の諸品を以て、代り物に相渡し候時は、庶民生計の基も相增し、殊に藥種類は方今舶來員數少く、格別高價に候所より、貧民は容易に服用も相成がたく、空しく生命を失ひ候も少からず候間、萬民御救の御仁澤とも相成候哉に奉存候。斯く申上候とて、聊か異國に通信を好み候儀には無之候、一應明細に商賣取組方を御試させ候方、國家磐石の安を保ち候故の儀に御座候。若また智術を以て彼等を欺き候を以て、對外の策とせば、言語も通じ兼候夷狄、いか樣にも其策を施し申すべく候へども、夫は一時の術にて、却て彼が忿怒を增し、彌〻兵を以て怨を報ひ候樣に相成り候は必定にて、騷擾に至り候時は、倭窓が明を侵したる時に、明の亂民が期せずして內より起り、是に應じたる如く、御武威盛なる御府內近き所と雖ども、恐れ憚りも無く、强盜の輩相起りて、いかなる不所存者ありて、其虛に乘じ候哉も量り難く候へば、恐ながら兵端を相開き候は、容易ならざる御儀と奉存候。

一　奸商米穀を異邦に渡し密賣仕り候儀、先年より絕ず風說ありて、今以て折々右樣の風說も是あり候。內密にて異國に拔け候も、表向き異國へ相渡し候も國中の米

穀高相減じ候は同樣の事に候間、もし交易代り物に米穀を相願ひ候はゝ、御許容に相成り候方、然るべき筋かと奉存候、一二艘に積受候石數は程知れ候儀にて、御國用に差支候程の事は是ある間じく、諸國造酒減少を仰付られ、其分を相渡し候ても差支は之なき儀と奉存候殊更蒸氣船その外便捷の船を御製造に相成り候へば、萬一凶年に至り御國用に差支候節は、取敢へず唐國へ差遣し、積取り候儀も出來仕り候と奉存候。

一風說の趣にては、石炭を懇望仕り候哉にも相聞え候處、其石數相分らず、其高にも依り候へども、九州の內には出產地も是ある、其外出產の國も是ある候、尤も蒸氣船御製造の上は、必用の品に候へども、交易取組方最初よりの取極に由りては、何時も差止め候事は出來申し候に付き、是非懇望仕り候はゝ當分の內御渡し相成り候ても差支は是ある間じくと奉存候、固より右樣の品を相渡し候上は、彼より取寄せ候品も御國用第一の品を取寄せ候事に仕度儀に御座候。

一外夷交易の儀に付ては、後殃計り難しと懸念仕り候人々も是ある候へども、二百年前の儀は、本邦と雖ども相開けざる時にして、高貴の向も耶蘇宗門信仰ありし

程なれば、愚民の迷ひたるも尤の次第に候、且つ愚民を煽動し、兵を用ひずして併呑を計り候は、彼が上策に出て候所にて、是に陷り候は我が智恩不足、我が不調法とも申すべく候。或は伊斯巴尼亞人が往時呂宋國に通商し、其國力の弱を見て、黃金を貢し、牛皮を以て覆ふ程の地を借り、終に其國を奪ひたる事どもを以て、異國の通商を嫌ひ候說も候へども、是は畢竟其國愚にして、其兵弱き故に、右樣の欺罔を受たるにて候。本邦は武勇多智にして、彼が謀計に陷り候事なければ、意とするに足らずと奉存候。又先年より兎角彼が妖法妖術に恐れ候沙汰を仕り候へども、一も實跡は是なく候、妖術を以て勝を制し、他國を奪ひ得べき者にて候はゝ軍艦兵器等に億萬の資財を費し、專ら攻守の術を講じ、武備を整へ候儀は、有之まじく、殊に妖邪の敎は、學理相開け候て、都て其跡を絕たる越に候、我國にても昔日學理の開けざりし時は、火取目鏡にて火を取り、遠目鏡にて遠方を望み候を見ても、人々相驚き相恐れたる由に候へども、今は右樣の事に迷を取り怪み候者は無之候。右を以て相考へ候へば、有用の銅を海外に御捨て相成候樣にも候へども、異國通商の利に由り、醫術其外の諸物、往時に較ぶれば相開け候て、御國

益に相成候儀も少なからず候。抑〻藝術に係りては、古より華夷の差別なく、其善ものは是を採て我國の用に充る儀に之あり、城堡陣營の制も、皆群藝の內に候間、外夷の諸術を我國に開き候は、第一の御國益に候。世間にては、蘭學熱心の者は、耶蘇の妖說に惑溺仕り候樣に申成され、終には罪を得候者も是あるべきが蘭學に由て御國益をこそ開き候へ、其爲に心得違ひ仕り候不埒の者は、一人も承り及び申さず候。是に反して聖賢の道を學び、尊ら倫道を明かに仕り候者の中には、大鹽平八郎の凶賊も是あり候間、聖賢の敎も亦恃むに足らざるが如くに存じられ候。外寇防禦の儀は當今ばかりに限るに非ず、千百年の後と雖ども懈怠なく心掛べき事にして、戰艦の製、火器の術、陣制戰法も彼と相同じき時は、軍資を費し遠洋を凌ぎて襲ひ來るも全く彼が損と相成り候に付、覬覦の念を永遠に杜絕して、以て我國を防禦するの秘訣は、是に止り候。然るに我國の人情にては、他を學び候を恥と仕り候へども、異國にては、他を學びて其善ものを採るを以て、國家の爲に力を竭し候者と感賞仕り候。是れ他の長を採て、我が短を補ひ、航海の益、交易の利を以て、其國を富し、其兵を強くする爲の主意なれば、舊習に固着して他を學ぶを恥る

者を見て固陋と侮り候程の儀に候。未だ夏を用て夷に變ずるを聞かずと申す古語は藝術上の事を云ふに非ざれば、異國の武備は勿論、何事も博く研究仕りて、我國不虞の御備さへ相整ひ候へば、何等の異船渡來仕り、商賈御免に相成り候とも、後年の患は聊か無之候間、我が御寬大を御示し、彼を御容れ遊ばされ候思召にて御試の爲に、兩三年假に交易御免仰付られ、若宜しからざる事と思召され候はゝ、何時も御差止なさせられ度、若又我が無用の品を渡して、彼より有用の品を取入れ、殊に是に由て彼が强弱を知るの手段とも成り、其上に猶交易の利益これありと奉存候。交易は御免仰付られ候とて、御國體に係り候と是なく候へども、萬一兵端を相開き候樣の儀候ては、實に容易ならざる次第。是等の儀は、多年竊に憂慮を懷き候間、身分をも顧ず、心付き候まゝ、此段書付を以て奉申上候以上

丑十月　　高嶋喜平

此長篇の一大意見書は實に秋帆が滿胸の熱血を飛ばして文字に現はしたる所なり。嘉永六年亞國使節が初めて江戶灣に來り、我鎖國の門戶を敲きたるに當り、誰か斯

の如き卓識を具へて和戰の利害を十分に論究したる者ありし乎、幕府が亞國の書翰を公にして、群議を求めたるに當り、御家門御譜代、外樣の諸大名を初とし、幕府の諸有司、旗本、御家人、諸藩士、浪人に至るまで、其意見を述て答議したる書面は、實に數百通の多に及びたりけるが、大概主戰議にして攘夷を主張したれども、外は異國の事情に通せず、內は我國の兵事を知らざるが爲めに、荒唐迂濶の論のみ多くして、一も實地に施し得べきもの無く、偶々非戰說ありても、異國の兵威を怖るゝに出で、和を以て姑く彼を欺き、禍機の發するを緩くせんと欲するに過ぎざるが故に、眞の開國說と名くべき儻直あるもの無く、要するに暴慢心と恐怖心とが互に衝突して、和戰の間に彷徨するの狀勢なりけり。且つや當時、主戰を言へば、忠勇なる豪傑の士の如くに稱せられ、非戰を言へば、外夷を畏るゝ臆病者の如くに嘲はれしが故に、主戰說の非なるを知れども、浮とは是を口外せずして、尙世論の如何を覩望せる策士も少からざりけり。又隨分の識見ありて開國を望めども、亞國使節の請求を容れ和親を許すの一事を以て、和を乞ひ降を願ふが如きものと思ひ誤りて國辱なりと臆斷し、春秋城下の盟を恥づとて、是に同意せざる者もありけり。佐久間修理(象山)の如きも

盖し此說なりき。此議論紛々の間に於て、秋帆は確乎たる定見を把持して、敢て世間の毀譽に貪着する所なく、其意見を吐露するに、毫も左右を顧盼する事あらざりしなり。秋帆は事實に據りて我兵備の以て彼に敵す可からざるを論じたり。勝つ可からざるを知りて、戰ふの不策たるを論じたり。當時兵家の空論一も採るに足るべきを論じたり。國の獨立者なきを着々證據を擧て論じたり。戰爭の禍の尤も恐るべきを論じたり。我兵制を根本より改革すべきを論じたり。其條項一として肯綮に中らざるは莫し。但し交易の方法を云ふに至りては秋帆は從來長崎に行はれたる支那、和蘭の官府貿易法を以て其規準となしたると、今日より見れば迂遠の非難なきに非ずと雖ども、此一事以て、秋帆の卓見を輕重するに足らざるなり。秋帆が貿易の國利たるを說くの大本に至りては、當時は更なり、安政五年條約締結の時に至るも、上下一般なるは是を覺り得ざりしに非ずや。

秋帆は天保十三年の冬より、獄に繫がれて、世間と隔離せられたる、前後十二年の長きに渉り、此年八月漸く許されて世に出たりけるに、未だ三月を經ざるに、其十月を以て此意見書を草したり、實に驚異すべきの識見なりと云はざる可からず。秋帆が

非凡の人たりしは、此意見書にて是を知るに十分なり、江川坦庵が老師と尊敬して事へたるも、當に砲術の伎能に止まらずして、其識見に敬服したるが故なりしもの歟。

此意見書は、幕閣をして其迷夢を醒して、亞國と和親せざる可からざるの閣議を內決せしめたるに、與りて力ありけり。

（十六）秋帆の老境

嘉永六年も個樣に忽劇なる中に過て、明くれば安政元年甲寅の春になりければ、亞國全權彼理は、正月十四日と云ふに再び浦賀に渡來し、十六日には進みて本牧に乘入りて、去年差出したる國書へ對しての返答如何と促したり。幕府の騷ぎ世上の愕きは一方ならず、今にも事破れて戰爭に及ぶべき狀勢なりしかど、閣老阿部伊勢守殿は要職の有司に謀りて、竊に非戰の議を決し、林大學頭、井戸對馬守、伊澤美作守鵜殿民部少輔を全權に命じて應接に及ばしめ、談判を重ねたる末に、三月三日を以て十二ケ條の條約に調印したり、所謂横濱條約これなり。此條約を以て、伊豆の下田港

を亞國船の爲に開く事と定まりければ、五月に至りて、幕府の全權は下田に於て彼理に會し、横濱條約附錄（即ち下田條約）を議定したり、是と同時に、下田警衛の事を江川坦庵に委任せられたりければ、坦庵は、其頃江戸に在りて品川砲臺の建築を承りて其差圖を爲し、又講武所取設の議にも與りて、尤も繁劇を極めける中に、下田の警衛をも任せられて、常に江戸と下田の間を往復したりけるが、大切の事務は秋帆の意見を問ひたること度々に及べり、秋帆はいづも初めは默して言はざるが常なれども、餘りに强く問はれて、漸く口を開きて云々せるに、坦庵は是に由て大に發明する事ども多かりけり、されども秋帆他人に對しては何氣なき体にもてなして、更に其實を知らしめず、澄し顏して日々練兵の場に出で、青年を敎授して居たりけり。

秋帆の爲に取分て悲しかりしは坦庵の卒去にてぞありける、坦庵は此年安政の冬江戸に在りて病に罹りけるに、自から赴かでは處理し難き公務のありてければ、强て下田、宮嶋、戸田その他の地方に出張して夫々に處理し、韮山へ歸り、纔に二日ほど床に就きて病を養ひたる所に、又もや江戸より至急の召狀到來して出府を促がされければ、坦庵は疾を忍びて直に韮山を發し、十二月十三日と云ふに、嚴寒を冒して

箱根の雪を越え、其夜は小田原に一宿しけるに、病勢頓に加はり、同十五日に江戸へ着せしも、其病勢は中々に懈るべうも無く、益〻危篤と成り、明れば安政二年正月十六日、歳五十五にて歸らぬ黄泉の旅路に赴きたり。阿部伊勢守殿は、此頼に思ひたる人を失ひて大に嘆かれ、水戸老公も今日に此人を失ふと國家の不幸なりとて悲しみ給ひけり。初め嘉永六年、亞國彼理が渡來の時に當り、伊勢守殿は深く坦庵の識見あるに服し、坦庵をば現職の儘にて諸大夫に進めては如何にと、御勘定奉行松平河内守に相談ありけるに、河内守、江川太郎左衛門を現職の儘にて諸大夫に進められんには、私共の力にて同人を進退いたさんと叶ひ候ふまじと答へたり、さあらんにはとて其議は寢て、坦庵を御勘定吟味役格に進められたり。其後河内守は海防の議に付きて屢〻坦庵の議論を聞き、初めて其非凡の人物たるを知り、伊勢守殿に對ひて其不明を謝し、此上は江川太郎左衛門、早々御勘定奉行に御登庸あらせらる可しと勸めたりければ、伊勢守殿もさらばとて召狀を發せられけるに、坦庵は江戸へ來りながら其拔擢の榮をも被らず、十分に驥足を展ぶるの機もなく、空しく二豎の爲に冐されて遠逝せられたるぞ悲しかりける。

秋帆は坦庵の病中、日々其枕邊に來りて病を問ひたりけるが、臨終の狀を見て、何の辭も無く疊紙にて雙眼に溢るゝ涙を拭ひ、天道わが國を守らせ給ふとならば。などて世に用なき此喜平が命をば召させ給はで、世に大切なる太郎左衛門が壽命を、短うは仕たまひしぞと、天を仰いて獨語したる計にて、眼を閉て居られたり、是を見て侍ふ人々は、秋帆坦庵師弟の情誼を察し、更に其哀を增したりけり。

秋帆は、坦庵が卒去の後は、世を味氣なきものに思ひ、頻りに退隱の念を起し、其事を門生等に謀りたるに、誰ありて同意する者も無く、何條さる事のおはすべきと諫めければ、秋帆は心ならずも砲術の教授方を勤めて居たりけり。然るに此年安政二年五月に至りて、坦庵が生前に計畫を立て置たる講武場は、三ヶ所に建られて、秋帆は下曾根金三郎等と共に砲術師範役に進められて、小十人格に昇り、百俵拾人扶持と增俸せられたり。秋帆は下曾根に對ひて、老生は今や既に無用の身に屬して候ふ、然るを斯く御登庸を被りて、貴君と席を同くして、徒らに尸位素餐いたさんは、尤も心苦しく候ふなり、依て隱居の願を出し、骸骨を乞ひ度く候ふと申しければ。下曾根は驚きて、是は以ての外の御事を承はり候ふもの哉、江川太郎左衛門病中陰かに僕を枕邊

に招きて、卿も我も倶に高嶋先生の門弟なり、我亡らん後は、卿我に代りて先生の御介抱を引受け、早く先生を師範役に進め、其上にては師範役總裁と爲し參らせて、我等一同の上に位せしめ奉る樣に取計ひてよ、太郎左衛門臨終の頼み、唯この一事にて候ふと厚く遺托して候ひければ、今日漸く其歩に就きて候ふなるに、老師には隱居せんとの思召立こそ遺憾の次第なれ、殊に老師の御昇進は、畢竟是迄の御勤功に對せられての御褒賞たると、伊勢守殿を初として、重職奉行一同の衆評にて、恐ながら將軍家に於かせられても、其台慮にて在らせられ候ふと伺ひ奉るものを、夫を辭み給はんと、上へ對しての恐れにては候はずや、切に思ひ止らせ給へと、詞を盡して諫めたりければ、秋帆も力及ばず、師範役の地位に列したりけり。

其後安政四年に至りて、天下は愈〻多事と成りたるに、伊勢守殿は六月十七日と云ふに逝去せられたりければ、秋帆は益〻世を嘆ち、其よりしては復た國事を言はず、暇あれば筆を揮ひて字を作り、以て樂としたりけり。秋帆壯年の頃より書を好み、清人施南金に就て學び、善書の譽ありけるが、老年に及びては、筆勢更に健勁にして俊逸となられたれば、書を乞ふもの門に滿ち、向山黄村、木村二梅、中村敬宇の如き、皆書

を秋帆に學びたる人々なりけり。

斯て秋帆は、追〻に其格式を進め俸祿を增され、文久三年には御具足奉行格と成り二百俵に成されて、砲術銃陣の開祖と崇められたり。然るに我國の兵制の歳月に改良せるを目撃しては、常に喜び勇み、斯てこそ生甲斐もあれ日新の兵制を見る事の嬉しさよと、會ふ人毎に其悦びを語り、卿等は幸に壯年の方々なり、英佛獨逸いづれの國に赴き、いづれの師に就てなりとも、兵學を修行して、他日我國の干城となり給へと奬勵したりけり。幕府も秋帆の功勞を嘉して布衣以上に格式を進めらるべしと評議も已に定まりしに、秋帆は是より先き、其居宅を小石川小十人町に移し、聊ば娯樂としたりける。其居宅は祝融の災に罹りて灰燼と成り、所藏の圖書書幅なども殘り少なに燒失し、内室の池田氏は此火災の後幾程も經ざるに死去し、其後一年にして嫡孫の太郎に先だゝれ、又一年にして嫡子淺五郎に先だゝれて、轉た單身の隻影を悲しみ、空しく孤燈の殘光を卿たる嘆の餘にや、又は幕府の末運に臨みて、金扇もその光を失ひ、さしも盛り久しかりける葵葉も將に枯なんとするを見て、世に

頼み少しと思ひたる餘りにや、病の床に就き、慶應二年正月十四日と云ふに、小石川の邸にて卒去したり。歳六十九、駒込東片町大圓寺の境内に

皎月院殿省水秋帆居士と刻みたる石を建たるは、秋帆が永眠せる墓の銘にてぞありける。

幕府の運命は秋帆の齢と共に傾き、慶應に至りては、天下の亂兆已に顯はれたり。秋帆慨然として人に告て曰く、今日世界多事の時に當り、日本の獨立を保持するの大義を後にして、區々たる政權の興奪を爭ふを先とするは何事ぞ、其爲に企圖無缺の日本を誤りなば、天地に容る可からざるの大罪にこそあれ、卿等いかなる事あるも此大罪を犯すの人と成り給ふなよ、義の輕重を量り、國の利害を知るを以て眞の國士と云ふべきぞとて、意氣昂然たり。然らんには先生の御進退は如何と問ひたれば、秋帆笑つて、高嶋喜平は代々德川家の恩に浴したる武士なり、此用なき老骨、德川家の爲に捨んには、何の國家に損のあるべきやと對へたりけり。

秋帆に二子あり長男は高嶋淺五郎(茂武、晴城と號す)次男久松寛三郎(忠功、適齋と號す、長崎町年寄久松某の養子)嫡孫高嶋太郎(茂昇)淺五郎は講武所砲術教授方よ

り大砲差圖役に進み、太郎は講武所歩兵教授方より後には語學所英語句讀教授に進みたりしが、文久二年に病死せり、年十九。淺五郎は將軍家御上洛の御供を命せられ、疾を押て出立したりけるが、文久三年京都にて病死せり、年四十四。是に由て秋帆は幕士福田作太郎(重固)が弟兵衛を養子となしたり、高嶋茂德これなり。茂德は維新の後朝廷に仕へて陸軍中佐に成たりけるが、明治十年熊本にて神風連の騒動に死したり、茂秀茂松いま小石川に住居して秋帆の後を繼承せり、

上野公園つゞきなる修禪院に建たる秋帆高嶋先生墓表は、細川潤次郎の撰に係る、細川は曾て長崎に遊學のころ、高嶋淺五郎の門人と爲り、其後江戸に來りて、秋帆の門に入り砲術を學びたる人なれば、秋帆の死後、その同門の人々と謀り、明治十八年十一月に此碑を建てたるなり、而して秋帆が心を國事に用ひたるの功を追賞せられて、朝廷より正四位を贈り賜ひしは、明治二十六年十一月二十七日の事にてぞありける。

私史氏曰く、安政五年の冬、余は笈を負ひて東遊の志を立て、鄉を辭するに臨み、家嚴

石橋先生余を秋帆先生に紹介するの一書を裁して余に與へ、汝江戸に抵りて秋帆君に謁しなば、君の風采と言行とに着目して、其如何を予に報せよ、君は予より少き三四歳、今は六十に餘りておはすなれば、必らず往日に異なる所あらんずるぞとぞ宣ひける。余年少その意を解せざりければ、其故を問ひ奉りしに。家嚴されば、秋帆君いまだ此地(長崎)におはせし頃は、英氣太だ鋭くして、矜式自高、動もすれば富に誇りて人に驕るの風ありき、予は君と文墨の交ありつるまゝに、面前君を非蛙なりと評して諷諫したる事もありけり、然るに君が徴されて江戸に赴き、諸組與力格に昇進して歸郷せられし後ば、其風采言行いたく往日に異なりて、其英氣は益〻鋭を加へたると倶に、驕誇の風は全く消失て、長裾を度外視するの人となり給へり、是れ君が江戸に於て練磨し得たる功夫と知られたり、君幽囚の中にありし十餘年、その功夫は老境に入りて益〻妙悟を會得せられつるならん、それ知らま欲う思へばなりと。宣ひき。其後余は江戸に來りて、秋帆先生に謁したるに、只看これ一個の好老翁、その溫容の親しむべきを覩て、其英鋒の畏るべきを覩ざりけり。是四十年前の往事に屬すれども、今なほ余が記臆に存する所なり。

今や、余は秋帆先生の傳を作るに當りて、家嚴の言を思ひ出て、世論の先生に於ける當初より今日に至るまで、大に誤る所あるを覺り得たり。世論或は先生を以て權謀數寄の士なりと評し、或は事務處辨の才なりと稱し、毀譽褒貶は圖棺の後と雖ども未だ定まる所なきが如し、是れ先生の眞相を知らざるの致す所なり。盖し先生の壯時に於けるや、其識見太だ高くして、時務の大局を達觀すると同時に其心血は火の燃るが如くに熱し、事に觸るゝ毎に光燄を激發するの質なるを以て、感情に動かされては、豫期の外に奔逸するの行爲ありて、其功業も是に由りて就り、其禍も亦これに由りて起りたるが如し。父祖の業を承て砲術の師範たるや、專ら其改良の必要を感じ、熱心これを主張して、屢〻長崎奉行に建議したれども行はれず、甚しきは視て以て秋帆が好功喜事に出るとなし、其苦心を擧て是を水泡に歸せしめんとするに至れり、先生が私資を擲つて洋砲を購求し、遂に其研究を得るに及びしも、是に激して發したる熱血の光燄たるに外ならざるなり。先生門閥を以て累世の町年寄を襲き、其豪富權勢は市中に冠たりしに係らず、長崎奉行は勿論無智凡俗の屬官までが、幕吏の威光を笠に着て是に臨み、尊大の風ありしと、先生が常に快しとせざる所な

りければ此輩に向つて對等の權威を保有せんには、已れも亦幕府

の士班に列して是に當ると不得己の手段たりき、是れ先生が長崎

奉行の推擧に依り、諸組與力格に昇進せんと望みたる所以にして、其間多少の消息もありたるならん、原來長崎の町年寄よりして、奉行および其家來等幷に手附の屬官に音物を贈るは、其頃の例なれば、先生が負嫌ひの氣象としては、自から他に勝る程に手厚くして、其歡心を買ひたること、敢て怪しむに足らざるなり。殊には其志大にして、瑣細の俗事に貪着せざる所謂豪傑風の人なりければ、其家來手代等が、家計の爲に收得の手段を行へるに當り、苟も其手段の常例を超えず、甚しき不正に渉らざる限りは、其爲す所に任せて是を意とせざりけり、是れ先生が反對黨の爲に其細瑾微疵を摘發せられたる所以なり。其彭城某が僅かに銀時計一個の爲に死罪に處せらるべきを憫み、其跡を曖昧の間に沒了せしめたるが如きは、先生が惻隱の感情に動かされたる所なれば、酷吏が心の冷血を以て之を規すべきに非ざるなり。斯て砲術を以て幕府に徵されたるに及びては、下曾根金三郎、江川太郎左衛門、松平內記なんどゝ云へる旗本門閥の名士が、節を屈して先生を師とし、尊敬して其教を乞へるに遇ひ、先生の熱血は愈〳〵光燄を發てると俱に、先生は初めて天爵の人爵より貴きを覺知し、盛德の國士は、富貴も是を動かすと能はず、威武も是を屈すると能はざる

を實視して、大に昨非を大悟し、高嶋秋帆と云へる一個人たる日本男兒を以て、世に立つの志を感發して、復た世俗の榮達を願ざるに至れり、是れ先生の風采言行に豹變を來したる機會たりしが如し。要するに此時よりして、先生は一意我國の兵制改革を以て己が任とし、町年寄、會所調役、頭取の執務は、先生の心中に於て我が本分の任に非ずと迄に思惟せられたるもの歟。其謀叛の嫌疑に罹りて、鳥居が爲に譖構せられたるは勢の然らしむる所にして、鳥居なきも、先生の世俗に背馳する是の如き以上は、其禍を免るゝと能はざる可かりしを悲しむなり。既にして十餘年間の幽囚を經て赦免せられ、更めて登庸せらるゝに際し、先生の英氣は、毫も困阨の爲に挫折すると無く、滿胸の熱血は一大意見書に溢れて、萬丈の光燄を發し、先生の本事此に於てか初めて天下に知られたり。然るに坦庵物故し、勢州遠逝の後に至りては、先生の英鋒は太だ鈍り、先生の熱血は已に冷たるに似たりしと雖ども、當局の人材は、日進の時運に當りて、宜く新陳代謝すべきの理を知り、勉めて後進を推擧するを事とし、瀟然自適して始終國家の爲にするの大義を忘れざるは、余が先生の晩節に於て殊に敬服する所なり。嗚呼先生の生涯は、之を五期に大別し、第一は功名に熱心した

る時期（長崎にて西洋砲術を研究し類に幕府に建議し江戸に徴されたるまで）第二は國士を以て自ら任じたる時期（江戸に出て銃陣を演してより長崎に歸りて捕縛せられたるまで）第三は禁獄幽囚に係りたる時期（前後十二年の間）第四は身を以て國家に盡したる時期（赦免登庸より坦庵勢州卒去の時まで）第五は後進の推擧を勉めたる時期（師範役となりてより卒去まで）に區別し、其期の轉移ごとに、先生の風采言行も是に隨つて變化し、遂に混然圓滑の域に到れるもの歟。其報國盡忠を以て生涯の事として、曾て渝る事なく、群議に抗して開國通商の議を主張し、俗論を排して兵制改革を唱道せるに至りては、識見の高き心膽の剛き、實に一代の國士たるに背かざるなり。秋帆先生の名、永く歷史に不朽なる、決して偶然に非ざるなり。

少年讀本第壹編　高島秋帆　終

附言

余は秋帆先生晴城先生及び太郎君の三世を知る、太郎君は余より少き三四歲、俱に長川竹院先生に從ひて素讀を授かり、竹馬の友なりければ、常に小嶋の高嶋邸に赴きて遊び戲れ、時としては四書五經の複讀など助け授けたる事もありければ、秋帆晴城兩先生の內室に愛せられ、菓子など賜りたる事ありて、今に尙これを記臆せり。晴城先生は溫厚の君子にて、實に長崎には希しき人物と、家嚴も常に賞譽して詩文の交を爲し給ひたり、其緣にて余も兒童の頃、晴城先生の詩會の席に列なりて、松齡軒と名けられたる座敷にて即吟を爲し、晴城先生の稱贊を受たる事などありき。秋帆先生赦免に由て、晴城先生が、家族を伴ひて江戸に赴かれしは、余が十四五歲の頃と覺えたり、家嚴が送高嶋晴城序を作り、余に淨書を命じ給ひしは記臆したれども、其文意は今すでに余が記臆より逸し去れり。其後余は書生となりて江戸に來り、初めて秋帆先生に謁し、幕吏と成たる後も折々は訪問しが、先生は曾て余等に對して國事を論じ時勢を談せられたる事もなければ、益を請

ふも、更に面白からざりけり。或日先生余に向ひて、足下は長崎にて誰に書を學びたりやと問はれければ、僕は其初め老谷（春祉助虛堂先生、即ち秋帆先生に書を學び、其衣鉢を授かりし人なり）の門人にて、先生の又弟子なりと答へたり。先生眉を顰めて、余は壯年のころ施南金の書風に心酔して、是を學びたるが、今日となりて見れば、我ながら面白からぬ書風なり、老谷また丁硯香の書風を交へて、益〻俗に陷れり、足下は老谷に學べりと云ふでう、幸に尊大人の風を承たれば、今より斷然施丁の俗を棄て、高雅の書風を學ばるべし。回想すれば天保年間に、清國南京に雲顧熙と云へる書家ありて、最も行書を善せり、余は支那人某に賴み、其肉筆の法帖を取寄せたれば、それを學ばんと筆を採り掛りたる時に、禍に罹りて法網に陷り、たり、其法帖今は余が家にあらねども、長崎には必らず在るべし、尋ね求めて是を獲ば、足下に贈るべしと宣ひて、頻に施丁の書風を捨ん事を勸められたり。其後半年ばかりも立て、或日先生の許より、約束の雲顧熙の法帖、長崎の久松にありたるを取寄せたれば、贈り參らする間、御用の暇には、ちと御習ひ成さるべく候と書添へて贈り給へり。又一年も立て先生は特に余が書を要めて一見せられ、大に余の上達したるを稱し、秋帆が學ばんと欲せし書風、十五年の後に及び、福地が學び得たれば、思ひ殘す所なしとの玉ひき。尤も余が今日の書風は、其より後三十餘年、全く變化して昔日の風を存せざれども、施丁の俗氣を拋却し得たるは、先生の賜なり。此雲顧熙の法帖は、秋帆先生の遺愛とも名くべき品なりしが、是も戊辰の變に、余が家財を沒收せられし時に失せて、其存在を知らず、多分は其ころ何家かの反古籠に沒了したるなるべし。

明治三十一年七月廿九日

福地源一郎記

○本傳補遺

德丸原洋砲實射銃隊訓練の記

天保十二年五月七日を以て、大砲小銃等をば、德丸原を去ること半里ばかりなる赤塚村松月院と云ふ所まで運ばせたり、此所には高嶋四郎大夫並に門人止宿所と書たる標札を掲げ、此夕より百十六人分の粮食焚出を下し置れたり。同八日には、臼砲忽砲各一發を打試し、銃隊を繰練したり。扨當日九日には、早朝より全隊盡く德丸原に聚まる。原の西隅に假屋五間を構へ、南の一間を以て放砲場と定め、其內に臼砲忽砲各一門を備付け、是に引續きて、彈丸火藥等の置場を設け、門弟および掛の者の外は出入を禁じたり。北の方に連なりては、假屋も廣くして百餘人の休息所となして、何れも外は黑白布交の幕を打回し、其後に焚出所便所等を設けたり。此假屋の正面東に當りて、八町目印一ッ、四町目印一ッを建て、いづれも紅白布交の小旗にて、大砲の標的なり。原の南に設けて幕張したる假屋の第一は、當日の御目付水野舍人、御鐵砲方井上左大夫、田付四郎兵衛これに座し、其外御徒目付御小人目付、與力等相詰たり。其次は奥の衆後藤周防守吉川一學見分の爲に着座あり。其次は本多伊勢守、酒井出雲守、稻葉兵部少輔、稻垣若狹守、加納遠江守、堀若狹守、加納大和守、太田新六郎、松平內匠頭、石河美濃守の諸大名衆見物の假屋。少し東に引離れて、別に青幕打たせたるは前肥前守松浦靜山が假屋なり。持槍打物は、いづれも其邊の樹蔭に繫がせ、見物の諸人は原の周圍三面に充滿せり。螺貝の會圖を以て臼砲ボンベン三發を打たり、其第一は標的の寅位二十三丈の所、第二は午位十五丈、第三は午位三十七丈の所に中りて、深く地中に穿ち入りたり。其次は燒玉二發、其第一は戌位五十四丈五尺の所、第二は亞位二十六丈五尺の所に中りたり。其次は忽砲にてガラナード二發、其第一は正午位二町にて川に入り、第二は午位三十六丈の所に中りたり。其次はドロイフコーゲル一發、五六町の間にて散發したり。其次は騎兵銃の繰練(長崎の近藤雄藏)一騎にて往返發射したり。右畢りて斗笛の合圖にて幕張を掲ぐれば、全隊を四小隊に分ち、野戰砲三門を中央左右翼の三ヶ所に排置し(一)一文字備々々中左右へ打方(二)右一文字備を變じ後打方又元の備(三)一文字備其儘左り

備に直して打方(四)三方備に變じて打方(五)銃劍を付け一重備に變じ敵に突掛ケ打方(六)一重備より三重備また一文字に變じ(七)小口引に成り(八)亂足野路押前(九)一文字備隱石火矢備四切に亂打(十)石火矢押出し早打(十一)追打に變じて打方(十二)繰引打方(十三)輪備に變じ打方(十四)一文字備に變じ、打方の繰練を演じたり。其人名は左の如し

第一隊長　長崎　高嶋　四郎大夫
第二隊長　長崎　高嶋　淺五郎
豫備副長　長崎　山本　清太郎
野戰砲　一門ニ五人ツヽ

長崎　柘植長次郎
長崎　春　禎助
長崎　加藤淳大夫
江戸　工藤久平
防州　有坂淳藏

同副長　江戸市川　熊男
同副長　長崎　野口善大夫
傳令使　長崎　近藤雄藏

豆州　齋藤彌九郎
水戸　田土部六右衛門
江戸　小野金三郎
長崎　北川庫助
長崎　大木藤四郎

長崎　福田秋太
長崎　尾上藤之助
長崎　嶋田惣兵衛

銃隊

江戸　河津孝之助
江戸　野林鐵二郎
江戸　高木茂左衛門
江戸　芹澤繁次郎
江戸　市川貞吉
江戸　齋藤助之進
江戸　齋藤兎毛
江戸　小林文藏
江戸　小嶋金藏
江戸　小野道之助

總州　兼松繁藏
長崎　楢林嘉平

江戸　河津鍵三郎
江戸　野村鎌之助
江戸　谷熊次郎
江戸　山本移三郎
江戸　吉堀覺三郎
江戸　市川登
江戸　井上孝藏
江戸　桑井安藏
江戸　坂東孫兵衛
江戸　衣幡興一

江戸　三橋源平
江戸　高須昇藏
水戸　吉野英臣
水戸　富山岩之助
水戸　金子竹四郎
水戸　藤田右源太
薩州　吉井七郎
薩州　伴鐵太郎
藝州　塚本小八郎
肥前　永淵藤五郎
遠州　秋元宰助
越前　安倍源三郎
上野　牧野平馬
上野　瀧田岩之助

江戸　大山善左衛門
江戸　出谷春馬
水戸　近藤彦八郎
水戸　久保忠四郎
水戸　關根傳次
水戸　金澤求馬
薩州　相良彌之助
薩州　山本小彌太
肥前　丹羽作兵衛
肥前　平山醇左衛門
參州　村山定平
越前　田湖速水
上野　牧野恂之助
肥前　須田三彌助

肥前　馬場斧三郎
防州　井上彦四郎
防州　太田梁平
豆州　齋藤三九郎
豆州　岡田萬藏
豆州　秋山久米藏
豆州　大原俊七
長崎　竹内卯吉郎
長崎　大木藤三郎
長崎　淺井理三郎
長崎　荒木千洲
長崎　城戸治八
長崎　西田堅吾
長崎　三原愛二郎

備中　伊東清
防州　有坂隆助
豆州　柏木操藏
豆州　山田熊藏
豆州　岩嶋千吉
豆州　大原安兵衛
江戸　小川昌吉
長崎　野口勘太夫
長崎　木下勇之助
長崎　上原百馬
長崎　品川梅次郎
長崎　横川喜野右衛門
長崎　楢林長重
長崎　井上東作

長崎　柘植榮之助
假屋留守居　諸事取扱
江戸　下曾根金三郎
江戸　別所內藏之助
豆州　江川太郎左衛門
紀州　遠藤圭介

長崎　小川壹代次
江戸　松平內記
江戸　高橋榮格
豫州　小波平

（完）

明治三十一年十月十五日印刷
明治三十一年十月十八日發行

版權所有

定價金拾參錢

著者　福地源一郎
發行者　大橋新太郎　東京市日本橋區本町三丁目八番地
印刷者　金崎金平　東京市京橋區南鍋町二丁目八番地
印刷所　博文館印刷工場　東京市京橋區竹川町十九番地

發兌元　博文館　東京日本橋區本町參丁目

大和田建樹先生著

日本歷史譚

第壹編…日本開闢（山田敬中畫）　第拾參編…豐太閤（小堀桐音畫）

第貳編…畝傍山（村田丹陵畫）　第拾四編…七本槍（筒井年峰畫）

第參編…三韓征伐（寺崎廣業畫）　第拾五編…關ケ原（高橋松亭畫）

第四編…聖德太子（水野年方畫）　第拾六編…水戸黃門（水野年方畫）

第五編…菅公（梶田半古畫）　第拾七編…四十七士（中川芳舟畫）

第六編…九郎判官（筒井年峰畫）　第拾八編…平田篤胤（小林永興畫）

第七編…曾我兄弟（尾形月耕畫）　第拾九編…櫻田門外（山中古洞畫）

第八編…惡七兵衛（水野年方畫）　第貳拾編…七卿落（梶田半古畫）

第九編…相模太郎（山中古洞畫）　第廿壹編…彰義隊（梶田半古畫）

第拾編…楠公（小林永興畫）　第廿貳編…城山（梶田半古畫）

第拾壹編…日蓮（武內佳舟畫）　第廿參編…平壤（梶田半古畫）

第拾貳編…大塔宮（歌川國松畫）　第廿四編…威海衛（梶田半古畫）

定價　正金　六冊　前金四拾錢　郵稅五錢　壹冊　金八錢　郵稅壹錢　壹回　金四錢　郵稅壹錢　壹冊　金五錢　郵稅壹錢　壹冊　金五錢　郵稅壹錢　壹冊　金五

中部秋香君著

● **白河樂翁公** 全一部 定價拾參錢 郵稅四 洋裝 (紙數凡百三十頁)

佐々木信綱君校訂

● **近世名家々集** 上卷 全一冊 定價壹圓 郵稅八 洋裝 (紙數凡五百十頁)

● **前々太平記** 校訂 全一冊 定價六拾錢 郵稅拾六 洋上製 (紙數二百八十二頁)

文藝倶樂部臨時增刊

● **千紫萬紅** 秋の卷 全一冊 定價拾七錢五厘 郵稅貳錢 洋裝 (紙數九百十六頁)

● **戸籍事務取扱全書** 改正 全二冊 定價壹圓五拾錢 郵稅拾六 洋裝 (紙數凡千百頁)

逓信省鐵道局編纂 日本鐵道線路圖入

● **鐵道局年報** 明治卅年度 全一冊 定價壹圓 郵稅拾六 洋裝 (紙數百九十二頁)

谷口信次君編

● **月の光** 全一冊 定價拾八錢 郵稅四 洋裝 (紙數二百八十二頁)

伯爵土方久元君、伯爵野津鎭雄大將、子爵伊東海軍大將【題辭】
子爵小笠原長生大將、外務次官鳩山和夫君
新刀流劍術開祖日比野正吉君著

● **劍舞術教範** 全一冊 定價拾八錢 郵稅四 洋裝 (紙數二百頁)

● **ナショナル第二讀本** 全一冊 上製三拾錢 郵稅參拾六錢 洋上製 (紙數百七十八頁)

● **電氣鍍金術** 附電鑄術 全一冊 定價廿五錢 郵稅四 洋裝 (紙數百廿四頁)

工學士鹽原武君編

● **應用土木工學** 全一冊 定價七拾錢 郵稅六 洋裝 (紙數三百八十頁)

工學士安達長次郎君閲
工學士師竹貫直次君著

● **母親の心得** 全一冊 定價廿五錢 郵稅六 和裝 (紙數二百七十四頁)

鄙族女學校學監下田歌子君著

● **通俗倫理學** 全一冊 定價廿五錢 郵稅六 洋裝 (紙數三百四十四頁)

足立栗園君編

● **訓點四書讀本** 全一冊 定價參拾錢 郵稅六 洋裝 (紙數二百六十八頁)

筑山中島幹事君訓點

● **小澤蘆庵翁全集** 全一冊 定價廿五錢 郵稅八 洋裝 (紙數五百廿頁)

佐々木信綱君編

● **蕉門十哲集** 全一冊 定價廿五錢 郵稅八 洋裝 (紙數三百十二頁)

福羽逸人君序 安方信順氏 毛呂宗未良 晋笠庵都逸兩宗匠校訂

● **東洋之日露戰爭未來記** 全一冊 定價拾八錢 郵稅四 洋裝 (紙數百六十六頁)

英國モリス原著 文學士大町桂月君譯「再版」

● **大波瀾** 全二冊 定價拾八錢 郵稅四 洋裝 (紙數三百五十六頁)

● **七本槍** 全一冊 定價八錢 郵稅四 洋裝 (紙數九十六頁)

大和田建樹君著

● **文覺上人** 全一冊 定價六錢 郵稅六 洋裝 (紙數八十二頁)

蘆谷蘆山人編

● **青年文藻** 後編 全一冊 定價貳拾錢 郵稅參 洋裝 (紙數三百十二頁)

少年文學叢書時報刊

● **第二讀本註釋** ロングマンス 全一冊 定價廿五錢 郵稅六 洋裝 (紙數三百九十頁)

遊汀保君註釋

● **改正戸籍法典** 理由詳說 全一冊 定價三拾錢 郵稅六 洋裝 (紙數四百四十頁)

富川大森君註釋

八月刊行書目

山縣總數 二十一種 總數四千七百八十六頁

● **支那文學史** 全一冊 上製五拾錢 郵稅八 洋上製 (紙數三百廿頁)

文學士笹川種郎君著

● **農學汎論** 全一冊 上製五拾錢 郵稅八 洋上製 (紙數三百五十八頁)

農學士原山譲爾君著

● **懷中日記** 明治廿二年 全一冊 上製拾二錢 郵稅各四 洋上製 (紙數五百廿四頁)

博文館編輯

● **當用日記** 明治廿二年 全一冊 上製五拾錢 郵稅拾五 洋上製 (紙數凡四百二十頁)

商業學校教授和田鍾三君著

● **商業實踐法** 全一冊 定價未定 郵稅 洋裝 (紙數凡四百卅頁)

內山正如君編

● **明治書翰文大全** 全二冊 定價未定 洋裝 (紙數凡千百頁)

文學士武島又次郎君著

● **修辭學** 全一冊 上製五拾錢 郵稅八 洋上製 (紙數三百十四頁)

文學士高山林次郎君著

● **論理學** 全一冊 上製五拾二錢 郵稅八 洋上製 (紙數三百廿二頁)

九月刊行書目

山縣總數 十一種 總數四千八百二十頁

● **栽培汎論** 全一冊 上製五拾錢 郵稅八 洋上製 (紙數三百六十六頁)

農學士横井時敬君著

正三位子爵福羽美靜君述 「四版」 (紙數百四十六頁)
人事百話 全一冊 正價貳拾錢 洋並 郵稅四錢

正四位勳三等巖谷修君題字 堀江秀雄君編 日本中學校長杉浦重剛君序文 「三版」 (紙數二百卅八頁)
學生必携作文資料 全一冊 定價拾五錢 洋並 郵稅四錢

陸軍々醫總監石黑忠悳君序文 三宅青軒君編 (紙數二百五十六頁)
陸海軍人書翰文 全一冊 定價貳拾錢 洋並 郵稅六錢

御歌所長高崎正風君題詠 佐々木信綱君編 (紙數五百十四頁)
香川景樹翁全集 下卷 全一冊 定價卅五錢 洋並 郵稅八錢

子爵品川彌二郎君題詠 雪中菴雀志宗匠序文 老鼠堂永機・其角堂機一兩宗匠校訂 (紙數三百四十二頁)
支考全集 全一冊 定價廿五錢 洋並 郵稅八錢

巖谷漣山人編 (紙數八十二頁)
日吉丸 全一冊 定價六錢 洋並 郵稅貳錢

大和田建樹君著 (紙數百二頁)
豐太閤 全一冊 定價八錢 洋並 郵稅四錢

博文館編輯局校訂 (紙數千卅四頁)
校訂兒雷也豪傑譚 全一冊 定價六拾錢 洋上 郵稅拾六錢

水谷不倒君校訂 (紙數千六十八頁)
校訂江戸作者淨瑠璃集 全一冊 定價六拾錢 洋上 郵稅拾六錢

理學士三田善太郎君閲 工師 鮑井重慶君著 (紙數三百廿六頁)
實用續土木便覽 全一冊 定價七拾錢 洋上 郵稅六錢

七月刊行書目

出版 十四種 總紙數 六千百八十八頁

從一位勳一等久我建通公題字 宮內省大膳職庖丁師範石井治兵衛君著 (紙數千六百頁)
日本料理法大全 全一冊 定價二圓五拾錢 洋上 目方四百目

理學士佐藤傳藏君著 (紙數三百卅六頁)
萬國新地理 全一冊 上製五拾錢 洋上 郵稅拾貳錢 洋並 並製卅五錢 郵稅八錢

理學士佐藤傳藏君編 (紙數百九十四頁)
中等教育萬國地圖 全一冊 定價六拾錢 洋上 郵稅八錢

林學士柴田榮吉君著 (紙數百卅六頁)
日本山林一班 全一冊 定價廿五錢 洋並 郵稅四錢

市岡正一君編纂 (紙數六百五十四頁)
市町村事務取扱全書 全一冊 定價八拾錢 洋並 郵稅拾貳錢

大倉組頭取大倉喜八邦君題辭 森一兵君編 東京馬車鐵道株式會社長牟田口元學君序文 (紙數二百五十四頁)
商家書翰文 全一冊 定價貳拾錢 洋並 郵稅六錢

(紙數九十八頁)
ナシヨナル第一讀本 全一冊 上製拾八錢 洋上 並製拾五錢 洋並 郵稅各四錢

華族女學校學監下田歌子君著 (紙數二百七十頁)
婦女家庭訓 全一冊 定價卅五錢 和並 郵稅六錢

正四位勳三等巖谷修君題字 雪中庵雀志宗匠校訂 東京電燈株式會社長木村正辭君題字 (紙數二百九十二頁)
嵐雪全集 全一冊 定價廿五錢 洋並 郵稅八錢

博文館編輯局校訂 (紙數千百七十六頁)
校訂朝夷巡島記 全一冊 定價六拾錢 洋上 郵稅拾六錢

大和田建樹君著 (紙數九十八頁)
大塔宮 全一冊 定價八錢 洋並 郵稅四錢

少年世界臨時增刊 (紙數二百廿六頁)
海と山 全一冊 定價拾貳錢 洋並 郵稅貳錢

文藝倶樂部臨時增刊 「四版」 (紙數三百六十四頁)
旅の友 全一冊 定價廿五錢 洋並 郵稅參錢五厘

江見水蔭君著 「五版」 (紙數四百九十頁)
鐵道小說 滊車の友 全一冊 定價參拾錢 洋上 郵稅六錢

六月刊行書目

出版 十三種 總紙數 六千九百七十六頁

高等師範學校教授萩野由之君述 (紙數四百五十二頁)
中等教育日本歷史要解 全一冊 定價五拾錢 洋上 郵稅八錢

奥村信太郎君編 (紙數三百廿八頁)
通俗文學汎論 全一冊 定價廿五錢 洋並 郵稅八錢

紫瀾漁長阪崎斌君著 (陸奥伯眞蹟入) (紙數三百六十四頁)
陸奥宗光 全一冊 定價五拾錢 洋上 郵稅八錢

農學士楠 巖君著 (紙數三百五十四頁)
農產製造學 全一冊 上製五拾錢 洋上 郵稅拾貳錢 洋並 並製卅五錢 郵稅八錢

華族女學校學監下田歌子君著 (紙數三百卅四頁)
料理手引草 全一冊 定價卅五錢 和上 郵稅六錢

博文館編輯局校訂 (紙數千七十二頁)
校訂修紫田舍源氏 全一冊 定價六拾錢 洋上 郵稅拾六錢

水谷不倒君校訂
●校訂 竹田出雲淨瑠璃集 全一冊 定價六拾錢 洋上 郵稅拾六錢 (紙數千五十六頁)

巖谷漣山人編
●櫻井驛 全一冊 定價六錢 洋並 郵稅貳錢 (紙數八十二頁)

巖谷漣山人編
●草薙劍 全一冊 定價六錢 洋並 郵稅貳錢 (紙數八十二頁)

上村左川君編
●內外遊戲法 「再版」 全一冊 定價貳拾錢 洋並 郵稅八錢 (紙數二百五十頁)

博文館編輯
●民法修正案理由書 「六版」 全一冊 定價六拾錢 洋並 郵稅拾錢 (紙數六百七十四頁)

博文館編輯
●商法修正案理由書 「四版」 全一冊 定價六拾錢 洋並 郵稅拾錢 (紙數六百廿八頁)

博文館編輯
●民法商法修正案理由書 「三版」 合本 全一冊 定價一圓五拾錢 洋上 目方四百目 (紙數千三百頁)

五月刊行書目

出版 十五種
總紙數 六千〇九十八頁

東京書籍出版營業組合事務所編纂
●東京書籍出版營業組合員 書籍總目錄 全一冊 定價貳圓 洋上 目方四百目 (紙數千八十八頁)

理學士高木貞治君著
●新撰算術 全一冊 上製五拾錢 洋上 郵稅拾貳錢 洋並 並製卅五錢 郵稅八錢 (紙數三百十四頁)

文學士姉崎正治君譯
●宗教哲學 「再版」 全一冊 上製五拾錢 洋上 郵稅拾貳錢 洋並 並製卅五錢 郵稅八錢 (紙數三百九十八頁)

農學士木下義道君著
●肥料學 全一冊 上製五拾錢 洋上 郵稅拾貳錢 洋並 並製卅五錢 郵稅八錢 (紙數三百卅八頁)

綿鶴間祇侯千阪高雅君題辭 農學士横井時敬君校閱 農商務次官藤田四郎君序文 博文館編輯
●農業大意 全一冊 定價貳拾錢 洋並 郵稅六錢 (紙數二百五十頁)

澁江保君註釋
●ロングマンス第一讀本註釋 全一冊 定價參拾錢 洋並 郵稅六錢 (紙數三百卅六頁)

●ロングマンス第三讀本 全一冊 定價四拾錢 洋上 郵稅八錢 (紙數百七十八頁)

岸上操君編
●通俗德川十五代史 全一冊 定價廿五錢 洋並 郵稅八錢 (紙數三百卅八頁)

大和田建樹君編
●日本歌謠類聚 下卷 全一冊 定價六拾錢 洋上 郵稅拾六錢 (紙數千廿四頁)

內大臣德大寺實則侯題辭 佐々木信綱君編
●香川景樹翁全集 上卷 全一冊 定價卅五錢 洋並 郵稅八錢 (紙數五百十二頁)

野崎左文、藤本藤陰兩君合著
●日本名勝地誌 第八編 全一冊 定價參拾錢 洋並 郵稅八錢 (紙數四百九十頁)

御料局長男爵岩村通俊君題辭 貴族院議員森山茂君序文 岡野知十君校訂
●也有全集 全一冊 定價廿五錢 洋並 郵稅六錢 (紙數二百九十頁)

大和田建樹君著
●日蓮 全一冊 定價八錢 洋並 郵稅四錢 (紙數百頁)

巖谷漣山人編
●朝比奈 全一冊 定價六錢 洋並 郵稅二錢 (紙數八十二頁)

少年世界臨時增刊
●豐臣太閤 全一冊 定價拾八錢 洋並 郵稅貳錢五厘 (紙數三百六十頁)

四月刊行書目

出版 十二種
總紙數 五千四百三十六頁

博言博士イーストレーキ君 島田豐君共纂 「三版」
●學生用英和字典 全一冊 定價一圓五拾錢 洋上 郵稅拾貳錢 (紙數千三百五十六頁)

文學士木寺柳次郎君著
●中等教育東洋歷史 「再版」 全一冊 定價八拾錢 洋上 郵稅拾貳錢 (紙數二百九十六頁)

理學士佐藤傳藏君著 「萬國之部」
●中等教育地理學教科書 下卷 全一冊 定價五拾錢 洋上 郵稅八錢 (紙數二百十二頁)

井上文學博士校閱 木村鷹太郎君著
●東洋西洋倫理學史 全一冊 上製五拾錢 洋上 郵稅拾貳錢 洋並 並製卅五錢 郵稅八錢 (紙數三百六十六頁)

坪谷善四郎君著
●通俗明治歷史 全一冊 定價廿五錢 洋並 郵稅八錢 (紙數三百五十四頁)

前司法大臣曾禰荒助君題字 博文館編輯
●現行警察法典 全一冊 定價四拾錢 洋並 郵稅六錢 (紙數六百五十四頁)

從三位子爵前田利鬯君題字 工業學校長理學士阪田貞一君序文 工學士松永新之助君著
●工業大意 全一冊 定價貳拾錢 洋並 郵稅六錢 (紙數二百卅八頁)

稅所敦子君題詠 華族女學校學監下田歌子君著 (紙數三百十八頁)
●詠歌之栞 全一冊 定價卅五錢 和並 郵稅八錢

會計檢査院長子爵渡邊昇君題辭 大野酒竹君校訂
樞密顧問官伯爵勝安芳君題句
●許六全集 全一冊 定價廿五錢 洋並 郵稅八錢 (紙數二百九十六頁)

公爵二條基弘君題辭 佐々木信綱君編
●本居宣長翁全集 全一冊 定價卅五錢 洋並 郵稅八錢 (紙數五百卅六頁)

少年文集臨時增刊
青年文藻 前編 全一冊 洋並 定價貳拾錢 郵稅參錢 （紙數三百卅四頁）

太陽臨時增刊
奠都三十年 「再版」 全一冊 洋並 定價參拾錢 郵稅四錢五厘 （紙數四百七十六頁）

三月刊行書目

出版七種 總紙數三千二百頁

理學士佐藤傳藏君著
日本新地理 全一冊 洋上 洋並 上製五拾錢 郵稅拾貳錢 並製卅五錢 郵稅八錢 （紙數三百廿四頁）

樞密顧問官子爵杉孫七郎君題辭 樞密顧問官伯爵勝安芳君題句 從五位鈴木重嶺翁題歌 特命全權公使子爵秋元興朝君題辭 野口珂北君著
畫法自在 全一冊 洋並 定價貳拾錢 郵稅六錢 （紙數二百五十六頁）

大和田建樹君編
日本歌謠類聚 上卷 全一冊 洋上 定價六拾錢 郵稅拾六錢 （紙數千三十六頁）

博文館編輯局校訂
近世說美少年錄 校訂 全一冊 洋上 定價六拾錢 郵稅拾六錢 （紙數千百二十頁）

文藝俱樂部臨時增刊
千紫萬紅 春の卷 全一冊 洋並 定價拾七錢 郵稅貳錢五厘 （紙數二百九十四頁）

大和田建樹君著
楠公 「再版」 全一冊 洋並 定價八錢 郵稅四錢 （紙數九十四頁）

巖谷漣山人編
最明寺 全一冊 洋並 定價六錢 郵稅貳錢 （紙數七十六頁）

二月刊行書目

出版十一種 總紙數六千〇七十八頁

博文館編輯
新撰帝國法典 「增補再版」 全一冊 洋上 定價七拾五錢 郵稅拾四錢 （紙數千七百九十四頁）

博文館編輯
修正四大法典草案 「再版」 刑法、法例 民法、商法 全一冊 洋並 定價四拾錢 郵稅六錢 （紙數三百卅二頁）

長谷川誠也君編
通俗世界歷史 全一冊 洋並 定價廿五錢 郵稅八錢 （紙數三百四十二頁）

樞密顧問官杉孫七郎君題詠 貴族院議員小崎利準君題詠 老鼠堂永機、阿心菴雪人兩宗匠校訂
其角全集 全一冊 洋並 定價廿五錢 郵稅八錢 （紙數三百卅二頁）

從二位伯爵東久世通禧君題詠 佐々木信綱君編（紙數五百十頁）
加茂眞淵翁全集 下卷 全一冊 洋並 定價卅五錢 郵稅八錢

楊氏注謝氏箋釋 郵岡良弼君訓點
增評 **荀子箋釋** 全二冊 洋並 定價七拾錢 郵稅拾錢 （紙數四百五十頁）

ロングマンス
第二讀本 全一冊 洋上 定價卅五錢 郵稅六錢 （紙數百三十頁）

大和田建樹君著
相摸太郎 全一冊 洋並 定價八錢 郵稅四錢 （紙數百頁）

巖谷漣山人編
鎭西八郎 全一冊 洋並 定價六錢 郵稅貳錢 （紙數八十二頁）

文學士有賀長雄君著
近時外交史 「再版」 全一冊 洋上 定價一圓五拾錢 郵稅拾六錢 （紙數七百六十六頁）

陸軍中將川上操六君題字 步兵大佐福島安正君序文 清國人蔡爾康 米國人林樂知 合著 藤野房次郎君直譯
中東戰記本末 「再版」 全一冊 洋上 定價二圓五拾錢 目方四百目 （紙數千二百四十頁）

一月刊行書目

出版十二種 總紙數四千七百五十四頁

文學士高山林次郎君著
世界文明史 「再版」 全一冊 洋上 洋並 上製五拾錢 郵稅拾貳錢 並製卅五錢 郵稅八錢 （紙數三百七十頁）

足立栗園君著
通俗日本歷史 全一冊 洋並 定價廿五錢 郵稅八錢 （紙數三百四十二頁）

文學士白河次郎、大町芳衛兩君編次
帝國漢文讀本 全五冊 洋並 卷一參拾錢 二ヨリ五迄 各卅五錢 郵稅各六錢 （紙數千九十頁）

從一位公爵久我建通君題詠 佐々木信綱君編「再版」（紙數五百十頁）
加茂眞淵翁全集 全一冊 洋並 定價卅五錢 郵稅八錢 博文館編輯

北海道炭礦鐵道株式會社長高島嘉右衛門君題辭 前貴族院多額納稅議員若尾逸平君題辭 第百銀行取締役池田謙三君序文
致要富訣 全一冊 洋並 定價貳拾錢 郵稅六錢 （紙數二百四十二頁）

博文館編輯局校訂
校訂 **眞田三代記** 全一冊 洋上 定價六拾錢 郵稅拾六錢 （紙數千頁）

少年世界臨時增刊
お年玉 「再版」 全一冊 洋並 定價拾貳錢 郵稅貳錢 （紙數二百十八頁）

幸田露伴君考案 富岡永洗畫
明治立身雙六 全一枚 彩色密刷 定價拾貳錢 郵稅貳錢

巖谷漣山人考案 武內桂舟畫
明治少年雙六 全一枚 彩色密刷 定價拾二錢 郵稅貳錢

近刊書目

陸軍薬剤監石塚左玄君著「再版」

通俗 **食物養生論** 全一冊 定價七拾錢 洋上郵稅六錢 （紙數二百五十頁）

英國ジー、エス、キュンス工著 文學士天野爲之君譯 「再版」

經濟學研究法 全一冊 定價壹圓 洋上郵稅拾二錢 （紙數四百六十四頁）

英國シヂッヂック、同パステーアル兩氏著 文學士土子金四郎、法學士田島錦治兩君譯「再版」

經濟政策 附外國貿易論 全一冊 定價二圓拾錢 洋上郵稅拾四錢 （紙數二百六十八頁）

文學士鹽江飛丸君著

倫理學 全一冊 定價七拾錢 洋上郵稅六 （紙數二百五十頁）

華族女學校學監下田歌子君著

家事經濟要訣 全一冊 定價壹圓 和並郵稅六錢 （紙數二百六十頁）

石川辰之助君著

通俗英語案內 全一冊 定價廿五錢 洋並郵稅八錢 （紙數凡三百廿頁）

巖谷漣山人編

鬼童丸 全一冊 定價六錢 洋並郵稅二錢 （紙數凡八十二頁）

鹽江保君註釋

ロンケマンス **第三讀本註釋** 全一冊 定價 洋並郵稅 未定 （紙數凡四百頁）

ナシヨナル第三讀本 全一冊 定價 洋上並 郵稅 未定 （紙數凡二百四十二頁）

中江篤介君序文 法學士石尾一郎助君閲 在法科大學福田宮次君著

初學實用 **佛蘭西文典** 全一冊 定價 洋上 郵稅 未定 （紙數凡二百頁）

中學世界臨時增刊

青年文壇 全一冊 定價八錢 洋並 郵稅一錢五厘 （紙數凡百三十頁）

中郵秋香君著

新体詩歌自在 全一冊 定價 洋上並 郵稅 未定 （紙數凡七百五十頁）

林學士與田貞衛君著

森林學 全一冊 上製五拾錢 洋上並製冊五錢 郵稅八錢 （紙數凡三百廿頁）

理學士林鵬一君著

新撰幾何學 全二冊 上製五拾錢 洋上並製冊五錢 郵稅拾二錢 （紙數凡三百廿頁）

博文館編輯局校訂

前太平記 全二冊 上製五拾錢 洋上並製冊五錢 郵稅八錢 （紙數凡千頁）

巖谷漣山人編著

日本昔噺

此本は日本故有の昔噺を、今様の平易なる文體をもつて、小供のために書き綴れるものにして、大に滿天下に歡迎せられたり。父たり母たるものは、子たり孫たる者の爲めに、兄たり姉たる者は、弟たる者の爲めに、須らく買てやり又讀んでやるべきの書なり。苟も此の日本に産れて、此の日本の昔噺を知らざる者は、日本の兒にあらず。

第一編 桃太郎
第二編 玉の井
第三編 猿蟹合戰
第四編 松山鏡
第五編 花咲爺
第六編 大江山
第七編 舌切雀
第八編 俵藤太
第九編 かちかち山
第十編 瘤取り
第十一編 物臭太郎
第十二編 文福茶釜
第十三編 八頭の大蛇
第十四編 兎と鰐
第十五編 羅生門
第十六編 猿と海月
第十七編 安達ケ原
第十八編 浦島太郎
第十九編 一寸法師
第二十編 金太郎
第廿一編 雲雀山
第廿二編 猫の草紙
第廿三編 牛若丸
第廿四編 鼠の嫁入

發兌元 東京日本橋區本町三丁目 博文館

有名畫工數十人插入 密語 四六倍判 二十四冊 定價金五拾錢 郵稅一錢 二十五冊 定價金壹圓 郵稅二錢 二十六冊 定價金壹圓 郵稅二錢 二十七冊 定價金壹圓 郵稅二錢 二十八冊 定價金壹圓 郵稅二錢 二十九冊 定價金壹圓 郵稅二錢 三十冊 定價金壹圓 郵稅二錢 三十一冊 定價金壹圓 郵稅二錢 三十二冊 定價金壹圓 郵稅二錢 三十三冊 定價金壹圓 郵稅二錢 三十四冊 定價金壹圓 郵稅二錢 三十五冊 定價金壹圓 郵稅二錢

明治卅年當用日記

全壹册 紙數五百卅頁 洋裝堅牢美本

特製 舶來洋紙印刷鮮明 背・皮金文字入 正價五拾錢 郵稅十二錢

上製 上等洋紙印刷鮮明 總クロース金字入 正價卅五錢 郵稅拾錢

趣向一新、總て舊摸型にあらず、毎月の首には年中行事、花鳥春秋、食品月令、漁獵案内、節物辭令、及び詩歌發句を掲げて、趣味實用兼備へしめ、日々の欄には過去同月日の重要記事、七曜、支干、金言等を錄し附錄には金錢出納帳、及び統計專門家伊東祐穀君の手に成れる國勢統計一覽を掲ぐ。

明治卅年懷中日記

全壹册 紙數二百八拾頁 洋裝頗堅牢

特製 舶來洋紙印刷鮮明 總クロース金字入 正價拾八錢 郵稅四錢

並製 上等洋紙印刷摸製 クロース金文字入 正價拾貳錢 郵稅四錢

毎月の初には年中行事、遊覽案内、食品月令、詞藻を掲げ、其月の節物行事を示し、日々の欄には過去同月日の歷史、七曜、支干、祝祭日を記し、更に金錢出納の會計表、及び重なる諸種の一覽を附錄とす、体裁總て一新、復た舊面目に非す。

發兌元 東京日本橋區本町三丁目 博文館

巖谷漣山人編著

日本お伽噺

第一編…八咫烏 久保田米僊畫
第二編…田村將軍 水野年方畫
第三編…玉取 梶田半古畫
第四編…源三位 尾形月耕畫
第五編…八幡太郎 筒井年峰畫
第六編…武藏坊 右田年英畫
第七編…一休和尚 鈴木華邨畫
第八編…東照宮 小堀鞆音畫
第九編…姨捨山 梶田半古畫
第十編…川中島 山中古洞畫
第十一編…玄武門 久保田金僊畫
第十二編…白虎隊 橋本周延畫
第十三編…鎭西八郎 尾形月耕畫
第十四編…最明寺 鈴木華邦畫
第十五編…朝比奈 筒井年峯畫
第十六編…櫻井驛 水野年方畫
第十七編…草薙劍 小林永興畫
第十八編…日吉丸 小峯苔石畫
第十九編…文覺上人 梶田半古畫
第二十編…鬼童丸 富岡永洗畫
第廿一編…和唐内 高橋松亭畫
第廿二編…高千穗 鈴木華邨畫
第廿三編…熊本城 水野年方畫
第廿四編…宇治川 武内桂舟畫

正價 壹册金六錢●六册金三十四錢●十二册金六十五錢●廿四册金壹圓貳拾錢●郵稅壹册壹錢宛●毎月壹回發行

澁江保先生註釋

製本既成

ロングマンス讀本 第一讀本

全壹冊紙數三百卅頁 正價金三拾錢 郵稅六錢

ロングマンス讀本 第二讀本

全壹冊三百九拾除頁 正價金三拾五錢 郵稅六錢

從來ロングマンス讀本を註釋したるの書多しと雖、皆其發音法の不正確にして譯法の粗雜なる、反つて初學の士を害ふ所なしとせず。本書は意を此に注ぎ、發音は勉めて正確を期し、將た譯法の如き先づ字に就て直譯を掲げ、然る後其大意を示して意義を明にする最も精細を極め、恰も手を執て是を教ゆるが如くならしむ。獨學者此書に依らば、必らずしも師友に就て學ぶの要なからん。實に諸種の註釋書中の白眉とす。讀者一本を求めて其眞價を知り給へ。

發兌元 東京日本橋區本町三丁目 博文館

ロングマンス讀本 ヲナルド讀本

全壹冊上製 正價四拾錢 郵稅六錢

ロングマンス讀本 ヲナルド讀本

全壹冊洋裝 上製拾八錢 並製拾五錢 郵稅四錢

以上四書內容外裝少しも舶來原書に劣らずとの好評を博し各地諸學校の教科書に採用せられたり。

少年文學

全部參拾貳冊和裝美本密譜挿入

1 こがね丸……巖谷小波君著 武內桂舟畫
2 二人むく助……尼崎紅葉君著 武內桂舟畫
3 今辨慶……江見水蔭君著 武內桂舟畫
4 維新三傑……北村嘯山君著 石版刷挿入
5 雨の日暮し……山田美妙君著 富岡永洗畫
6 寶の山……川上眉山君著 武內桂舟畫
7 二宮尊德翁……幸田露伴君著 小林永興畫
8 姉と弟……嵯峨のや君著 富岡永洗畫
9 當世少年氣質……巖谷小波君著 武內桂舟畫
10 親の恩……宮崎三昧君著 小林永興畫
11 紀文大盡……村井弦齋君著 水野年方畫
12 大石良雄……藤原抱一庵君著 藤原華僊畫
13 暑中休暇……巖谷小波君著 桂舟永洗畫
14 近江聖人……村井弦齋君著 富岡永洗畫
15 河村瑞賢……高橋太華君著 富岡永洗畫
16 甲子待……南新二君著 富岡永洗畫
17 太閤秀吉……高橋太華君著 富岡永洗畫
18 德川家康……矢部五湖君著 藤島華僊畫
19 俠黑兒……尼崎紅葉君著 武內桂舟畫
20 陸奥の長者……幸堂得知君著 富岡永洗畫
21 新太郎少將……高橋太華君著 富岡永洗畫
22 賴山陽……三宅青軒君著 武內桂舟畫
23 上杉鷹山公……渡部乙羽君著 寺崎廣業畫
24 菅相丞……巡塚龍水君著 村田丹陵畫
25 日蓮上人……幸田露伴君著 寺崎廣業畫
26 五少年……中村花瘦君著 島崎柳塢畫
27 二代忠孝……武田仰天君著 小林永興畫
28 平賀源內……水谷不倒君著 山田敬中畫
29 高山彥九郎……村上浪六君著 三島蕉窗畫
03 寧馨兒……石橋思案君著 武內桂舟畫
31 加藤清正……江見水蔭君著 武內桂舟畫
32 契沖阿闍梨……宇田川文海君著 龜井一山畫

正價 壹冊金拾錢 郵稅四錢 全部參拾貳冊金壹圓四拾錢 貳拾冊金壹圓 拾冊金五拾錢 參拾冊金壹圓五拾錢

少年文學

全部參拾貳冊和裝美本密畫挿入

1 こぶね丸……巖谷漣山人著 武内桂舟畫
2 二人むく助……尾崎紅葉君著 武内桂舟畫
3 今辨慶……江見水蔭君著 武内桂舟畫
4 維新三傑……北村紫山君著 石版刷挿入
5 雨の日暮し……山田美妙君著 富岡永洗畫
6 寶の山……川上眉山君著 武内桂舟畫
7 二宮尊德翁……幸田露伴君著 小林永興畫
8 姉と弟……嵯峨のや君著 富岡永洗畫
9 當世少年氣質……巖谷漣山人著 武内桂舟畫
10 親の恩……宮崎三昧君著 小林永興畫
11 紀文大盡……村井弦齋君著 水野年方畫
12 大石良雄……原抱一庵君著 藤原華僊畫
13 暑中休暇……巖谷漣山人著 桂舟永洗畫
14 近江聖人……村井弦齋君著 富岡永洗畫
15 河村瑞賢……高橋太華君著 富岡永洗畫
16 甲子待……南新二君述 富岡永洗畫
17 太閤秀吉……高橋太華君著 富岡永洗畫
18 德川家康……矢部五洲君著 藤島華僊畫
19 俠黑兒……尾崎紅葉君著 武内桂舟畫
20 陸奥の長者……幸堂得知君著 富岡永洗畫
21 新太郎少將……高橋太華君著 富岡永洗畫
22 賴山陽……三宅青軒君著 武内桂舟畫
23 上杉鷹山公……渡部乙羽君著 寺崎廣業畫
24 菅相丞……迎塚麗水君著 村田丹陵畫
25 日蓮上人……幸田露伴君著 寺崎廣業畫
26 五少年……中村花痩君著 島崎柳塢畫
27 二代忠孝……武田仰天君著 小林永興畫
28 平賀源内……水谷不倒君著 山田敬中畫
29 高山彦九郎……村上浪六君著 三島蕉窓畫
03 寧馨兒……石橋思案君著 武内桂舟畫
31 加藤清正……江見水蔭君著 武内桂舟畫
32 契沖阿闍梨……宇田川文海君著 龜井一山畫

正價 ●壹冊金拾貳錢●拾冊金壹圓拾錢●全部參拾貳冊金參圓四拾錢●郵稅壹冊四錢

澁江保先生註釋

ロングマンス讀本註釋

製本既成

第一讀本 全壹冊紙數三百卅頁 正價金三拾錢 郵稅六錢

第二讀本 全壹冊三百九拾餘頁 正價金三拾五錢 郵稅六錢

從來ロングマンス讀本を註釋したるの書多しと雖、皆其發音法の不正確にして譯法の粗雜なる、反つて初學の士を害ふ所なしとせず。本書は意を此に注ぎ、發音は勉めて正確を期し、將た譯法の如き先づ字に就て直譯を掲げ、然る後其大意を示して意義を明にする最も精細を極め、恰も手を執て是を教ゆるが如くならしむ。獨學者此書に依らば、必らずしも師友に就て學ぶの要なからん。實に諸種の註釋書中の白眉とす。

ロングマンス第一讀本 全壹冊上製 正價廿五錢 郵稅四錢

ロングマンス第二讀本 全壹冊上製 正價卅五錢 郵稅六錢

ロングマンス第三讀本 全壹冊上製 正價四拾錢 郵稅六錢

ナショナル第四讀本 全壹冊洋裝 上製拾八錢 並製拾五錢 郵稅四錢

以上四書内容外裝少しも舶來原書に劣らずとの好評を博し各地諸學校の教科書に採用せられたり。

發兌元 東京日本橋區本町三丁目 博文館